

環境影響評価調査計画書

－中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業－

平成 31 年 1 月

東京二十三区清掃一部事務組合

目 次

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
2 対象事業の名称及び種類	1
3 対象事業の内容の概略	1
4 対象事業の目的及び内容	2
4.1 事業の目的	2
4.2 事業の内容	2
4.2.1 位置及び区域	2
4.2.2 計画の内容	6
4.3 施工計画及び供用計画	23
4.3.1 施工計画	23
4.3.2 供用計画	28
5 事業計画の策定に至った経過	33
6 地域の概況	34
6.1 一般項目	37
6.1.1 人口	37
6.1.2 産業	39
6.1.3 交通	40
6.1.4 土地利用	49
6.1.5 水域利用	63
6.1.6 気象	67
6.1.7 関係法令の指定・規制等	73
6.1.8 環境保全に関する計画等	75
6.1.9 公害に関する苦情件数	81
6.2 環境項目	82
6.2.1 大気汚染	82
6.2.2 悪臭	100
6.2.3 騒音・振動	100
6.2.4 水質汚濁	103
6.2.5 土壌汚染	106
6.2.6 地盤	108
6.2.7 地形・地質	110
6.2.8 水循環	114
6.2.9 生物・生態系	117
6.2.10 日影	123
6.2.11 電波障害	123
6.2.12 風環境	123
6.2.13 景観	124
6.2.14 史跡・文化財	126

6.2.15	自然との触れ合い活動の場	126
6.2.16	廃棄物	128
6.2.17	温室効果ガス	130
7	環境影響評価の項目	132
7.1	選定した項目及びその理由	132
7.1.1	選定した項目	132
7.1.2	選定した理由	134
7.2	選定しなかった項目及びその理由	137
7.2.1	選定しなかった項目	137
7.2.2	選定しなかった理由	137
8	調査等の方法	142
8.1	調査等の概要	142
8.2	項目別の調査等の方法	147
8.2.1	大気汚染	147
8.2.2	悪臭	151
8.2.3	騒音・振動	154
8.2.4	土壌汚染	161
8.2.5	景観	164
8.2.6	廃棄物	168
8.2.7	温室効果ガス	170
9	当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される 地域を管轄する特別区又は市町村の名称及びその地域の町名	172
10	その他	174
10.1	対象事業に必要な許認可等及び根拠法令	174
10.2	調査計画書を作成した者並びにその委託を受けた者の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	174
10.3	調査計画書を作成するに当たって参考とした資料の目録	175

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 : 東京二十三区清掃一部事務組合
代表者 : 管理者 西川 太一郎
所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号

2 対象事業の名称及び種類

事業の名称 : 中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業
事業の種類 : 廃棄物処理施設の設置

3 対象事業の内容の概略

本事業は、中央防波堤内側埋立地内東京都江東区青海二丁目地先に位置し、現在不燃ごみを処理している中防不燃ごみ処理センターの第二プラントの隣に、不燃ごみと粗大ごみを併せて処理する中防不燃・粗大ごみ処理施設を新たに整備するものである。

対象事業の概略は、表 3-1 に示すとおりである。

表 3-1 対象事業内容の概略

所 在 地	東京都江東区青海二丁目地先
計 画 地 面 積	約 85,700m ²
工事着工年度	平成 34 年度 (予定)
工事完了年度	平成 39 年度 (施設稼働は平成 38 年度) (予定)
処 理 能 力 ^{注)}	不燃ごみ、粗大ごみ 1,247 トン/日 〔本破砕機 : 840 トン/日 (35 トン/時間×2 系統)〕 〔前処理設備 : 407 トン/日 (33.9 トン/時間)〕
建築物の概要	受入ヤード(第一プラント側) 鉄骨造 高さ : 約 22m 受入ヤード(第二プラント側) 鉄骨造 高さ : 約 17m 破砕設備棟 鉄筋コンクリート造 高さ : 約 16m 選別・搬出設備棟 鉄骨造(一部鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造) 高さ : 約 28m

注) 原則 6 時間運転とするが、繁忙期など搬入量が多い時期や、点検等で 1 系統が停止した場合などは、最大 12 時間/日運転とする。

4 対象事業の目的及び内容

4.1 事業の目的

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）は、一般廃棄物の中間処理を 23 区が共同で行うために設置した特別地方公共団体である。ごみの収集、運搬は 23 区が実施し、埋立処分は東京都に委託しており、それぞれの役割分担の中で、清掃一組は 23 区や東京都と連携して清掃事業を進めている。

現在、中央防波堤内側埋立地内では中防不燃ごみ処理センターの第二プラント（以下「第二プラント」という。）で不燃ごみを、対象事業の区域に隣接する粗大ごみ破碎処理施設で粗大ごみの処理を行っている。

中防不燃ごみ処理センターの受入貯留ヤードや粗大ごみ破碎処理施設の受入・搬出ヤードは、屋根はあるが壁で囲まれていないため、騒音等の環境対策が十分ではなく、今後の周辺環境の変化に適応することは困難な状況となっている。

また、第二プラントは、しゅん工時の廃プラスチックを多く含んだ大量の不燃ごみを全量破碎し減容化させることを目的に整備した施設であり、廃プラスチック類のサーマルリサイクルの実施により原則廃プラスチック類が搬入されない現在とは状況が異なるため、選別精度をさらに向上させ最終処分量を削減するには設備面で限界がある。粗大ごみ破碎処理施設は、23 区内で唯一粗大ごみを処理する施設であり、昭和 54 年にしゅん工した施設のために建屋等の老朽化がみられる。

これらの課題に対応するため、不燃ごみと粗大ごみを併せて処理する中防不燃・粗大ごみ処理施設（以下「新施設」という。）を新たに整備するものである。

4.2 事業の内容

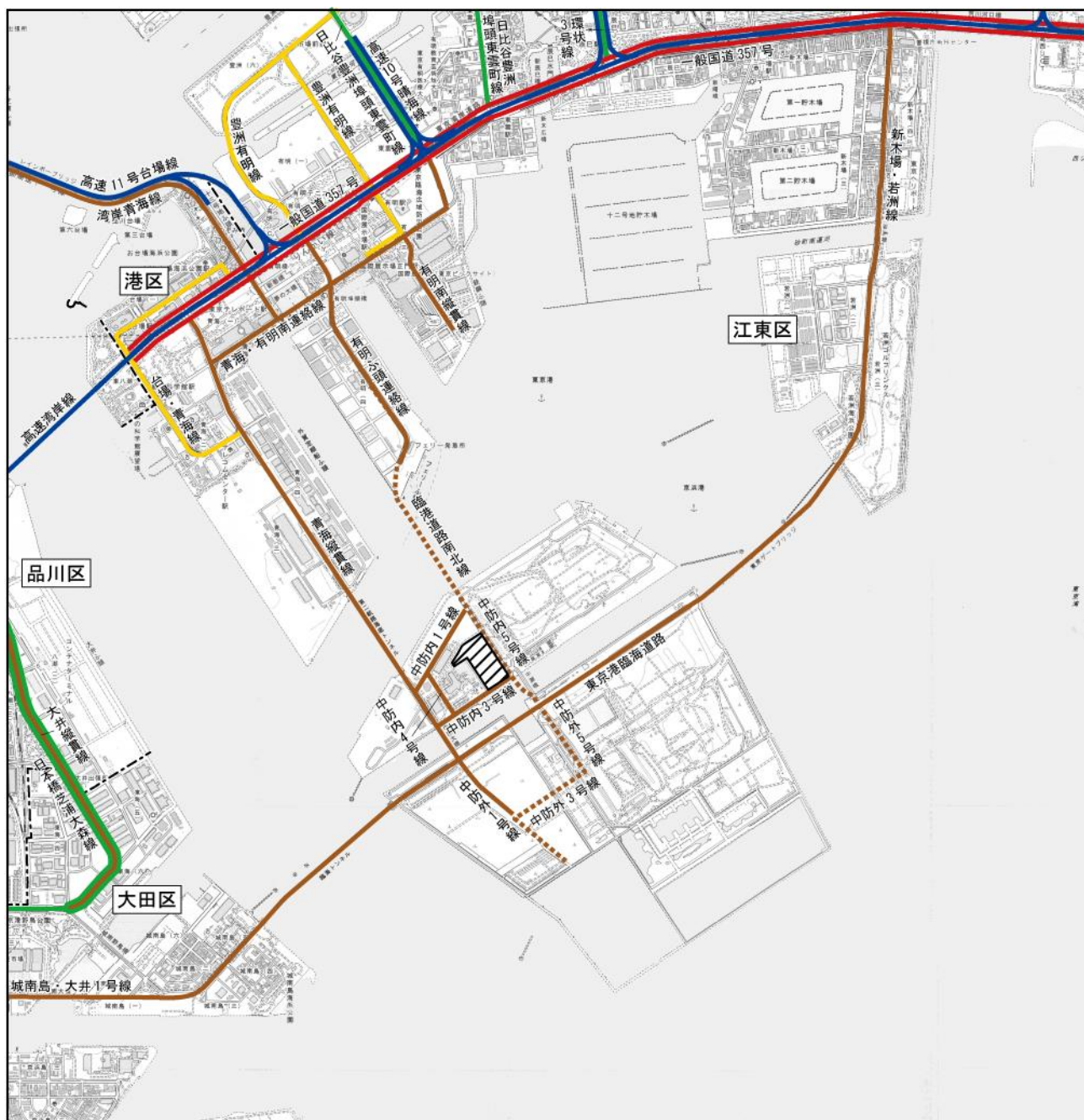
4.2.1 位置及び区域

対象事業の位置は図 4-1 及び図 4-2 に、対象事業の区域（以下「計画地」という。）は図 4-3 に示すとおりである。

中央防波堤内側埋立地は東京港のほぼ中央に位置しており、江東区青海地区、若洲地区及び大田区城南島地区と車路で結ばれている。なお、江東区有明地区と中央防波堤内側埋立地を海底トンネルで結ぶ東京港臨港道路南北線は、平成 32 年の供用開始に向けて現在建設中である。

計画地は、江東区青海二丁目地先に位置しており、計画地面積が約 85,700m² の区域である。その周囲には灰溶融施設、粗大ごみ破碎処理施設及び破碎ごみ処理施設等があり、周辺には中央防波堤内側ばら物ふ頭、中央防波堤内側内貿ふ頭等の港湾施設がある。

なお、新施設の整備にあたって、粗大ごみ破碎処理施設は改修等を行わず休止とするため、計画地の対象としない。



凡 例



：計画地



：区 界

— 首都高速道路

— 一般国道

— 主要地方道

— 都道

— 主な臨港道路

— 主な臨港道路（建設中）

資料）「事業概要（平成 29 年度版）」

（平成 30 年 9 月閲覧、東京都港湾局ホームページ）

「平成 27 年度道路交通センサス一般交通量調査結果」

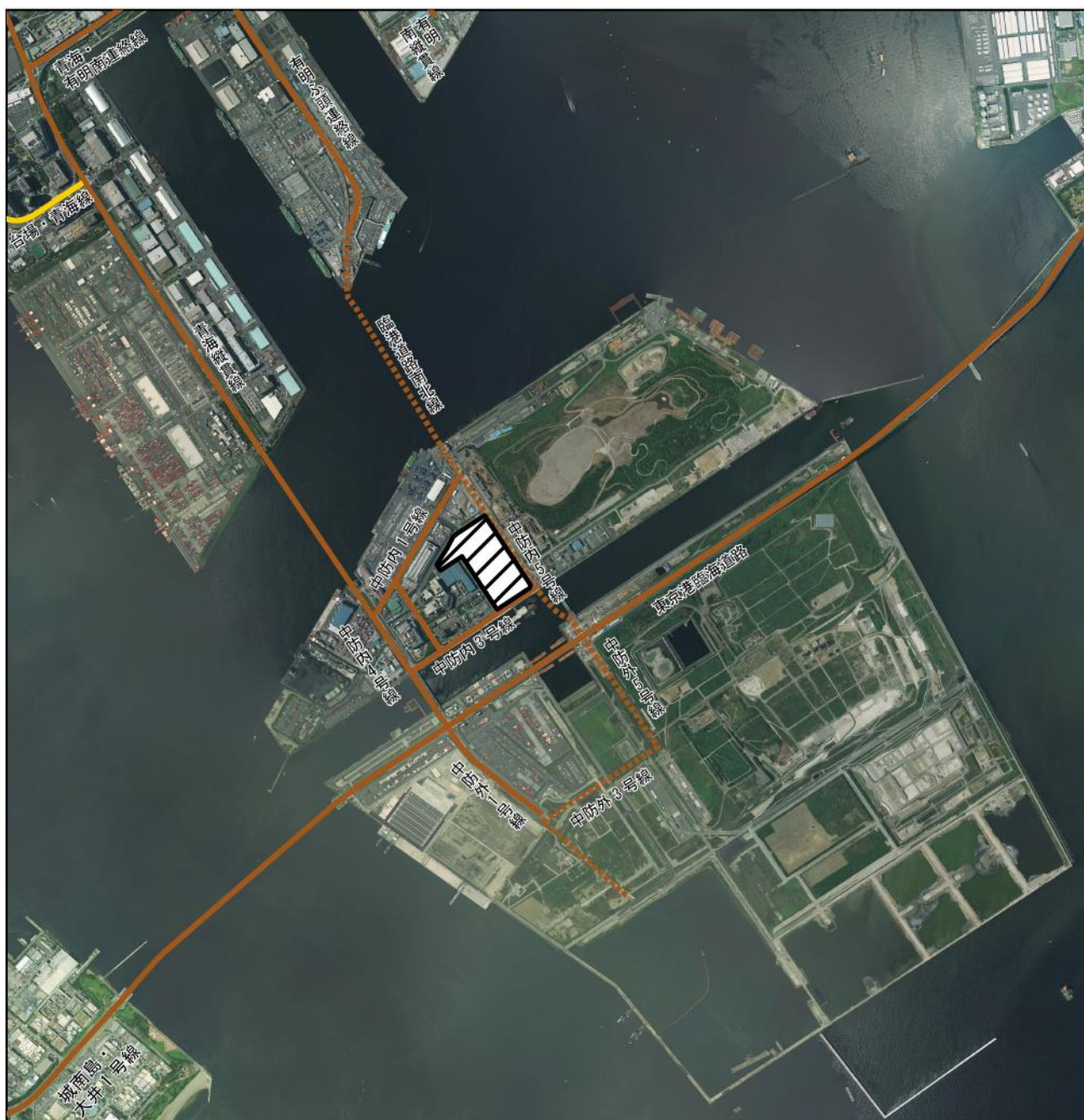
（平成 30 年 9 月閲覧、東京都建設局ホームページ）



1:50,000



図 4-1 対象事業の位置



凡 例



：計画地

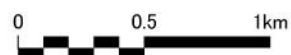
：都道

：主な臨港道路

：主な臨港道路（建設中）



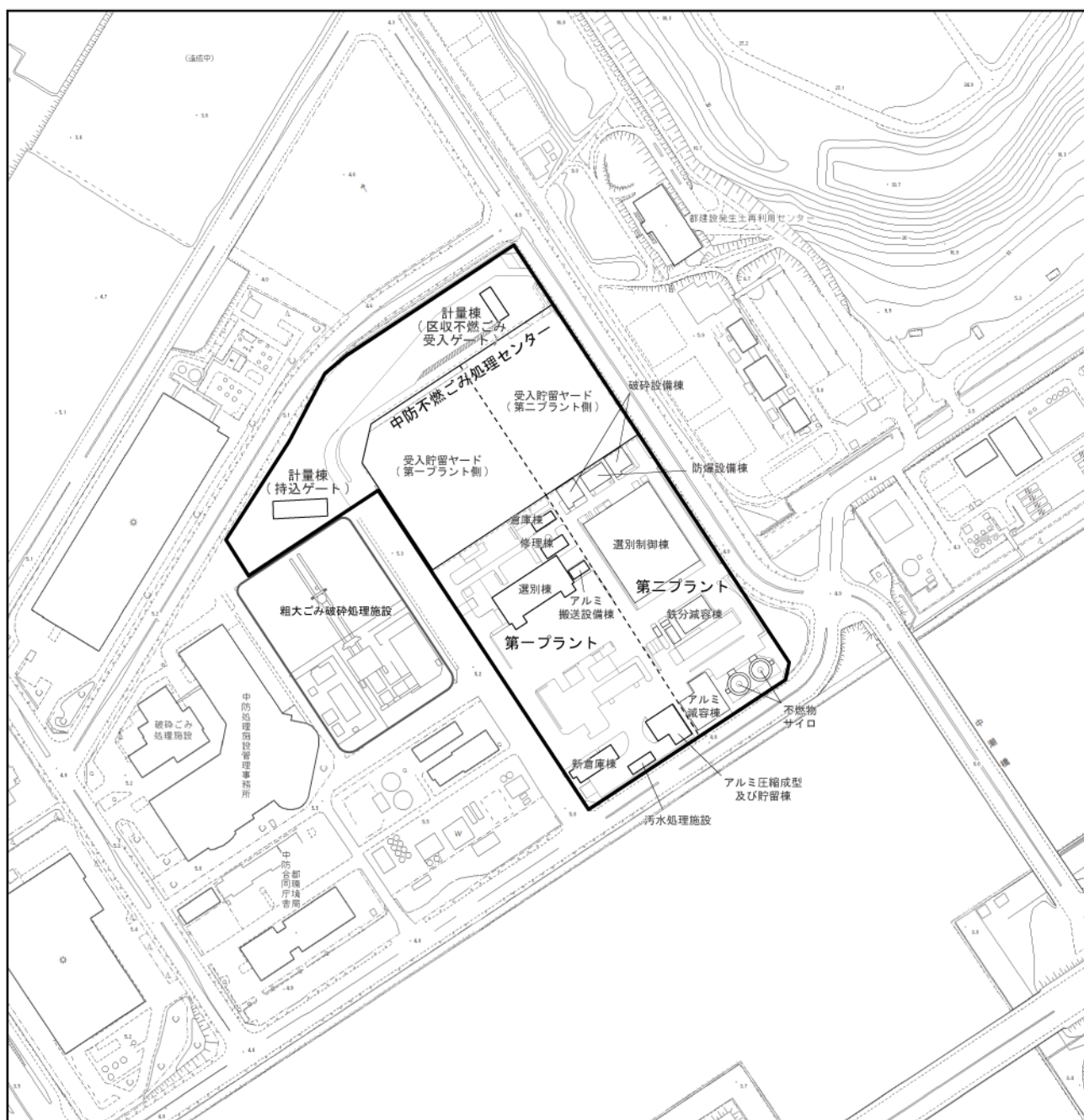
1 : 30,000



資料)「地図・空中写真閲覧サービス」

(平成 30 年 9 月閲覧、国土地理院ホームページ)

図 4-2 上空から見た対象事業の位置



凡 例

□ : 計画地



1:5,000

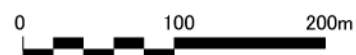


図 4-3 対象事業の区域

4.2.2 計画の内容

本事業は、計画地にある受入貯留ヤード及び中防不燃ごみ処理センター第一プラントの跡地（以下「既存施設（整備範囲）」という。）に新施設を整備するものである。

主な施設としては、受入ヤード、破碎設備棟、選別・搬出設備棟及びその他付属施設がある。

4.2.2.1 施設計画

既存施設（整備範囲）及び新施設の概要は、表 4-1 に示すとおりである。

計画地は中央防波堤内側埋立地内に位置しており、東西水路を挟んだ中央防波堤外側処分場では現在も埋立が行なわれている。また、図 4-1（p. 3 参照）に示すとおり、計画地の東側では臨港道路南北線、中防内 5 号線の工事が行われ、それらの道路の東側では海の森プロジェクトによる「海の森公園」の整備が進められている。

このように計画地周辺は、埋立・公園・物流など現在も開発途中にある重要な地域であり、一般の方が多く訪れる「陸・海・空の玄関口」としてふさわしい将来を見据えた計画とする。

なお、駐車場は、7 台分（一般用：4 台、維持管理用：3 台）を設ける。

表 4-1 施設の概要

施設区分 ^{注1}		既存施設（整備範囲）	新施設
敷地地盤		A. P. 約+6. 17m	A. P. 約+6. 17m
受入ヤード （第一プラント側）	最高高さ	13. 8m	約 22m
	構 造	鉄骨造	鉄骨造
受入ヤード （第二プラント側）	最高高さ	13. 8m	約 17m
	構 造	鉄骨造	鉄骨造
破碎設備棟	最高高さ	— ^{注2}	約 16m
	構 造	— ^{注2}	鉄筋コンクリート造
選別・搬出設備棟	最高高さ	24. 0m	約 28m
	構 造	鉄骨造	鉄骨造 一部鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造
その他付属施設		計量棟等	計量棟、待機所等

注1)施設区分は、新施設における名称としている。

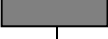
注2)既存施設（整備範囲）の破碎設備棟は、解体・撤去済である。

整備事業の工程（予定）は表 4-2 に示すとおりである。

整備工事の期間は、平成 34 年度から平成 39 年度の間とする。第二プラント及び粗大ごみ破碎処理施設を稼働しながら工事を行うため、整備工事を第Ⅰ期工事と第Ⅱ期工事に分けて整備する。工事期間のうち、第Ⅰ期工事を平成 34 年度から平成 38 年度の間とし、中防不燃ごみ処理センターの受入貯留ヤード（第一プラント側）と第一プラントの跡地に新施設を整備し稼働させる。その後、第Ⅱ期工事として、中防不燃ごみ処理センターの受入貯留ヤード（第二プラント側）の屋根を解体し、新たに屋根及び壁の設置工事を平成 38 年度から平成 39 年度の間で行う。

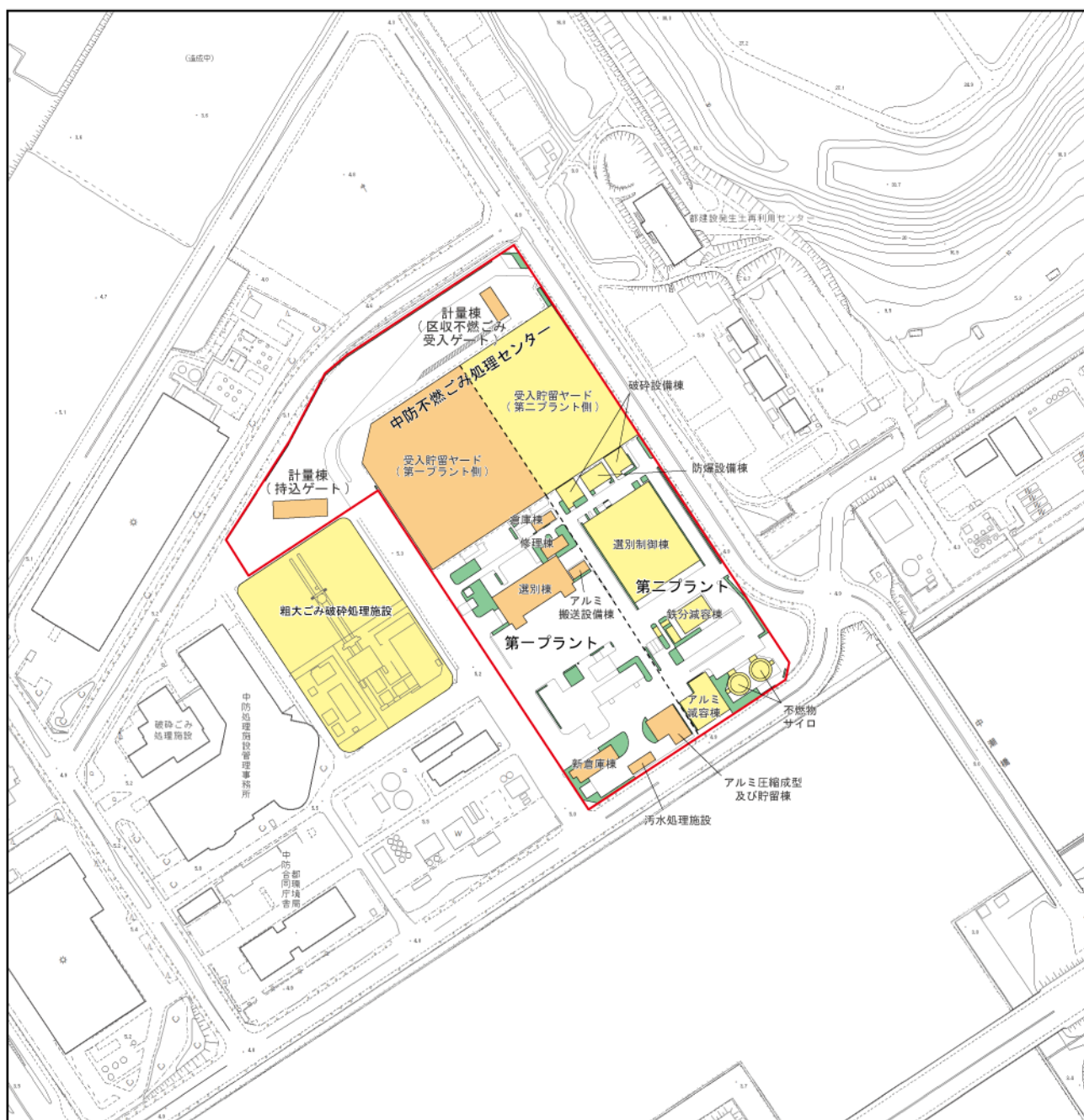
第Ⅱ期工事完了後、第二プラント及び粗大ごみ破碎処理施設は災害発生時の災害廃棄物処理に備え休止とする。

表 4-2 整備事業の工程（予定）

事業年度	平成 30	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35	平成 36	平成 37	平成 38	平成 39	平成 40
整備事業 計画策定											
環境影響 評価手続											
第Ⅰ期工事 解体・建設											
第Ⅱ期工事 解体・建設											
施設の操業	既存施設稼働								新施設稼働		

施設配置図は図 4-4 及び図 4-5、設備配置計画図は図 4-6 に示すとおりである。

また、計画建築物の計画立面図は図 4-7、完成予想図は図 4-8 に示すとおりである。



凡 例

- : 計画地
- : 解体対象施設
- : 稼働施設
- : 緑地



1:5,000

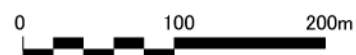
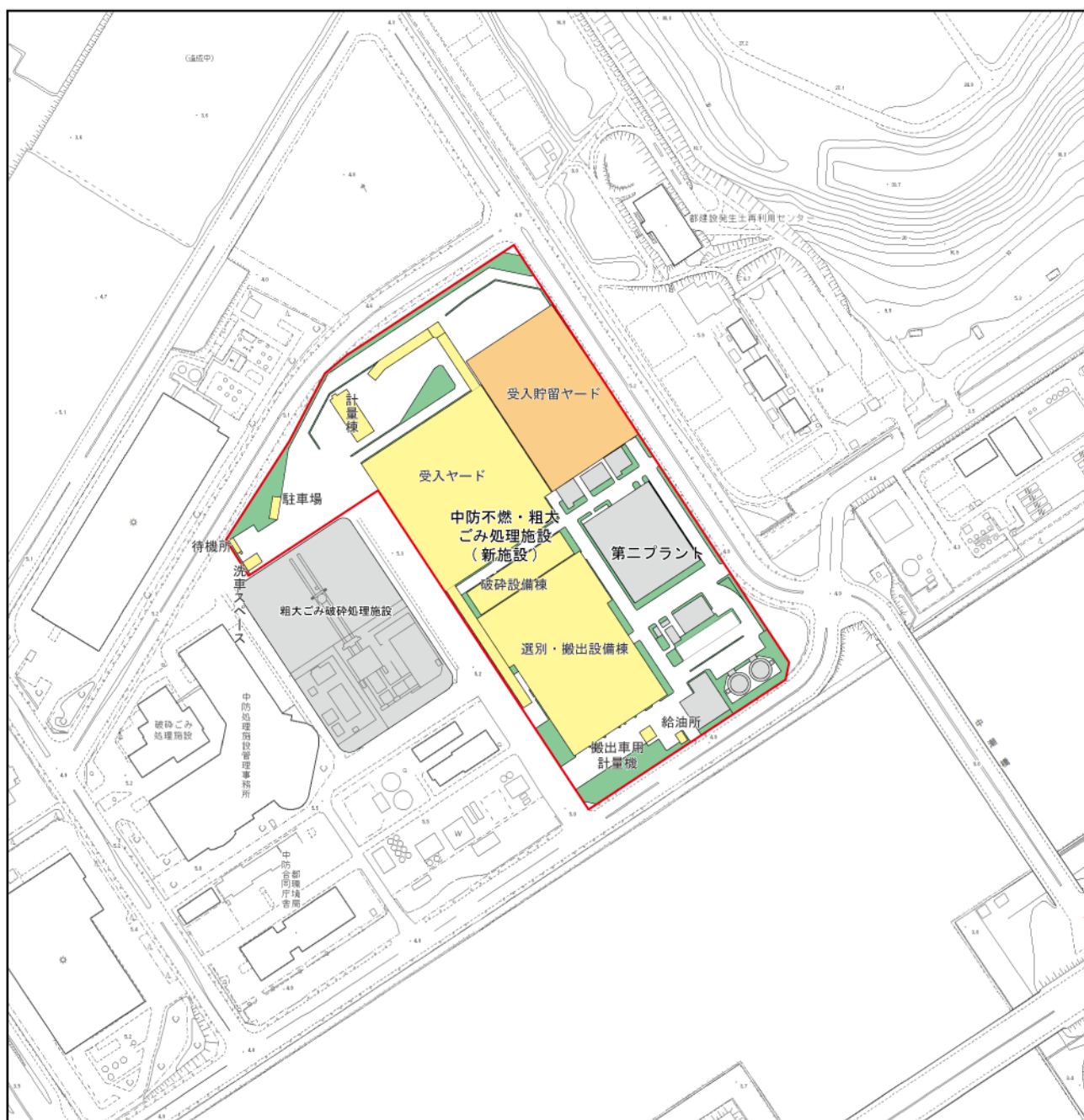


図 4-4 施設配置図 (現況)



凡 例

- ：計画地
- ：解体対象施設
- ：稼働施設
- ：休止施設
- ：緑地



1:5,000

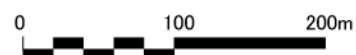
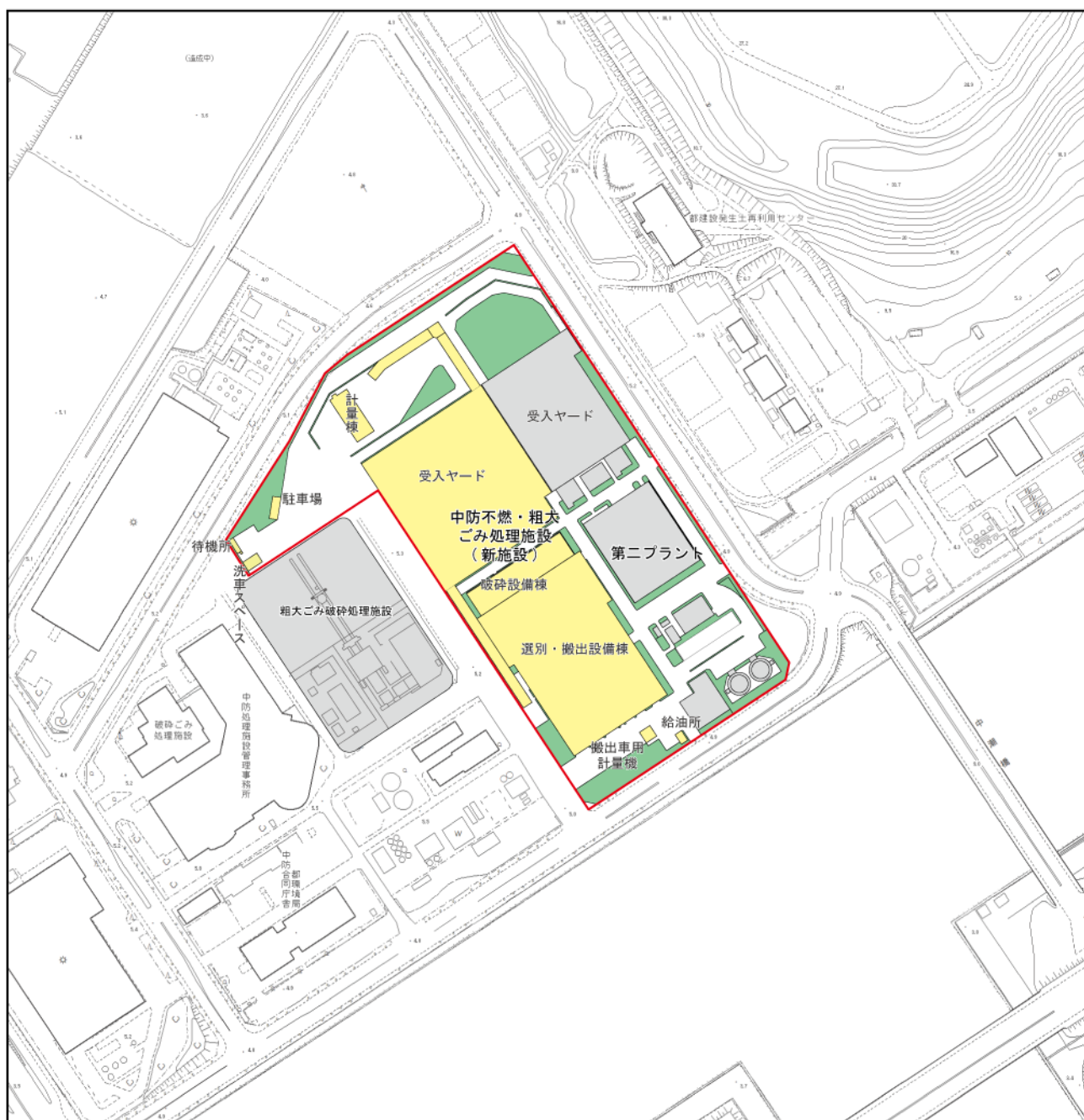


図 4-5(1) 施設配置図（第Ⅰ期工事完了時）



凡 例

- ：計画地
- ：稼働施設
- ：休止施設
- ：緑地



1:5,000

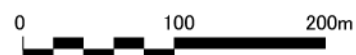


図 4-5(2) 施設配置図 (第Ⅱ期工事完了後)

計画平面図 (1階)

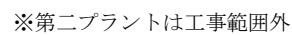
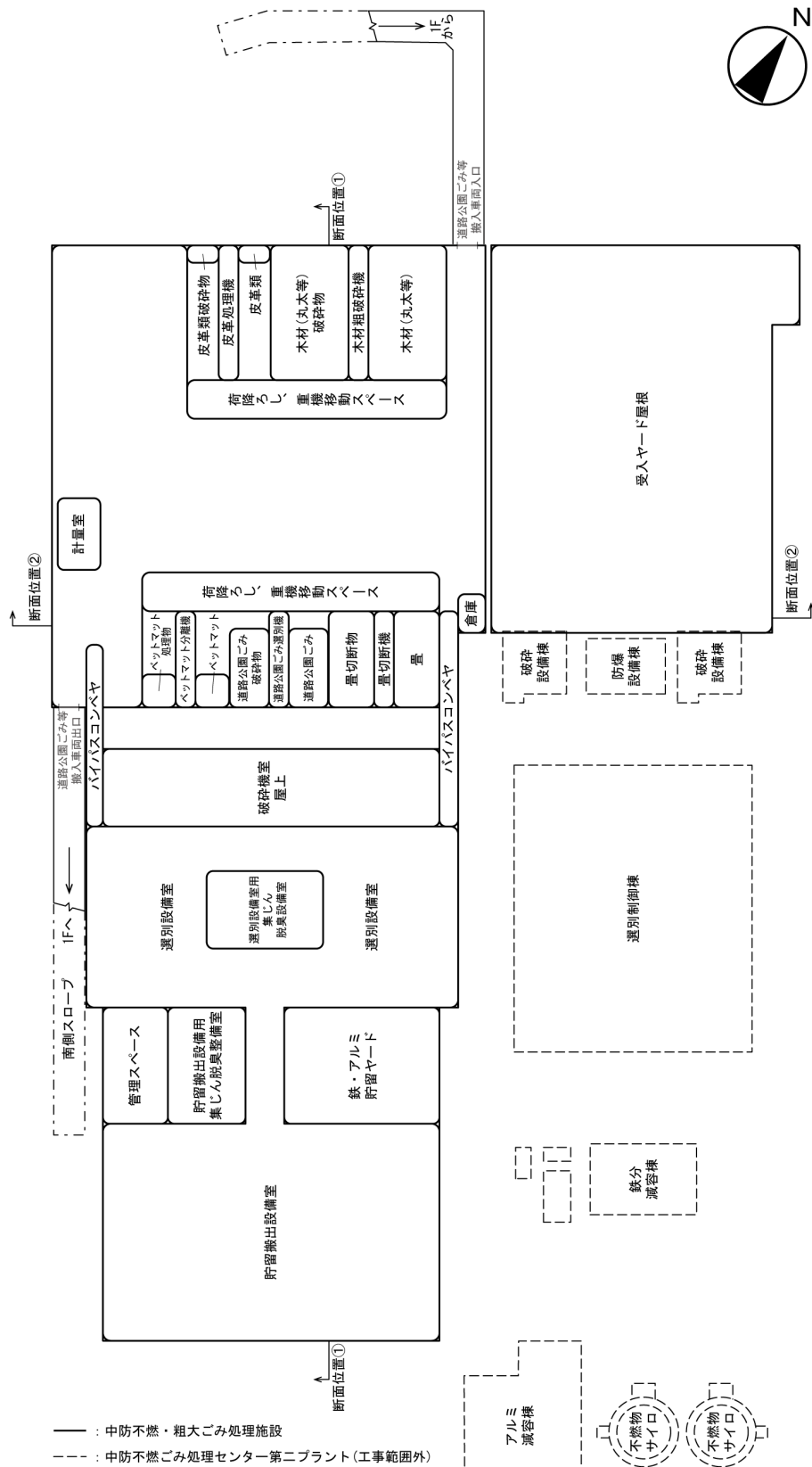


図 4-6(1) 設備配置計画図

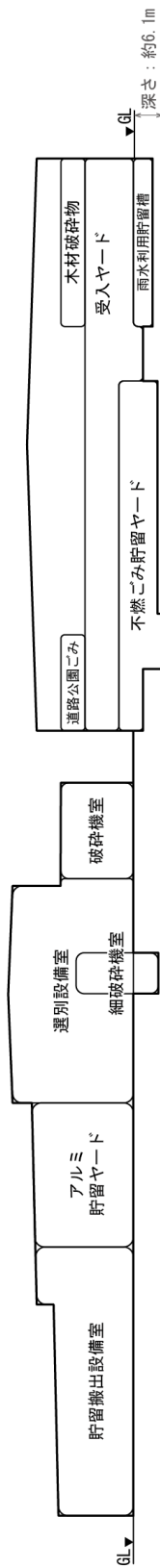
計画平面図 (2階)



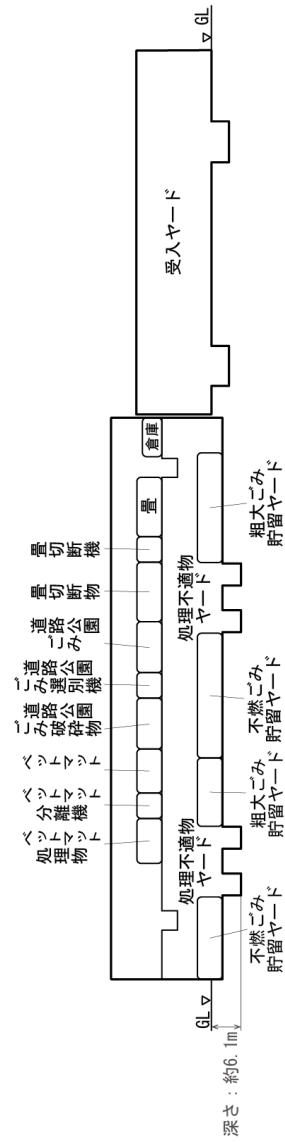
※第二プラントは工事範囲外

図 4-6(2) 設備配置計画図

計画断面図（断面位置①）



計画断面図（断面位置②）



注) 断面位置は、図 4-6(1)に示すとおりある。

図 4-6(3) 設備配置計画図

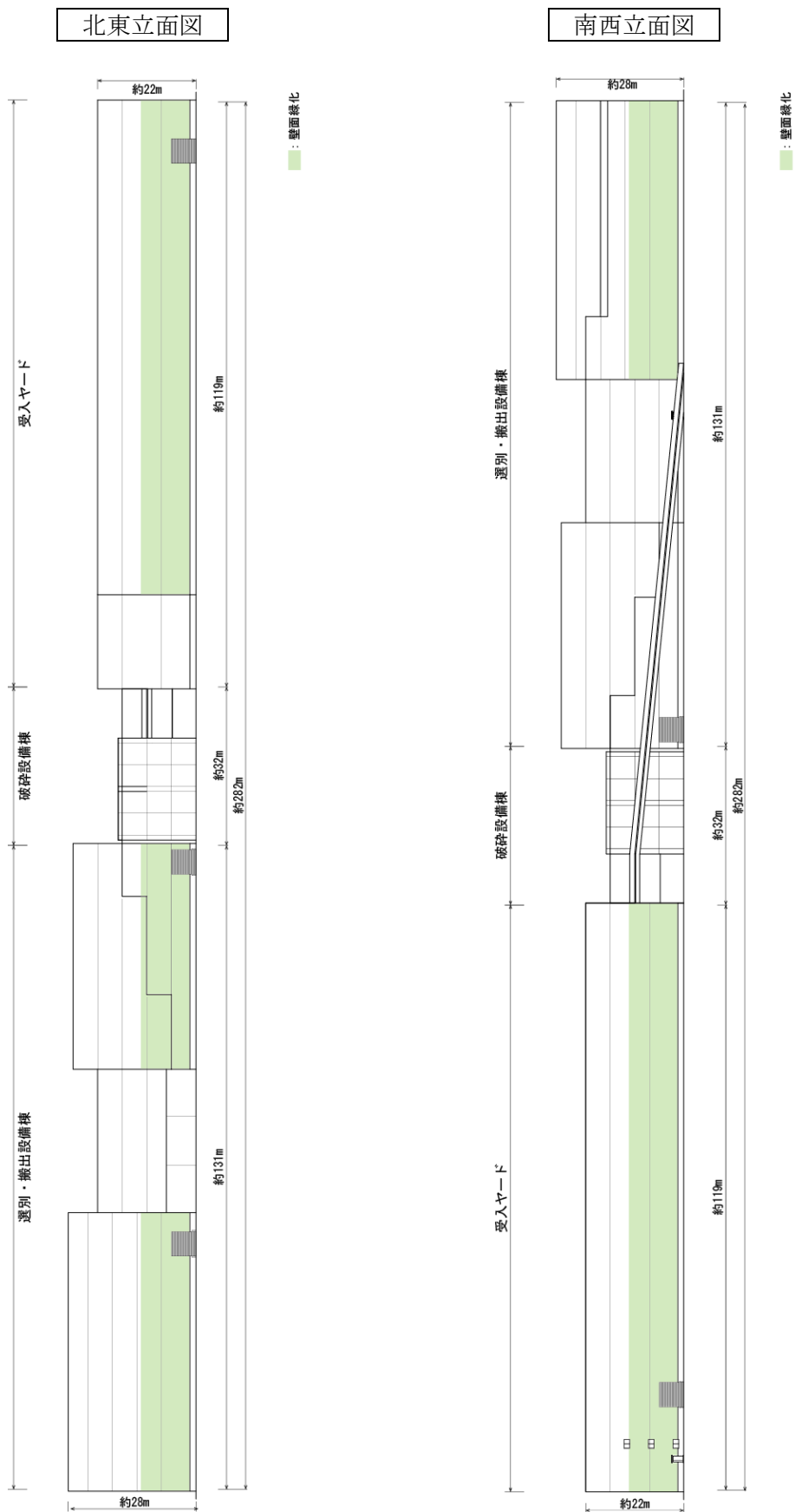
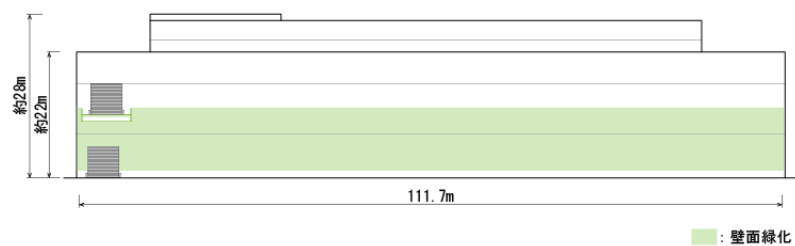


図 4-7(1) 計画立面図 (1)

北西立面図



南東立面図

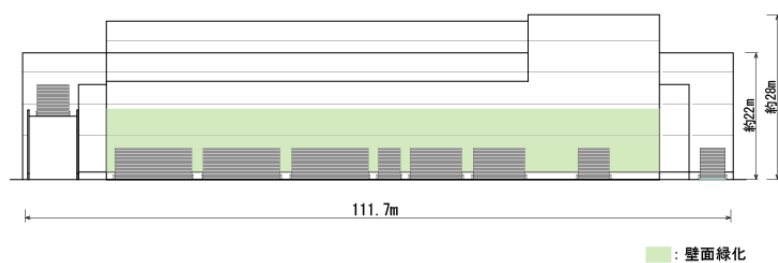


図 4-7(2) 計画立面図 (2)

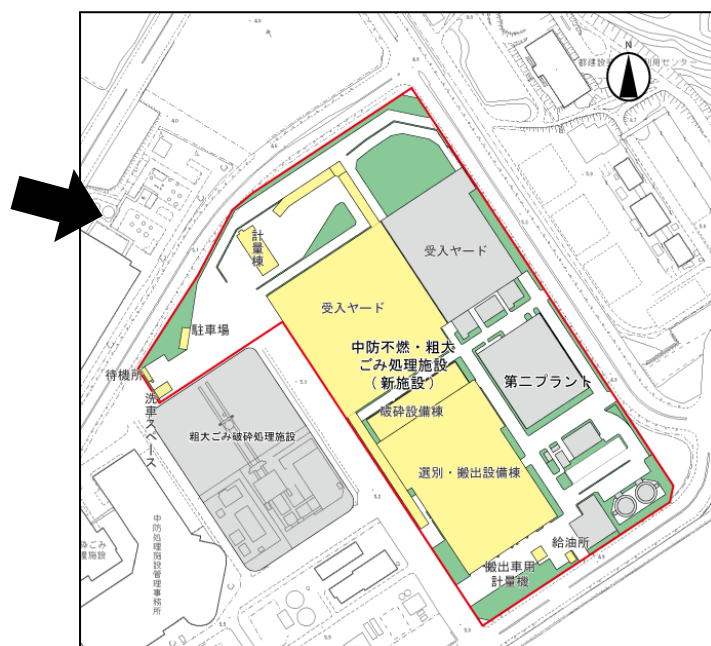
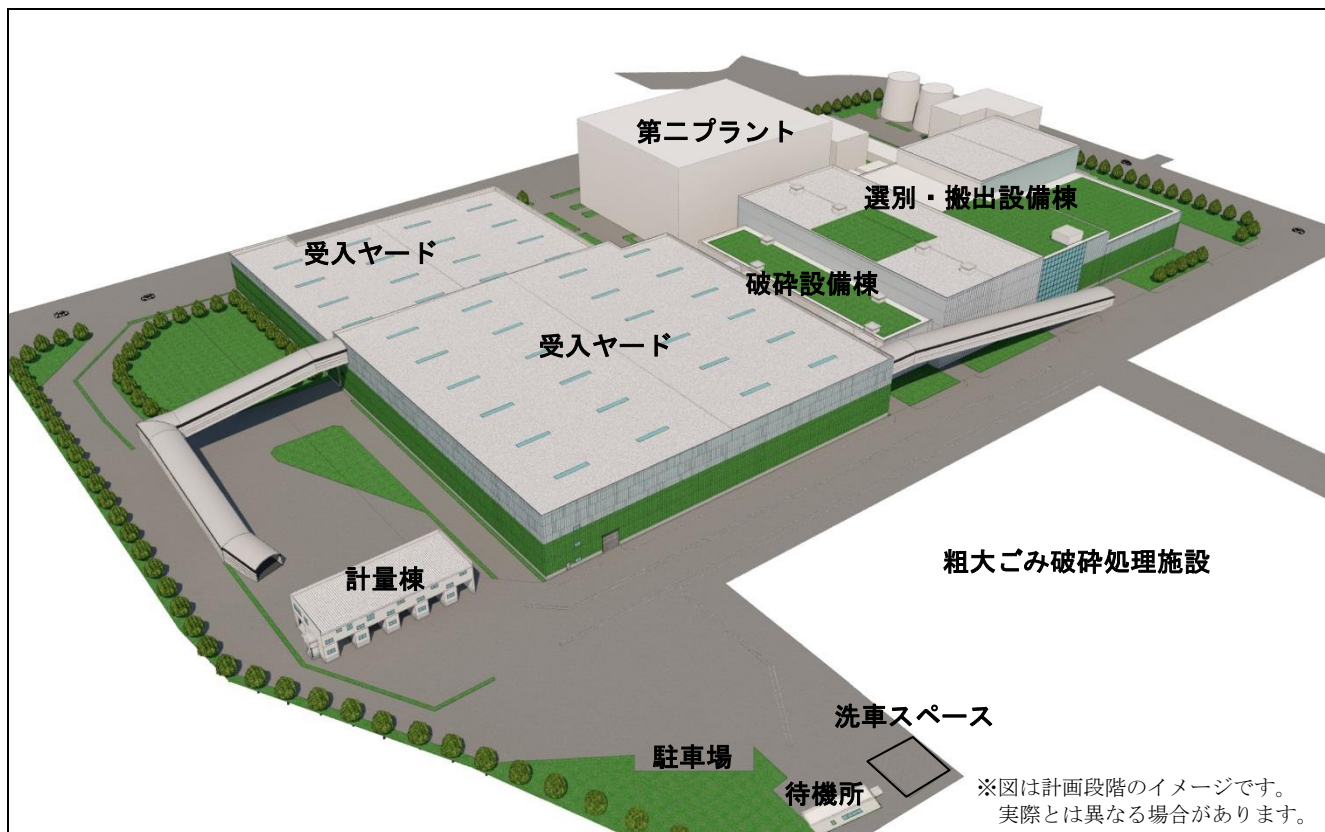


図 4-8 完成予想図（北西側）

4.2.2.2 設備計画

(1) 設備概要

現在、不燃ごみ、粗大ごみを処理している施設及び新施設の各設備概要は、表 4-3 及び表 4-4 に示すとおりである。

表 4-3 設備概要

施設名	中防不燃ごみ 処理センター	粗大ごみ 破碎処理施設	中防不燃・粗大 ごみ処理施設
処理能力	第二プラント： 1,800 トン/日(19 時間) (本破碎機処理能力：48 トン/ 時間×2 系統) 前処理設備： 100 トン/日	696 トン/日（9 時間） (本破碎機処理能力：32 ト ン/時間×2 系統) 前処理設備含む	1,247 トン/日（6 時間） (本破碎機処理能力：35 トン/時間× 2 系統) 前処理設備含む
処理方法	破碎・選別	破碎・選別	破碎・選別
対象物	不燃ごみ	粗大ごみ	不燃ごみ、粗大ごみ
設備	破碎機 磁選機 ふるい選別機 アルミ選別機 蒸気発生ボイラ	破碎機 磁選機	破碎機 磁選機 ふるい選別機 アルミ選別機 蒸気発生ボイラ
運転計画	原則 1 日 6 時間	原則 1 日 6 時間	原則 1 日 6 時間 (搬入量が多い時期、1 系統補修時 は 1 日最大 12 時間)

表 4-4 設備概要（前処理設備一覧）

ごみ品目	機器	概要
畳	プレス切断機	畳を破碎機に投入可能な大きさに裁断する。
ベッドマット	ベッドマット分離機	ベッドマットの表皮を剥離し、表皮とスプリングコイルに分離する。
	スプリング圧縮機	分離したスプリングコイルの圧縮処理を行う。
木材	一軸破碎機	丸太（木材）を破碎機に投入可能な大きさに破碎する。
道路公園ごみ	ふるい選別機	道路公園ごみを振動ふるいによって土砂分を取り除く。
皮革類	一軸破碎機	皮革類を破碎機に投入可能な大きさに破碎する。

(2) 処理フロー

新施設における基本処理フローは、図 4-9 及び図 4-10 に示すとおりである。

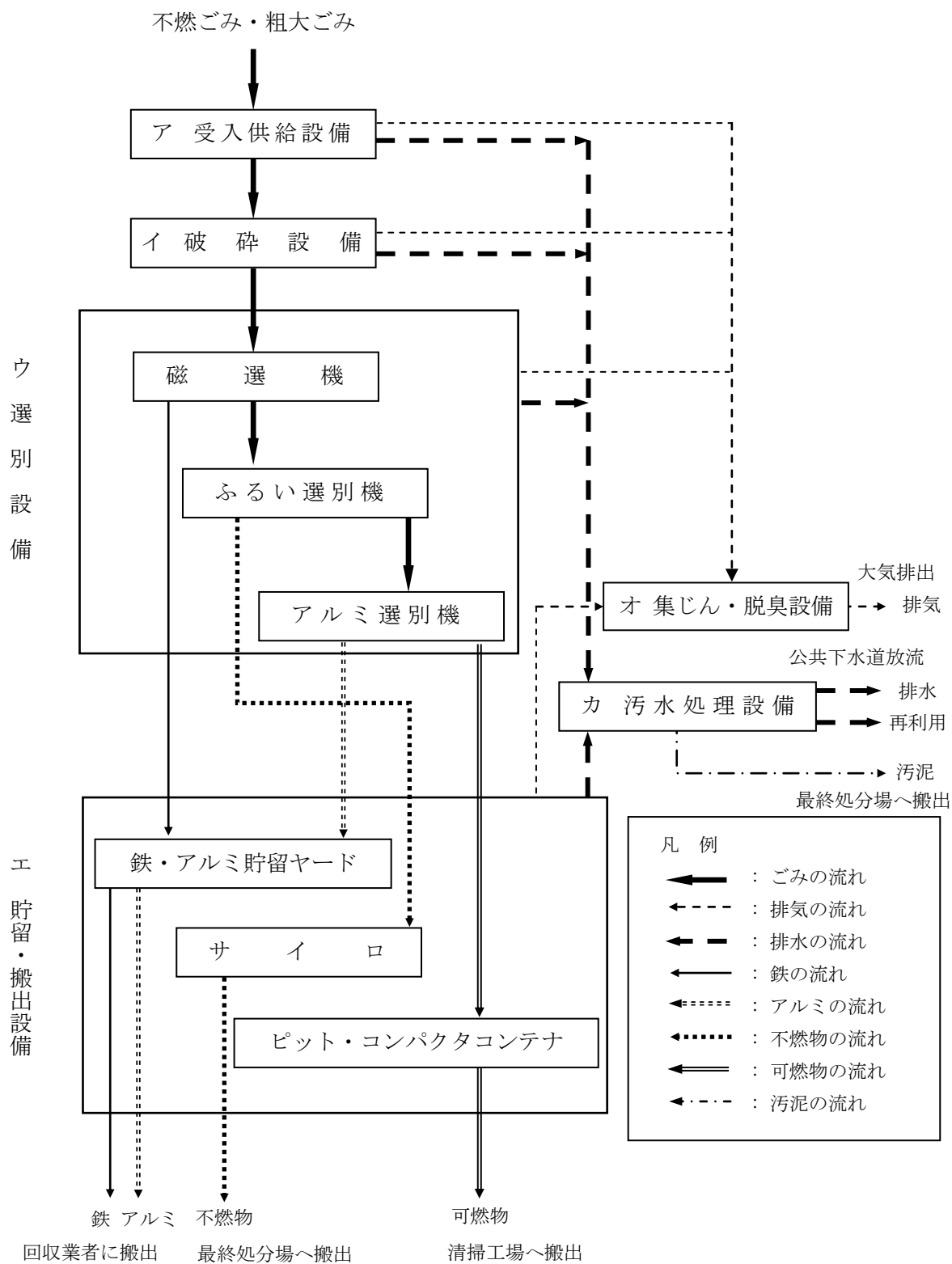


図 4-9 基本処理フロー

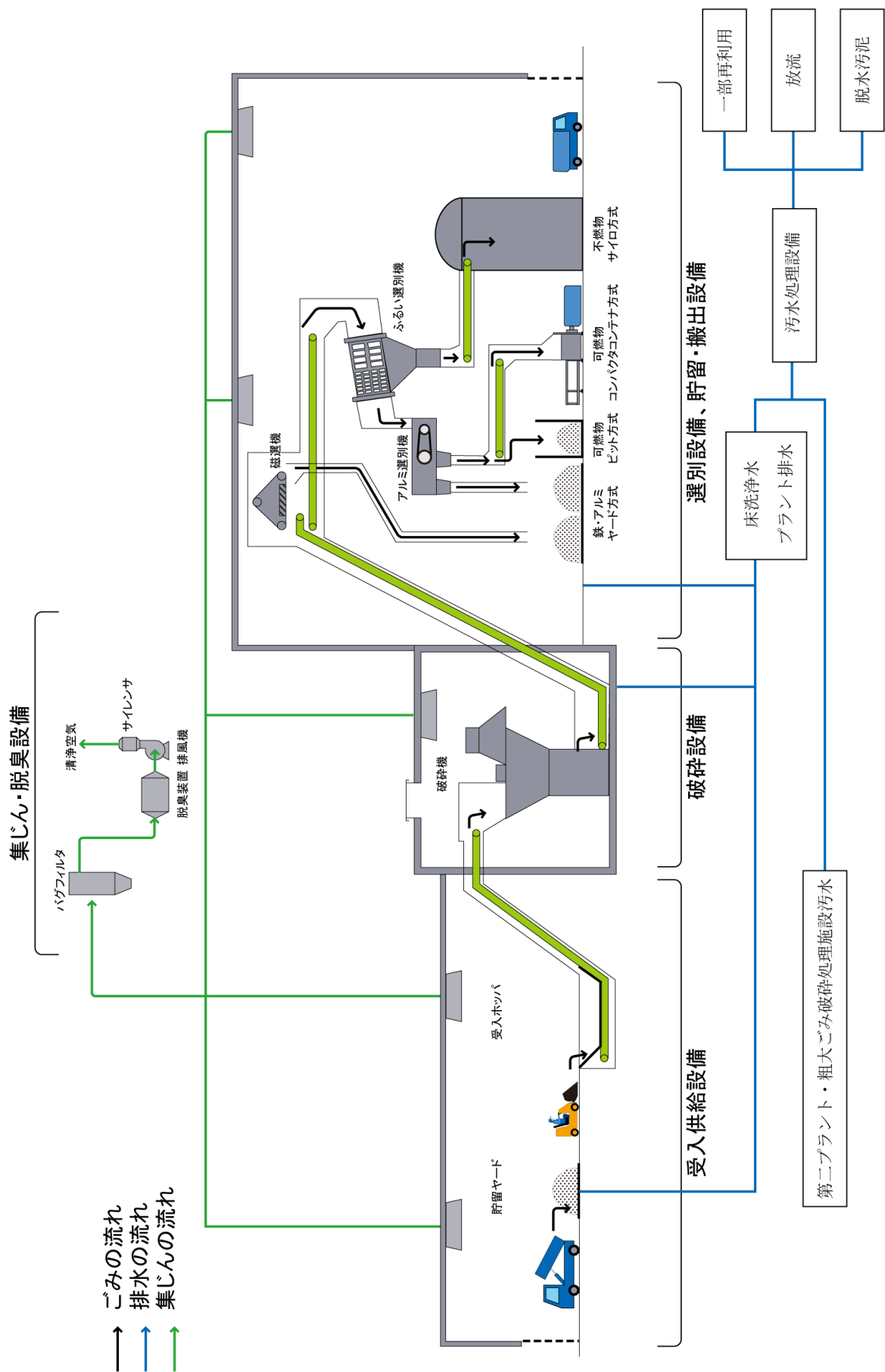


図 4-10 ごみ処理の流れ

(3) プラント設備の概略

プラント設備の概略は、以下に示すとおりである。

ア 受入供給設備

ごみを受け入れ一時貯留するための貯留ヤードと、受け入れたごみを破碎設備や選別設備に供給するための受入ホッパやコンベヤ及び直接破碎機へ投入できない畳、ベッドマット、木材、道路公園ごみ及び皮革類の前処理が必要なごみを破碎機へ投入可能な大きさまで処理する前処理設備で構成する。

ごみ収集車両等によって搬入された不燃ごみ、粗大ごみは貯留ヤードに荷降ろしし、不適物や前処理が必要なごみを事前に選別する。貯留ヤードは3日分以上のごみを貯留することができ、貯留したごみは重機にて受入ホッパへ投入する。事前選別した前処理が必要なごみは各々専用の貯留ヤードを設置し、ヤード内で前処理を行う。

イ 破碎設備

不燃ごみ、粗大ごみの両方の破碎処理を行う破碎機及び防爆設備で構成する。

不燃ごみには火災等の要因となるスプレー缶などの混入が見込まれるため、破碎機内部に蒸気を吹き込んで酸素濃度を下げ、可燃性ガスの防爆を行う。

ウ 選別設備

鉄、アルミ、不燃物及び可燃物の選別を行うための磁選機、ふるい選別機、アルミ選別機で構成する。

破碎処理後の破碎物は、磁選機にて鉄を選別した後、ふるい選別機にて粒度選別し、不燃物、可燃物に選別する。

また、破碎物にはアルミが含まれるため、アルミ選別機にて選別除去し、貯留・搬出設備へ搬送する。

エ 貯留・搬出設備

選別された鉄、アルミ、不燃物及び可燃物を一時貯留するための設備と、搬出車両に積み込みを行う設備で構成する。

鉄、アルミはヤード方式、不燃物はサイロ方式、可燃物はコンパクトコンテナ方式やピット方式の併用とする。

オ 集じん・脱臭設備

受入ヤード出入口に受入ヤード自動扉、エアカーテン等を設置し、臭気の漏出防止対策を図る。

また、プラント各所の粉じんや臭気成分を含む空気は、バグフィルタにて粉じんを除去し、脱臭装置により脱臭を行い、外部に粉じんや臭気が漏れないようにする。

カ 汚水処理設備

プラント排水等の汚水中に含まれる BOD、COD、SS、重金属等を除去するための設備で、凝集沈殿、生物処理、砂ろ過方式により、下水道法及び東京都下水道条例による下水排除基準（ダイオキシン類含む。）に適合するように処理し、下水道へ放流する。また、処理過程で発生する脱水汚泥は最終処分場で埋立処分する。

4.2.2.3 エネルギー計画

施設で使用するエネルギーは、電気及び都市ガスを計画している。

なお、太陽光発電を行う計画である。

4.2.2.4 給排水計画

(1) 給水計画

本事業における給水は、上水及び再利用水とする。

また、雨水については、雨水利用貯留槽に導いて構内散水等に利用する。

(2) 排水計画

プラント排水等は、汚水処理設備において、BOD、COD、SS、重金属等を下水排除基準に適合するように処理後、公共下水道に放流する。

汚水処理設備では、各処理段階で pH を常時監視するほか、巡回点検により汚水の処理状況を確認する。pH 等の異常が認められた場合は、公共下水道への放流を直ちに停止するとともに、汚水槽に返送し再処理する。また、異常の原因を確認し、正常復帰するまで放流は行わない。

構内道路等に降った雨水については、初期雨水を汚水処理設備へ送り、処理後、公共下水道へ放流する。初期雨水以外の雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水等として利用するが、余剰分は雨水流出抑制槽に貯留した後、公共用水域に放流する。

なお、雨水排水は、年 1 回以上測定を行い、水質を確認する計画である。

4.2.2.5 緑化計画

本事業における緑化は、関係区の条例等を遵守し、緑化面積を確保する。

4.2.2.6 廃棄物の処理計画

施設の稼働に伴い排出される廃棄物には、鉄、アルミ、不燃物、可燃物及び脱水汚泥がある。

鉄、アルミは資源として回収業者に搬出し、不燃物及び脱水汚泥は最終処分場で埋立処分、可燃物は清掃工場に搬出する。

4.2.2.7 環境マネジメントシステム

既存施設では、平成 13 年 3 月に環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の認証を取得した。この中で、環境関連法令等を遵守すること、環境目的・目標を設定して継続的改善に努めること、省資源・省エネルギーの推進に努めること等を環境方針として掲げ、目標達成に向けての活動を進めている。

新施設においても同様の取組を行う予定である。

4.3.1 施工計画

工事は平成 34 年度に着手し、工事期間は 60 か月を予定している。工事工程は表 4-5 に示すとおりである。

表 4-5 工事工程 (予定)

事業年度 主要工程	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	平成 38 年度	平成 39 年度
全体工程	第Ⅰ期工事 第Ⅱ期工事					
準備工事						
解体工事 土工事						
躯体工事 プラント工事						
外構工事						
試運転						

4.3.1.2 工事の概要

本事業は、中央防波堤内側埋立地内東京都江東区青海二丁目地先に位置し、計画地内に、不燃ごみと粗大ごみを併せて処理する中防不燃・粗大ごみ処理施設を新たに整備するものである。

本事業にあたっては、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年、都条例第 215 号）（以下「環境確保条例」という。）、石綿関係法令・規則等に基づいて実施する。

また、解体工事で発生する廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年、法律第 137 号）（以下「廃棄物処理法」という。）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年、法律第 104 号）（以下「建設リサイクル法」という。）、「廃棄物関係ガイドライン」等に基づき、適切に処理する。

(1) 準備工事

本事業の実施にあたり、工事作業区域を囲む仮囲いや仮設電源等の設置を行う。

また、第二プラント及び粗大ごみ破碎処理施設を稼働しながらの工事となるため、仮設貯留棟の設置等を行う。なお、適宜、ごみ収集車両等に必要な構内道路を確保する。

(2) 解体工事・土工事

ア プラント解体

計量棟と汚水処理施設が解体の対象となるが、汚水処理施設については、第二プラント及び粗大ごみ破碎処理施設が稼働しているため、着工前に新施設建設に影響のある配管の切り回しを行った後、新施設の試運転中に解体工事を行う。

イ 建屋解体

建屋の解体は油圧圧碎機等を使用し、中防不燃ごみ処理センター第一プラント、受入貯留ヤード（第二プラント側は屋根、壁等）の建築物、建築物の基礎等の残存物を解体する。解体にあたっては、必要に応じ、防音パネルや防音シートを設置し、騒音や粉じん対策を講じる。

また、解体対象施設のアスベスト調査において、一部の施設にアスベストが含まれている建材の使用が確認されていることから、「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」（平成 27 年 8 月、東京都環境局）に基づき適切に処理する。

なお、石綿含有仕上塗材については、「アスベスト成形板対策マニュアル」（平成 27 年 1 月、東京都環境局）の改定に伴い除去時の取扱いが明記された。解体にあたって必要な調査を実施し、解体対象施設の外壁の仕上げ塗材で使用している場合は適切に対応する。解体・除去等については、「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」（平成 28 年 4 月、国立研究開発法人建築研究所、日本建築仕上工業会）に基づき、適切に処理する。

ウ 土工事

地下部分の解体・掘削に先立ち、止水性に優れたソイルセメント柱列壁（SMW）による山留め等を行う。

なお、山留壁を支える支保工は、切梁等で行う。

掘削工事は、バックホウ等を用いる。

(3) 躯体・プラント工事

ア 基礎・地下躯体工事

掘削工事完了後、杭等の地業工事を行ったうえ、地下部分の鉄筋コンクリート構造体を構築する。

イ 地上躯体・仕上工事

地上躯体工事は、クローラクレーン等を用いて基礎・地下躯体工事が終了した部分から順次施工する。仕上工事は、躯体工事を完了した部分より順次施工する。

なお、仕上工事の内外装塗装にあたっては、低 VOC 塗料を使用する。

ウ プラント工事

躯体工事を完了した部分より順次施工する。プラント設備の搬入はトラック等で行い、組立と据付はクローラクレーン等を用いて行う。

(4) 外構工事

外構工事としては、構内道路工事及び植栽工事等があり、躯体工事がほぼ終了した時点から施工する。

4.3.1.3 建設機械及び工事用車両

(1) 建設機械

工事の進捗に応じ、表 4-6 に示す建設機械を順次使用する。

なお、建設機械については、最新の排出ガス対策型建設機械及び低騒音型・低振動型建設機械を極力使用する。

表 4-6 工種別建設機械（工事用車両を除く）

主要工程	主な作業	主な建設機械										
		ラフタークレーン	クローラクレーン	ローラー	アスファルトフィニッシャー	バックホウ	油圧圧砕機	ジャイアントブレイカー	多軸掘削機	杭打機	コンクリートポンプ車	ブルドーザー
準備工事	仮囲い設置 仮設事務所設置	○	○			○						
解体工事・土工事	建屋解体工事 プラント解体工事 SMW山留壁工事 地下解体工事 地下掘削工事 根切り工事	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
躯体工事・プラント工事	鉄筋、型枠工事 コンクリート打設 鉄骨建方 足場等仮設工事 設備配管、配線 組立、据付	○	○			○				○	○	
外構工事	駐車場 道路舗装 樹木植栽	○	○	○	○	○					○	○

(2) 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図 4-11 に示すとおりである。

なお、工事用車両については、「環境確保条例」他、各県条例によるディーゼル車規制に適合するものとし、九都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定する低公害車を極力使用する。

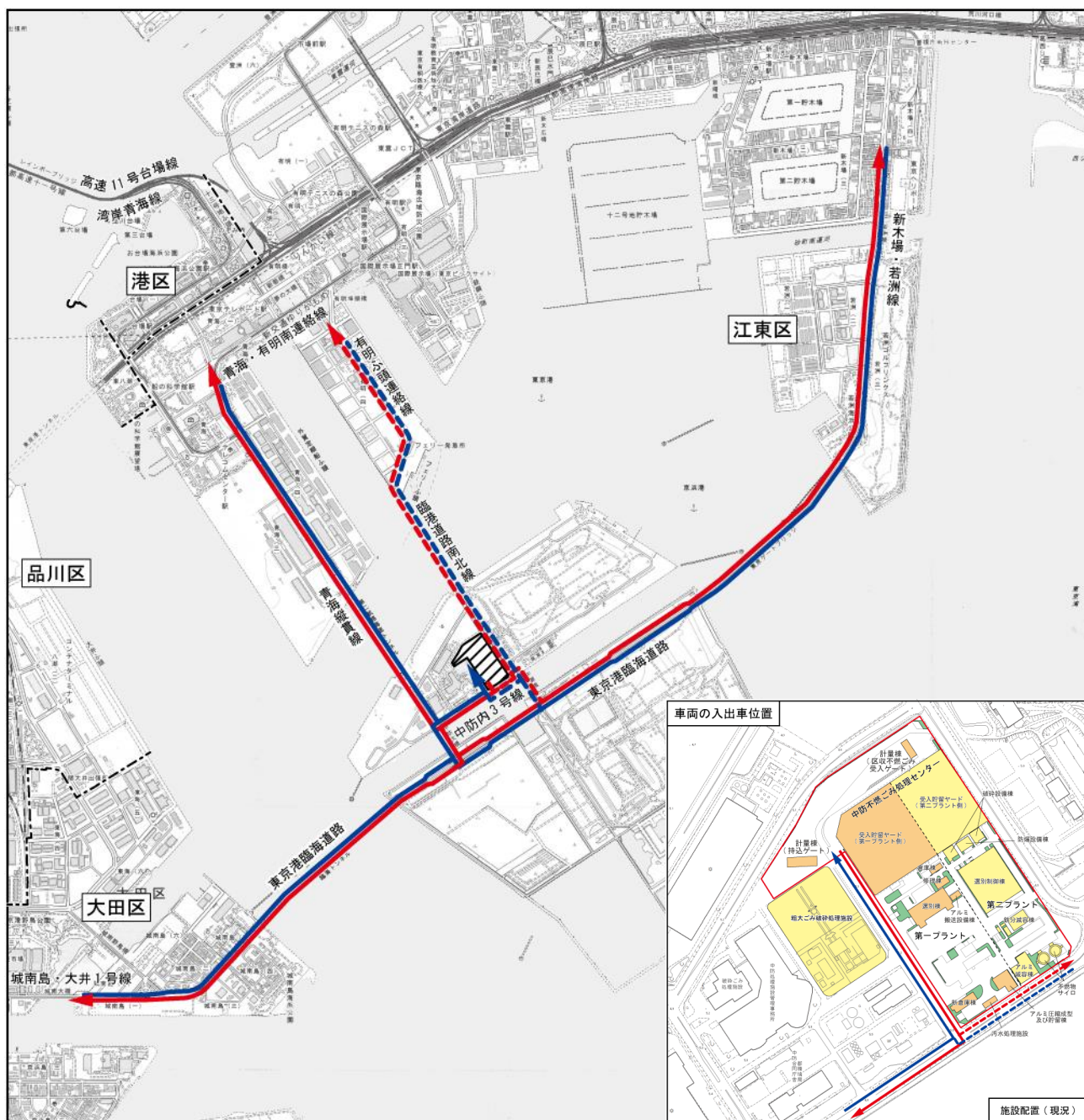


図 4-11 工事用車両の主な搬出入ルート

4.3.2 供用計画

4.3.2.1 ごみ収集車両等計画

(1) 運搬計画

ア ごみ等の運搬

東京 23 区から発生する不燃ごみ、粗大ごみ及び東京都内で発生する中小企業者等の産業廃棄物（紙くず・木くず・繊維くず）を搬入する。

また、施設で選別された鉄、アルミ等は回収業者、不燃物及び脱水汚泥は最終処分場、可燃物は清掃工場へ搬出される。

イ 搬出入時間

ごみ等の搬出入は、原則として月曜日から土曜日までの 8 時から 16 時までとする。

ウ 走行ルート

不燃・粗大ごみ収集車両(以下「ごみ搬入車両」という。)及び選別後の資源・ごみ等搬出車両の主な走行ルートは、図 4-12 に示すとおりである。

ごみ搬入車両は、青海縦貫線、東京港臨海道路及び新木場・若洲線を経て中防内 3 号線から左折して計画地に入車するルート、資源・ごみ等搬出車両は計画地から中防内 3 号線を経て青海縦貫線、東京港臨海道路、新木場・若洲線を利用するルートを想定している。また、不燃物及び脱水汚泥は、中防外 1 号線を利用し、最終処分場へ搬出する。

エ ごみ搬入車両、資源・ごみ等搬出車両台数

新施設のごみ搬入車両、資源・ごみ等搬出車両台数は、ごみ搬入車両で 369 台/日、資源・ごみ等搬出車両で 142 台/日を想定している。ごみ搬入車両、資源・ごみ等搬出車両台数は、計画年間ごみ処理量の 420t/日から、ごみ搬入量及びごみ搬入車両、資源・ごみ等搬出車両台数の実績を基に設定した。

また、年末などの短期間において、ごみの搬入量・ごみ搬入車両台数が多くなる。日最大ごみ搬入車両台数は、実績より 461 台/日と想定した。搬出については、貯留・搬出設備での貯留により搬出量の調整を行うために、搬入量の変動には影響しない。

オ 時間帯別ごみ搬入車両、資源・ごみ等搬出車両台数

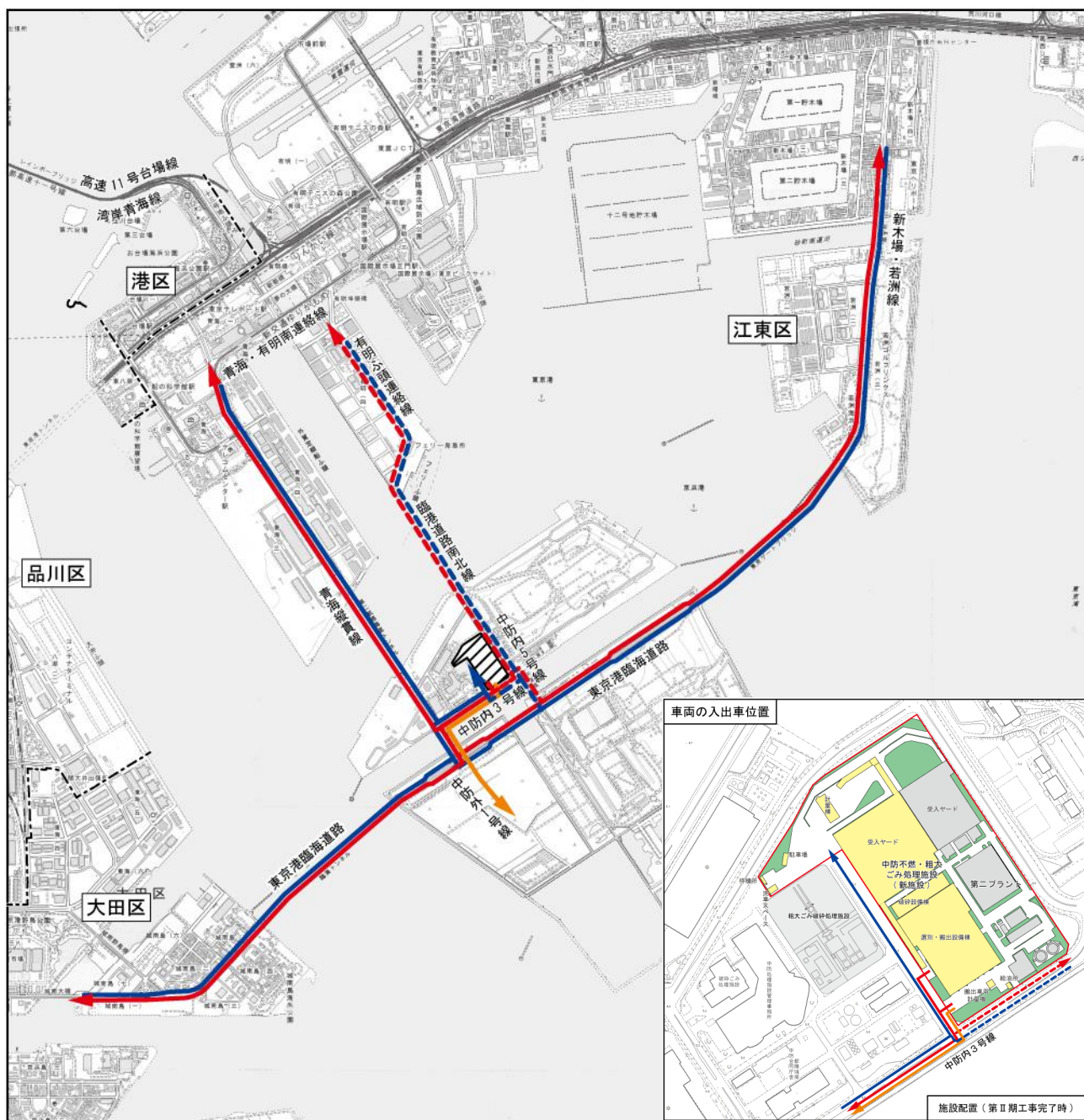
新施設における時間帯別ごみ搬入車両、資源・ごみ等搬出車両の日平均台数は表 4-7 に示すとおりである。

既存施設の時間帯別ごみ搬入車両、資源・ごみ等搬出車両台数の実績から設定した。

表 4-7 時間帯別ごみ搬入車両、資源・ごみ等搬出車両台数

単位：台

時間帯	ごみ搬入車両 台数	資源・ごみ等 搬出車両台数	合計
8:00～ 9:00	64	30	94
9:00～10:00	43	8	51
10:00～11:00	58	24	82
11:00～12:00	45	14	59
12:00～13:00	30	23	53
13:00～14:00	37	34	71
14:00～15:00	51	9	60
15:00～16:00	34	0	34
16:00～17:00	7	0	7
合計	369	142	511



凡 例

-  : 計画地
-  : 区 界
-  : 資源・ごみ等搬出車両 入車方向
-  : 資源・ごみ等搬出車両 出車方向
(鉄、アルミ、可燃物)
-  : 資源・ごみ等搬出車両 出車方向
(不燃物、脱水汚泥)

※点線は新施設の稼働時に現在、建設中である臨港道路南北道路が供用される予定のため、通行する可能性があることを示す。



1:50,000



図 4-12(2) 資源・ごみ等搬出車両の主な走行ルート

(2) ごみ搬入車両、資源・ごみ等搬出車両の構造

ごみ搬入車両、資源・ごみ等搬出車両の外観は代表として、図 4-13 及び図 4-14 に示すとおりである。

車両は、積載したごみが飛散又は流出しない構造とする。



図 4-13 ごみ搬入車両の外観



図 4-14 資源・ごみ等搬出車両の外観

4.3.2.2 廃棄物の処分

施設の稼働に伴い排出される廃棄物には、鉄、アルミ、不燃物、可燃物及び脱水汚泥がある。

鉄、アルミは資源として回収業者に搬出し、不燃物及び脱水汚泥は最終処分場で埋立処分、可燃物は清掃工場に搬出し、焼却する。

5 事業計画の策定に至った経過

清掃一組は、平成 12 年 4 月の設立と同時に一般廃棄物処理基本計画（以下「一廃計画」という。）を策定した。その後、平成 18 年 1 月、平成 22 年 2 月及び平成 27 年 2 月に一廃計画を改定している。

中防不燃ごみ処理センターの受入貯留ヤードや粗大ごみ破碎処理施設の受入・搬出ヤードは、屋根はあるが壁で囲まれていないため、騒音等の環境対策が十分ではなく、今後の周辺環境の変化に適応することは困難な状況となっている。

また、第二プラントは、しゅん工時の廃プラスチックを多く含んだ大量の不燃ごみを全量破碎し減容化させることを目的に整備した施設であり、廃プラスチック類のサーマルリサイクルの実施により原則廃プラスチック類が搬入されない現在とは状況が異なるため、選別精度をさらに向上させ最終処分量を削減するには設備面で限界がある。粗大ごみ破碎処理施設は、23 区内で唯一粗大ごみを処理する施設であり、昭和 54 年にしゅん工した施設のために建屋等の老朽化がみられる。

これら課題に対応するため、平成 27 年 2 月の一廃計画において、不燃ごみと粗大ごみを併せて処理する新たな施設を、中防不燃ごみ処理センターの第一プラント跡地に整備することとした。

本事業は、この一廃計画に基づき、中防不燃・粗大ごみ処理施設の整備を実施するものである。

6 地域の概況

計画地は、中央防波堤内側埋立地に位置している。

地域の概況の調査範囲は、計画地及びその周辺地域とした。また、広域的に把握する必要のある大気汚染については、一般環境大気測定局の配置を勘案して、図 6-1(1)に示すとおり、東京都中央区、港区、江東区、品川区、大田区、江戸川区の範囲とした。その他の項目についての調査範囲は項目ごとに図 6-1(2)に示す図郭の範囲とし、統計的な調査項目については、江東区、大田区とした。

なお、地域の概況の調査項目は、表 6-1 に示す 26 項目とした。

表 6-1 地域の概況の調査項目

大項目	小項目
1 一般項目	6.1.1 人口
	6.1.2 産業
	6.1.3 交通
	6.1.4 土地利用
	6.1.5 水域利用
	6.1.6 気象
	6.1.7 関係法令の指定・規制等
	6.1.8 環境保全に関する計画等
	6.1.9 公害に関する苦情件数
2 環境項目	6.2.1 大気汚染
	6.2.2 悪臭
	6.2.3 騒音・振動
	6.2.4 水質汚濁
	6.2.5 土壌汚染
	6.2.6 地盤
	6.2.7 地形・地質
	6.2.8 水循環
	6.2.9 生物・生態系
	6.2.10 日影
	6.2.11 電波障害
	6.2.12 風環境
	6.2.13 景観
	6.2.14 史跡・文化財
	6.2.15 自然との触れ合い活動の場
	6.2.16 廃棄物
	6.2.17 温室効果ガス

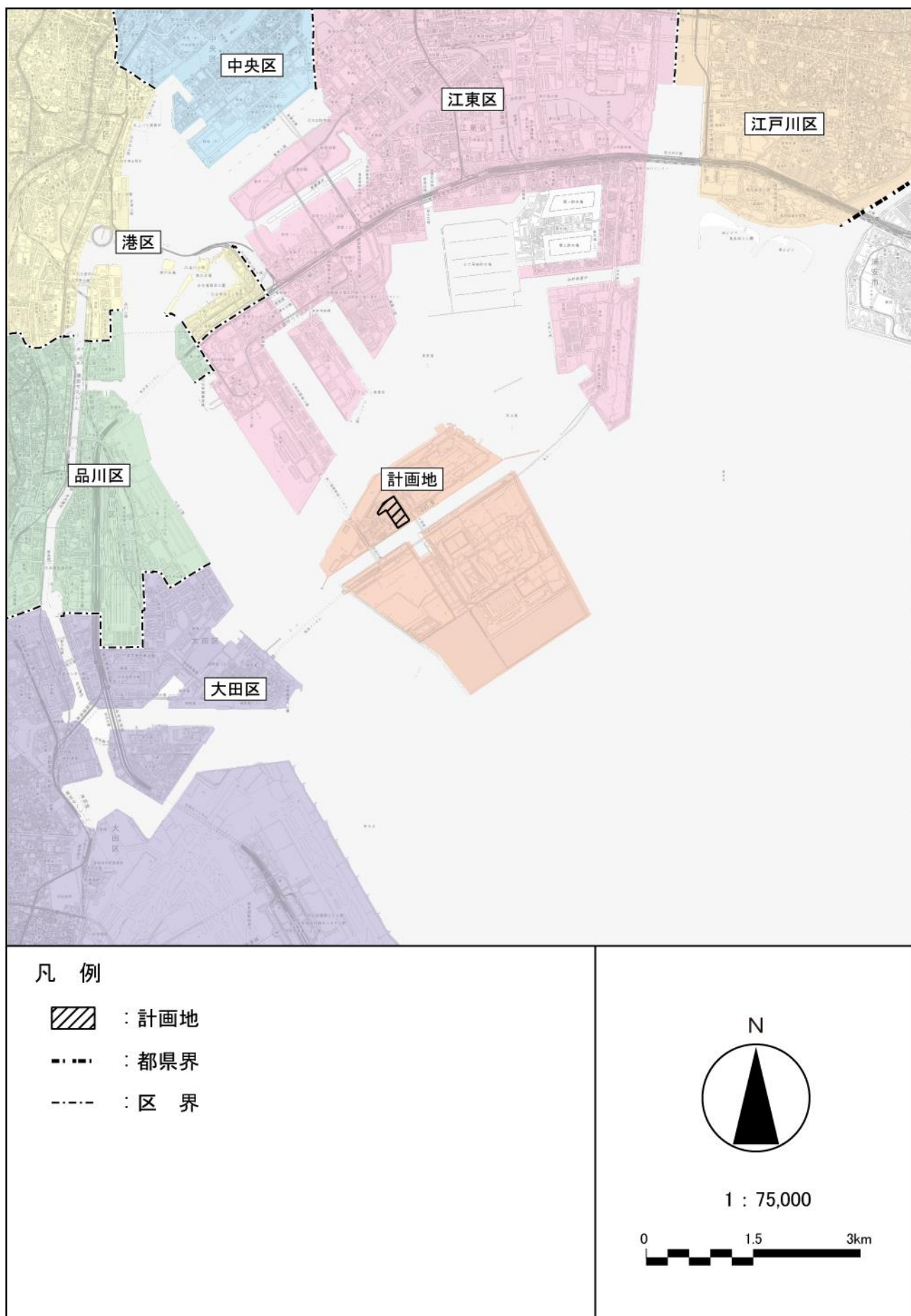


図 6-1(1) 地域の概況の調査範囲(大気汚染)

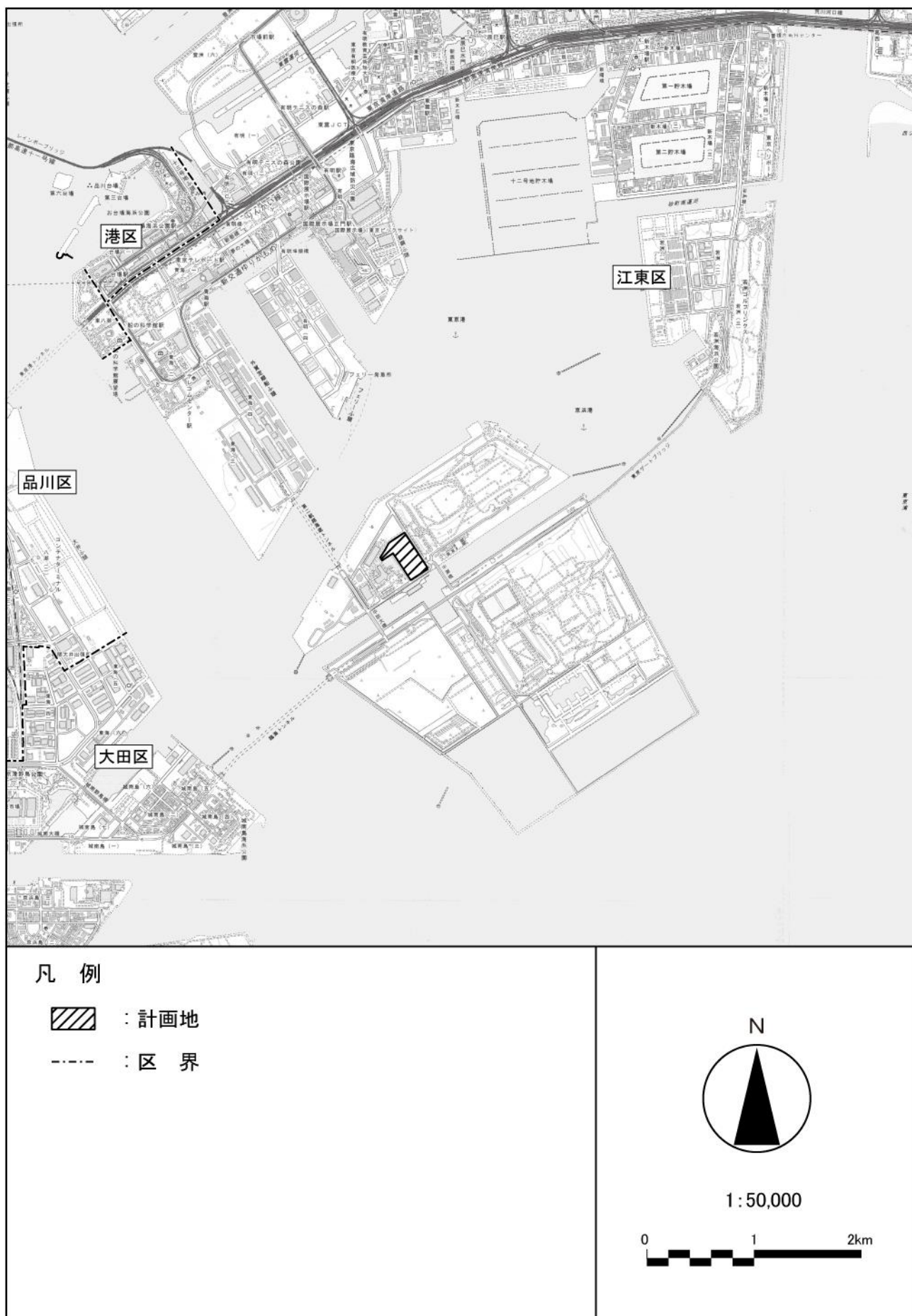


図 6-1(2) 地域の概況の調査範囲(その他の項目)

6.1 一般項目

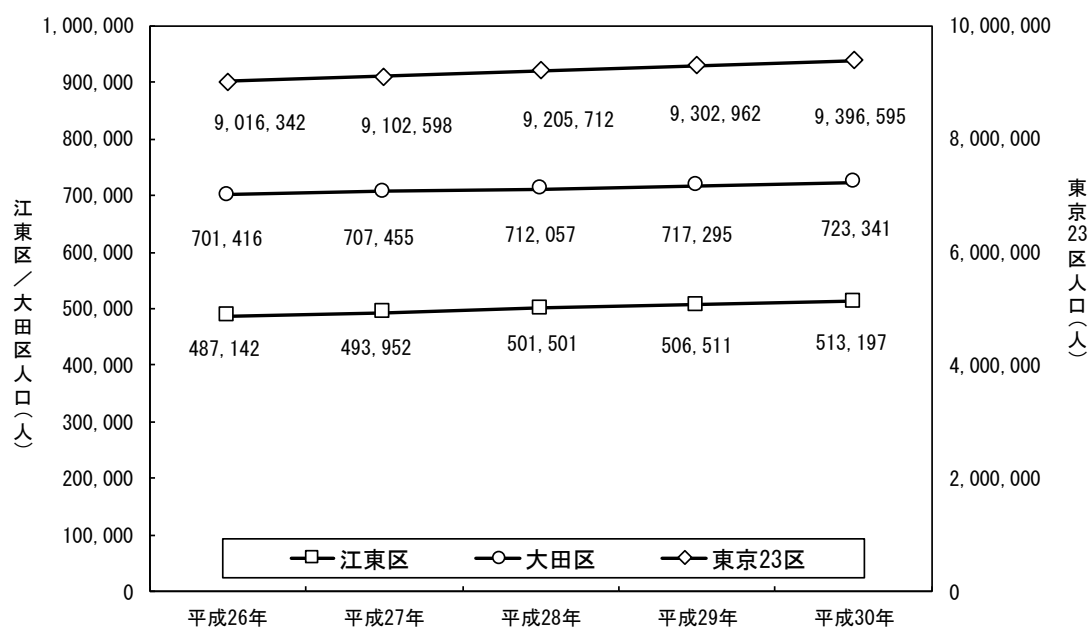
6.1.1 人口

6.1.1.1 人口及び人口密度

計画地及びその周辺地域である江東区、大田区及び東京 23 区における平成 26 年から平成 30 年までの人口の推移は図 6-2 に示すとおりである。

平成 30 年 1 月 1 日現在、江東区の人口は 513,197 人、大田区の人口は 723,341 人であり、平成 26 年以降は微増の傾向が続いている。

なお、「人口統計」（平成 30 年 9 月閲覧、江東区ホームページ）によると、計画地が位置する中央防波堤内側埋立地には、居住実態はない。



注1)「人口」は、日本人と外国人を合わせた人口総数である。

注2)各年1月1日現在の人口総数である。

資料)「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（平成 30 年 9 月閲覧、東京都総務局ホームページ）

図 6-2 計画地周辺の人口の推移

平成 30 年における世帯数及び人口密度は表 6-2 に示すとおりである。平成 30 年 1 月 1 日現在、江東区の世帯数は 262,988 戸、大田区の世帯数は 385,193 戸である。

また、江東区の人口密度は 12,779 人/km²、大田区の人口密度は 11,907 人/km²であり、東京 23 区の 14,992 人/km² よりいずれの区も低くなっている。

表 6-2 平成 30 年における世帯数及び人口密度

	江東区	大田区	東京 23 区
世帯数(戸)	262,988	385,193	5,077,122
人口密度(人/km ²)	12,779	11,907	14,992

注1)平成 30 年 1 月 1 日現在

注2)「世帯数」は、日本人のみの世帯、外国人のみの世帯及び日本人と外国人の複数国籍世帯を合わせた総世帯数である。

資料)「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（平成 30 年 9 月閲覧、東京都総務局ホームページ）

6.1.1.2 人口動態

計画地及びその周辺地域である江東区、大田区及び東京 23 区における人口動態は表 6-3 に示すとおりである。

江東区の人口は、他道府県との移動、都内間の移動、自然動態及びその他で増加しており、合計で 6,686 人の人口増となっている。

大田区の人口は、他道府県との移動、都内間の移動、その他で増加、自然動態で減少しており、合計で 6,046 人の人口増となっている。

表 6-3 人口動態

単位：人

地域名	増減人口	他道府県との移動			都内間の移動増減数	自然動態			その他の増減
		社会増減	転入	転出		自然増減	出生	死亡	
江東区	6,686	3,390	17,463	14,073	1,208	618	4,793	4,175	1,470
大田区	6,046	4,770	29,759	24,989	683	-548	5,865	6,413	1,141
東京 23 区	93,633	55,364	345,740	290,376	-1,068	2,404	81,730	79,326	36,933

注 1) 平成 29 年中の数値である。

注 2) 「社会増減」は、「他県との移動の増減」を意味している。

注 3) 「その他の増減」とは、出国、入国並びに帰化、国籍離脱及び実態調査等職権による記載、消除及び補正による増減等である。

資料) 「人口の動き（平成 29 年中）」（平成 30 年 9 月閲覧、東京都総務局ホームページ）

6.1.2 産業

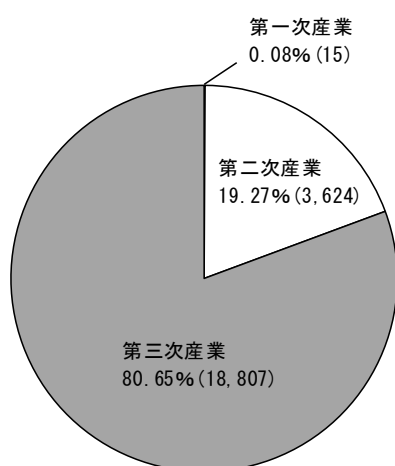
計画地及びその周辺地域である江東区及び大田区における産業別事業所数及び従業者数の構成割合は図 6-3 に示すとおりである。

江東区における事業所数及び従業者数は、第三次産業が最も多く全体の約 81%及び 84%を占めており、次いで第二次産業が約 19%及び約 16%、第一次産業がともに全体の 0.1%以下とごくわずかとなっている。

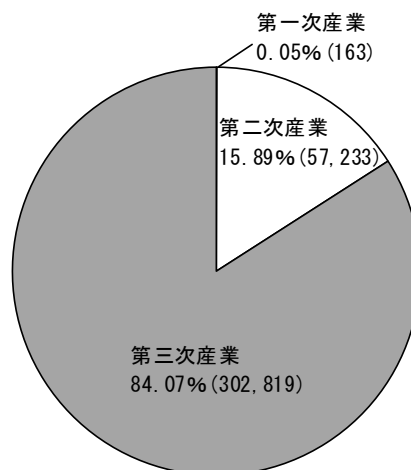
大田区における事業所数及び従業者数は、第三次産業が最も多く全体の約 77%及び 82%を占めており、次いで第二次産業が約 23%及び約 18%、第一次産業がともに全体の 0.1%以下とごくわずかとなっている。

なお、計画地が位置する中央防波堤内側埋立地における事業所数は 29、従業者数は 646 人である。

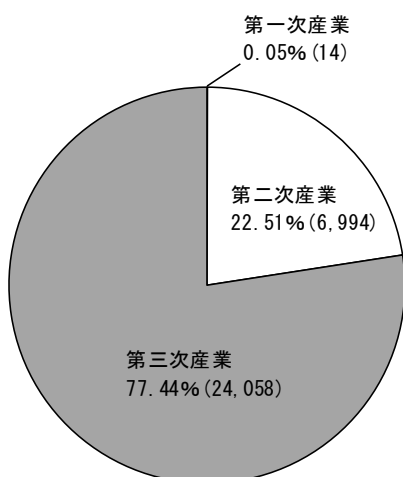
【事業所数(江東区)】



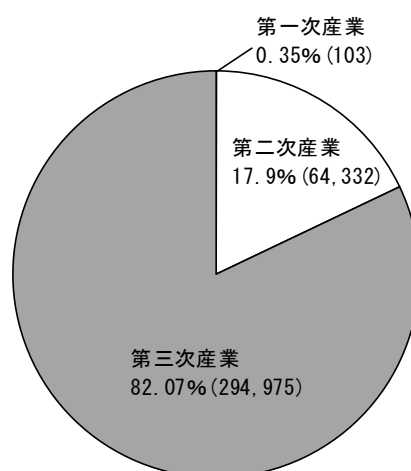
【従業者数(江東区)】



【事業所数(大田区)】



【従業者数(大田区)】



注1)平成26年7月1日現在

注2)カッコ内は実数を示す。

資料)「平成26年経済センサス 基礎調査報告」(平成30年9月閲覧、東京都総務局ホームページ)

図 6-3 産業別事業所数及び従業者数構成割合

6.1.3 交通

6.1.3.1 道路交通状況

計画地及びその周辺地域における主要な道路及び交通量調査地点は図 6-4 に示すとおりである。

計画地及びその周辺地域の主要道路としては、首都高速道路である高速湾岸線、高速 11 号台場線、高速 10 号晴海線、一般国道 357 号、主要地方道である日本橋芝浦大森線が挙げられる。また、計画地周辺では臨海部の交通渋滞緩和を旨とし臨港道路の整備を行っている。

計画地及びその周辺地域の交通量及び大型車混入率は表 6-4 に示すとおりである。

平成 27 年度において最も交通量が多かったのは、高速湾岸線(区間番号 5810：辰巳 JCT～新木場出入口)であり、平日自動車類 12 時間交通量は 109,651 台、昼間 12 時間大型車混入率は 33.0%となっている。

また、計画地及びその周辺地域の平成 22 年度から平成 27 年度の交通量は、概ね減少傾向にある。

表 6-4(1) 計画地及びその周辺地域の交通量

区間 番号	路線名	観測地点名	平日自動車類 12 時間交通量(台)		
			平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
5770	高速湾岸線	大井出入口～臨海副都心出入口	81,869	97,237	94,695
5780	高速湾岸線	臨海副都心出入口～有明 JCT		90,103	84,803
5790	高速湾岸線	有明 JCT～東雲 JCT		102,709	96,862
5800	高速湾岸線	東雲 JCT～辰巳 JCT		111,280	102,422
5810	高速湾岸線	辰巳 JCT～新木場出入口	79,457	115,418	109,651
5820	高速湾岸線	新木場出入口～葛西 JCT		113,530	108,332
6090	高速 11 号台場線	有明 JCT～台場出入口	42,331	35,451	31,342
6380	高速 10 号晴海線	東雲 JCT～豊洲出入口	－	6,329	7,085
25030	一般国道 357 号	江東区辰巳 2 丁目 9	－	－	29,014
25040	一般国道 357 号	江東区東雲 2-15	23,431	24,842	19,526
41910	日本橋芝浦大森線	品川区八潮 2-6-4	26,033	15,964	13,824
62450	台場青海線	江東区青海 1-1	19,965	3,714	3,408

注 1) 平成 22 年度に区間設定方法の変更が行われているため、分割・統合されている区間がある。

注 2) 区間番号は、平成 27 年度の調査単位区間番号を用いている。

資料) 「平成 27 年度道路交通センサス一般交通量調査結果」(平成 30 年 9 月閲覧、東京都建設局ホームページ)

「平成 22 年度道路交通センサス一般交通量調査結果」(平成 30 年 9 月閲覧、東京都建設局ホームページ)

「平成 17 年度道路交通センサス一般交通量調査結果」

(平成 30 年 9 月閲覧、国土交通省関東地方整備局ホームページ)

表 6-4(2) 計画地及びその周辺地域の大型車混入率

区間 番号	路線名	観測地点名	平日昼間 12 時間大型車混入率(%)		
			平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
5770	高速湾岸線	大井出入口～臨海副都心出入口	38.2	33.4	34.1
5780	高速湾岸線	臨海副都心出入口～有明 JCT		27.4	33.9
5790	高速湾岸線	有明 JCT～東雲 JCT		27.4	35.1
5800	高速湾岸線	東雲 JCT～辰巳 JCT		25.2	34.8
5810	高速湾岸線	辰巳 JCT～新木場出入口	36.4	16.5	33.0
5820	高速湾岸線	新木場出入口～葛西 JCT		30.5	32.9
6090	高速 11 号台場線	有明 JCT～台場出入口	22.8	15.1	11.3
6380	高速 10 号晴海線	東雲 JCT～豊洲出入口	－	15.1	14.6
25030	一般国道 357 号	江東区辰巳 2 丁目 9	－	－	35.6
25040	一般国道 357 号	江東区東雲 2-15	50.4	49.3	29.3
41910	日本橋芝浦大森線	品川区八潮 2-6-4	27.4	77.0	77.5
62450	台場青海線	江東区青海 1-1	13.6	33.3	30.5

注 1) 平成 22 年度に区間設定方法の変更が行われているため、分割・統合されている区間がある。

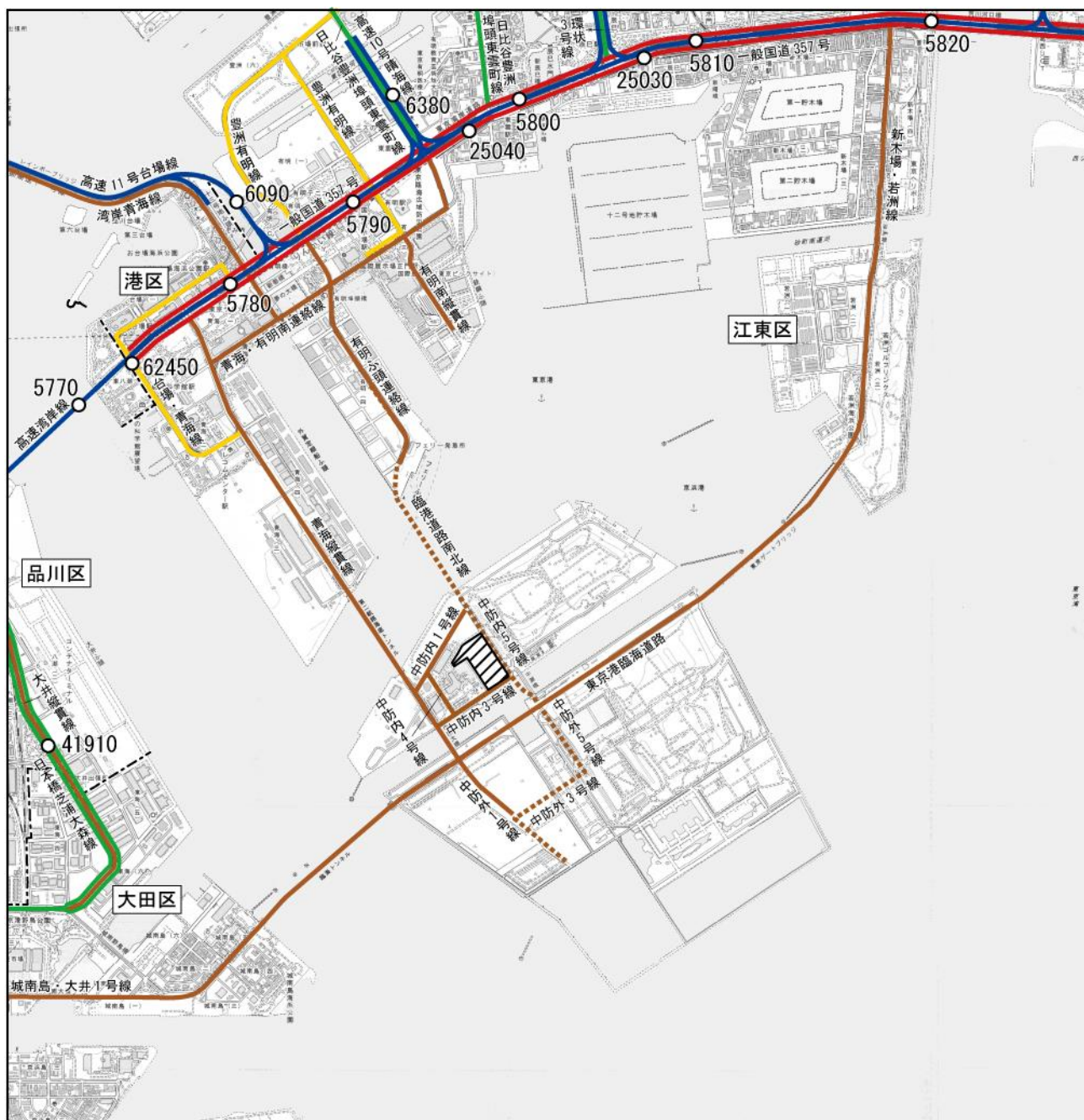
注 2) 区間番号は、平成 27 年度の調査単位区間番号を用いている。

資料) 「平成 27 年度道路交通センサス一般交通量調査結果」(平成 30 年 9 月閲覧、東京都建設局ホームページ)

「平成 22 年度道路交通センサス一般交通量調査結果」(平成 30 年 9 月閲覧、東京都建設局ホームページ)

「平成 17 年度道路交通センサス一般交通量調査結果」

(平成 30 年 9 月閲覧、国土交通省関東地方整備局ホームページ)



凡 例

- | | | | |
|--|--------|--|----------------|
| | : 計画地 | | : 首都高速道路 |
| | : 区 界 | | : 一般国道 |
| | : 観測地点 | | : 主要地方道 |
| | | | : 都道 |
| | | | : 主な臨港道路 |
| | | | : 主な臨港道路 (建設中) |

注) 番号は表 6-4 の区間番号と対応している。

資料) 「平成 27 年度道路交通センサス一般交通量調査結果」

(平成 30 年 9 月閲覧、東京都建設局ホームページ)



1:50,000



図 6-4 計画地及びその周辺地域の主要な道路及び交通量調査地点

6.1.3.2 鉄道の状況

計画地及びその周辺地域における鉄道路線は図 6-5 に示すとおりである。

計画地及びその周辺地域の鉄道路線としては、JR 京葉線、東京メトロ有楽町線、東京臨海新交通臨海線(ゆりかもめ)、東京臨海高速鉄道(りんかい線)の4路線がある。

計画地及びその周辺地域の鉄道駅における過去5年間(平成24年度から平成28年度まで)の1日平均鉄道乗車人員数は表 6-5 に示すとおりであり、計画地に最も近いテレコムセンター駅(東京臨海新交通臨海線(ゆりかもめ))における平成28年度の乗車人員は2,459人であった。

また、計画地及びその周辺地域の鉄道駅における過去5年間における1日平均鉄道乗車人員数は、概ね増加傾向にある。

表 6-5 1日平均鉄道乗車人員数

単位：人

路線名	駅	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
JR 京葉線	新木場	24,670	25,854	26,175	27,139	27,648
東京メトロ 有楽町線	辰巳	4,753	5,021	5,260	5,407	5,485
	新木場	17,902	18,694	18,859	19,379	19,846
東京臨海 新交通臨海線 (ゆりかもめ)	お台場海浜公園	2,966	2,950	2,989	3,161	3,149
	台場	4,292	4,202	4,250	4,350	4,380
	船の科学館	555	577	628	616	592
	テレコムセンター	2,277	2,397	2,527	2,527	2,459
	青海	1,028	987	998	1,091	1,088
	国際展示場正門	3,337	3,697	3,585	3,950	3,619
	有明	952	982	1,014	1,075	987
	有明テニスの森	551	519	542	571	663
	市場前	20	27	105	488	285
東京臨海高速 鉄道 (りんかい線)	新木場	10,594	11,064	11,277	11,584	11,703
	東雲	2,114	2,312	2,354	2,394	2,405
	国際展示場	10,622	11,718	12,157	13,058	12,497
	東京テレポート	10,581	10,859	11,339	11,749	11,844

注) 表の数値は、「東京都統計年鑑」の「JRの駅別乗車人員」及び「地下鉄の駅別乗降車人員」の各年の数値を年間日数で割り、日平均数にしている。

資料) 「東京都統計年鑑」(平成30年9月閲覧、東京都総務局ホームページ)



凡 例



：計画地



：区 界

— : JR 京葉線

— : 東京メトロ有楽町線

— : 東京臨海新交通臨海線
(ゆりかもめ)

— : 東京臨海高速鉄道
(りんかい線)



：駅



1:50,000



資料)「東京都統計年鑑」(平成30年9月閲覧、東京都総務局ホームページ)

図 6-5 計画地及びその周辺地域の鉄道路線

6.1.3.3 バスの運行状況

計画地及びその周辺地域におけるバス路線は表 6-6 及び図 6-6 に示すとおりである。

計画地及びその周辺地域には、東京都交通局、京浜急行バスの2局社及び港区、江東区のコミュニティバスが運行している。また、計画地周辺の現在整備中である海の森公園（海の森水上競技場）までの交通アクセスのため、都営バス路線の拡充が検討されている。

表 6-6 計画地及びその周辺地域のバス運行状況

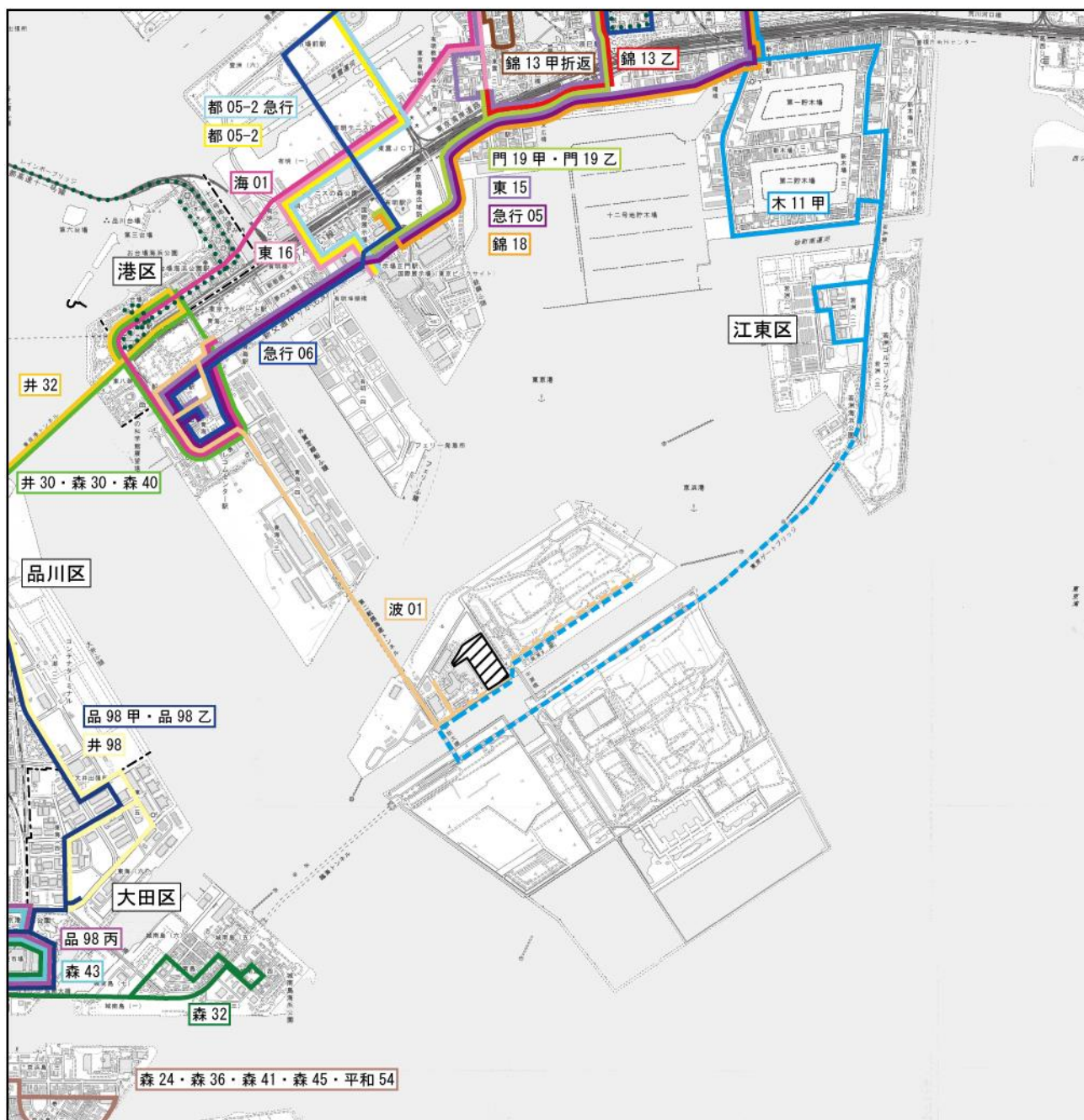
会社等	系統番号	起点	経由地	終点
東京都 交通局	海 01	門前仲町	豊洲駅前	有明一丁目 東京レポート駅前
	波 01	東京レポート駅前	テレコムセンター駅前	中央防波堤
	都 05-2	東京ビッグサイト	銀座四丁目	東京駅丸の内南口
	都 05-2 急行	晴海埠頭 東京ビッグサイト	銀座四丁目	東京駅丸の内南口
	急行 05	錦糸町駅前	新木場駅前 (土曜・休日のみ運行)	日本科学未来館
	急行 06	森下駅前	パレットタウン前 (土曜・休日のみ運行)	日本科学未来館
	木 11 甲	木場駅前 東陽町駅前	新木場駅前	東陽町駅前 若洲キャンプ場前
	錦 13 乙	錦糸町駅前	東陽三丁目	深川車庫前 晴海埠頭
	錦 13 甲折返	東陽町駅前	枝川二丁目	昭和大学江東豊洲病院前
	東 15	深川車庫前	東雲都橋	東京駅八重洲口
	東 16	東京駅八重洲口	月島駅前	深川車庫前 東京ビッグサイト
	錦 18	錦糸町駅前	境川(平日のみ運行)	新木場駅前(構内) 国際展示場駅前
	門 19 甲	東京ビッグサイト	豊洲駅前	門前仲町
	門 19 乙	深川車庫前	豊洲駅前	深川車庫前
	井 98	大井町駅東口	東京税関大井出張所前 (平日・土曜のみ運行)	大井水産物埠頭前
	品 98 甲	品川駅港南口	5号バス前	大田市場
	品 98 乙	品川駅港南口	5号バス前	大井埠頭バンブール
	品 98 丙	品川駅港南口	(平日・土曜早朝のみ運行)	大田市場(急行)
京浜急行 バス	井 30	大井町駅西口	青物横丁駅	船の科学館駅前
	井 32	大井町駅西口	青物横丁駅	台場駅前
	森 24	JR 大森駅東口	京浜島循環	JR 大森駅東口
	森 30	JR 大森駅東口	大森海岸駅	船の科学館駅前
	森 32	JR 大森駅東口	城南島循環	JR 大森駅東口
	森 36	JR 大森駅東口	京浜島・昭和島循環	JR 大森駅東口
	森 40	JR 大森駅東口	平和島駅	船の科学館駅前
	森 41	大森車庫 (大森営業所)	京浜島・昭和島循環	大森車庫(大森営業所) レジャーランド平和島
	森 43	JR 大森駅東口	大田市場	JR 大森駅東口
	森 45	JR 大森駅東口	京浜島・昭和島循環	JR 大森駅東口
港区/お台場 レインボーバス	01 系統	品川駅港南口	お台場海浜公園駅前	品川駅港南口
	02 系統	品川駅港南口	お台場海浜公園駅前	品川駅港南口
江東区/ コミュニティ バスしおかぜ	木場ルート	潮見駅前	木場	潮見駅前
	辰巳ルート	潮見駅前	辰巳	潮見駅前

資料)「路線図(みんくるガイド)」(平成30年9月閲覧、東京都交通局ホームページ)

「バス路線系統図」(平成30年9月閲覧、京浜急行バス株式会社ホームページ)

「お台場レインボーバス路線図」(平成30年9月閲覧、港区ホームページ)

「江東区コミュニティバス「しおかぜ」」(平成30年9月閲覧、江東区ホームページ)



凡 例

-  : 計画地
-  (カラー) : 海の森公園 (海の森水上競技場) までの検討中の都営バス路線
-  : 区 界
-  (カラー) : バス路線
-  : コミュニティバス路線

資料) 「路線図(みんなのガイド)」(平成 30 年 9 月閲覧、東京都交通局ホームページ)
「バス路線系統図」(平成 30 年 9 月閲覧、京浜急行バス株式会社ホームページ)
「お台場レインボーバス路線図」(平成 30 年 9 月閲覧、港区ホームページ)
「江東区コミュニティバス「しおかぜ」」(平成 30 年 9 月閲覧、江東区ホームページ)
「新規恒久施設の施設運営計画」
(平成 29 年 4 月、東京都オリンピック・パラリンピック準備局)



1:50,000



図 6-6 計画地及びその周辺地域のバス路線

6.1.3.4 水上バスの運航状況

計画地及びその周辺地域におけるバス路線は表 6-7 及び図 6-7 に示すとおりである。

計画地及びその周辺地域には、東京都公園協会及び東京都観光汽船の水上バスが運航している。

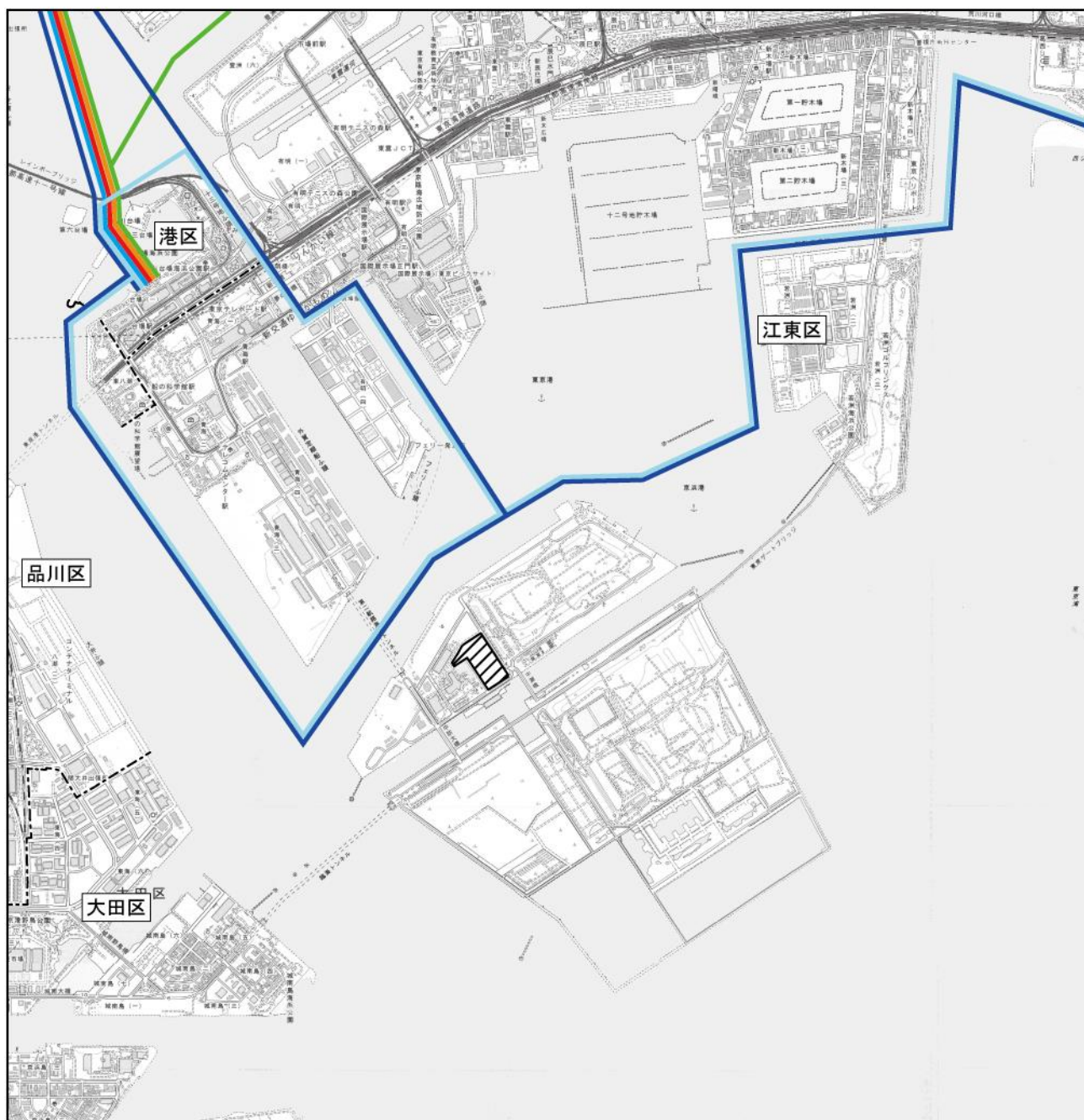
表 6-7 計画地及びその周辺地域の水上バスの運航状況

会社等	コース名	起点(終点)	経由地	終点(起点)
東京都公園協会	浅草・お台場クルーズ	墨田区役所前	お台場海浜公園	墨田区役所前
	浅草・葛西クルーズ	墨田区役所前	-	葛西臨海公園
	葛西・お台場周遊	葛西臨海公園	お台場海浜公園	葛西臨海公園
東京都観光汽船	ホタルナライン	浅草	日の出桟橋 お台場海浜公園	浅草
	ヒミコライン	浅草	お台場海浜公園 豊洲	浅草
	お台場ライン	日の出桟橋	-	お台場海浜公園

注) 特定日のみの運航コースは除外している。

資料) 「水上バスで行こう！」(平成 30 年 9 月閲覧、公益財団法人東京都公園協会ホームページ)

「東京の観光公式サイト 水上交通」(平成 30 年 9 月閲覧、公益財団法人東京観光財団ホームページ)



凡 例

- | | | | |
|---|-------|---|--------------|
|  | : 計画地 |  | : 浅草・お台場クルーズ |
|  | : 区 界 |  | : 浅草・葛西クルーズ |
| | |  | : 葛西・お台場周遊 |
| | |  | : ホタルナライン |
| | |  | : ヒミコライン |
| | |  | : お台場ライン |

資料) 「水上バスで行こう！」

(平成 30 年 9 月閲覧、公益財団法人東京都公園協会ホームページ)

「東京の観光公式サイト 水上交通」

(平成 30 年 9 月閲覧、公益財団法人東京観光財団ホームページ)



1:50,000



図 6-7 計画地及びその周辺地域の水上バス路線

6.1.4 土地利用

6.1.4.1 地目別土地面積

計画地及びその周辺地域である江東区及び大田区における地目別面積は表 6-8 に示すとおりである。

江東区及び大田区では宅地の占める割合が多く、いずれの区も全体の 90%以上を占めている。

表 6-8 地目別土地面積

単位:ha

項目 地域	総数	宅地					田	畑	山林	原野	池沼	雑種地	免税点 未満
		計	商業 地区	工業 地区	住宅 地区	その他							
江東区	1,559.22 (100.0%)	1,491.06 (95.6%)	71.84 (4.6%)	418.78 (26.9%)	1,000.44 (64.2%)	-	-	-	-	-	4.50 (0.3%)	63.30 (4.1%)	0.36 (4.1%)
大田区	2,579.34 (100.0%)	2,502.22 (97.0%)	32.14 (1.2%)	240.48 (9.3%)	2,229.59 (86.4%)	0.01 (0.0%)	-	3.40 (0.1%)	1.03 (0.0%)	-	0.15 (0.0%)	71.55 (2.8%)	0.99 (0.0%)

注1) 数値は、平成 29 年 1 月 1 日現在の固定資産税の対象となる土地面積である。また、国・公有地、公共用地、墓地、道路、用水路、溜池、保安林、私立学校用地、宗教法人の境内など、固定資産税が非課税とされている土地は除かれている。

注2) 宅地のその他は、村落又は観光地区(市、郡、島部)、農業用施設の用に供する宅地及び生産緑地区内の宅地である。

注3) 雑種地とは、宅地、田、畑、山林、原野、池沼以外の土地で、野球場、テニスコート、ゴルフ場、運動場、高圧鉄塔敷地、軌道用地等をいう。

注4) 免税点未満とは、土地に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が 30 万円に満たないものである。

注5) 端数処理のため各項の和と表示した総数は必ずしも一致しない。

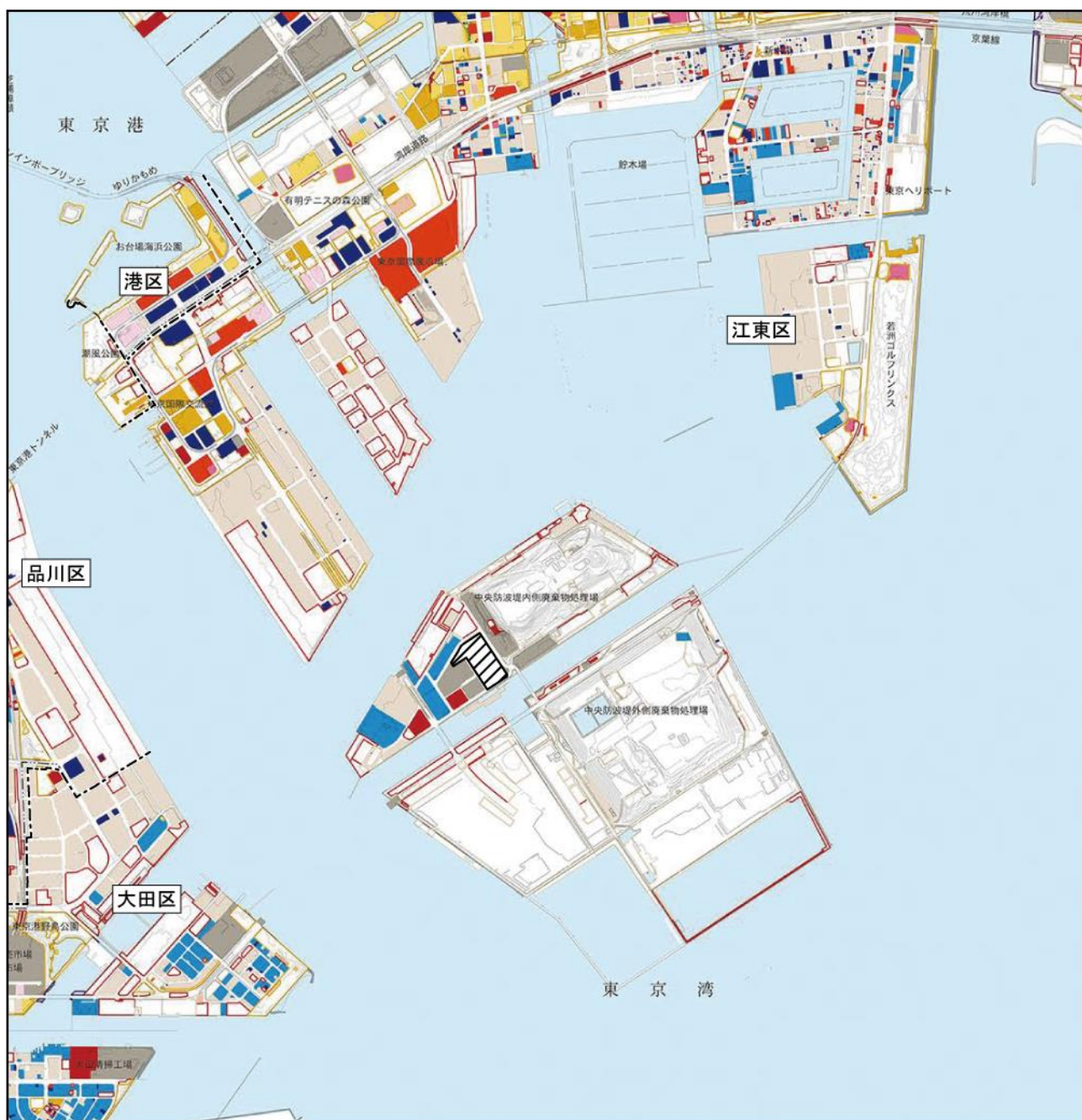
資料) 「東京都統計年鑑」(平成 30 年 9 月閲覧、東京都総務局ホームページ)

6.1.4.2 土地利用現況

計画地及びその周辺地域における土地利用現況図は図 6-8 に示すとおりである。

計画地周辺には倉庫・運輸関係施設、供給処理施設、官公庁施設、専用工場等がみられる。

また、計画地周辺の既存建築物の高さは大部分が地上 1 ～ 3 階高さであるが、計画地西側に地上約 40m 高さの中防灰溶融施設、同程度の高さである環境局中防合同庁舎が立地している。



凡 例

- | | |
|--|--|
|  : 計画地 |  宿泊・遊興施設 |
|  : 区 界 |  スポーツ・興行施設 |
|  官公庁施設 |  集合住宅 |
|  教育文化施設 |  専用工場 |
|  厚生医療設 |  倉庫・運輸関係施設 |
|  供給処理施設 |  屋外利用地・仮設建物 |
|  事務所建築物 |  公園・運動場等 |
|  専用商業施設 |  未利用地等 |
|  住商併用建物 |  水面・河川・水路 |



1:50,000



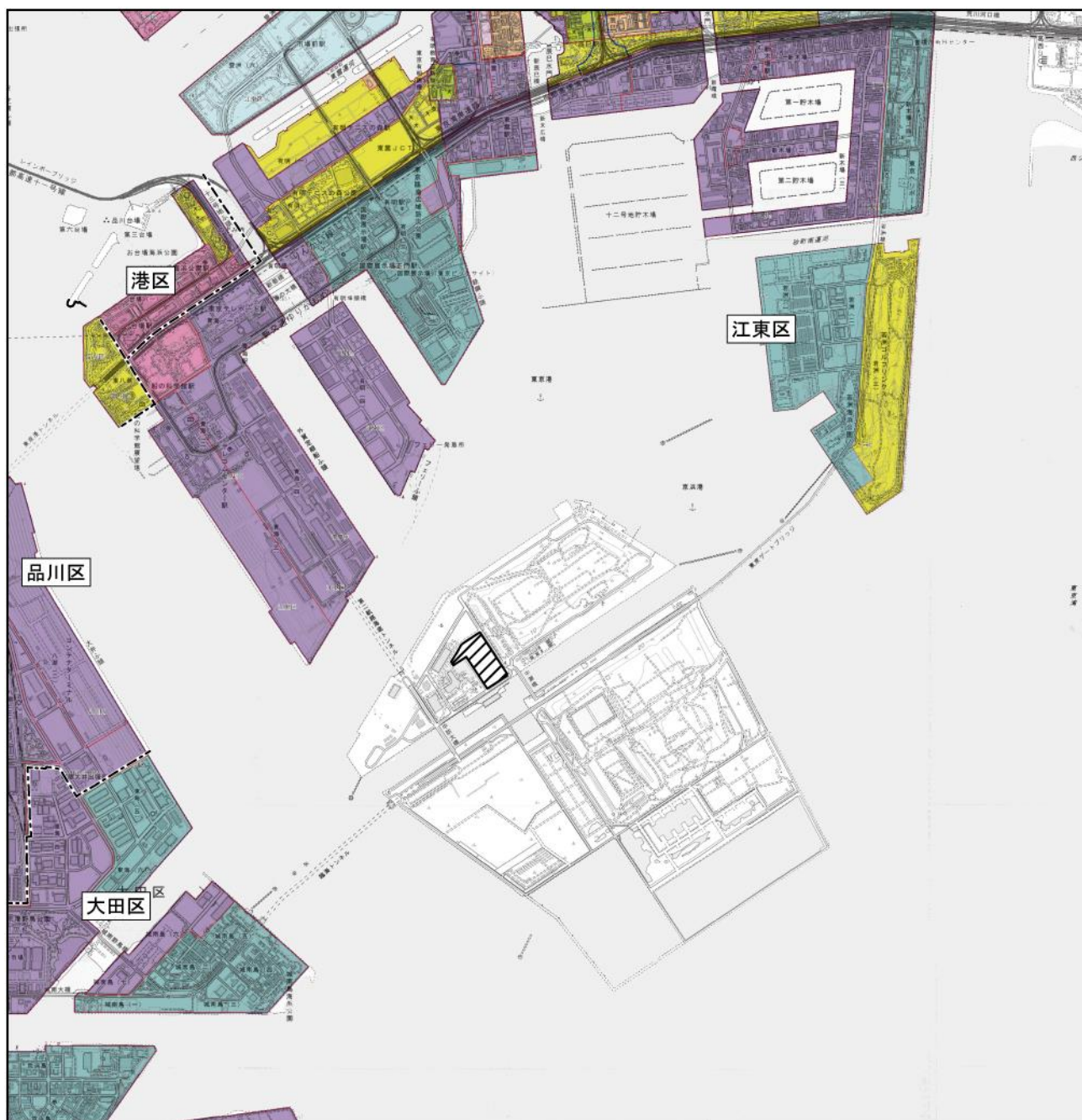
資料)「東京都土地利用現況図[建物用途別](区部)(平成28年現在)」
(平成30年9月閲覧、東京都都市整備局ホームページ)

図 6-8 土地利用現況図

6.1.4.3 都市計画法に基づく指定の状況

計画地及びその周辺地域における都市計画法に基づく用途地域の指定は図 6-9 に示しておりである。

計画地が位置する中央防波堤内側埋立地は、用途地域の指定はされていない。



凡 例



：計画地



：区 界



第 1 種中高層住居専用地域



第 1 種住居地域



第 2 種住居地域



近隣商業地域



商業地域



準工業地域



工業地域



工業専用地域



1:50,000

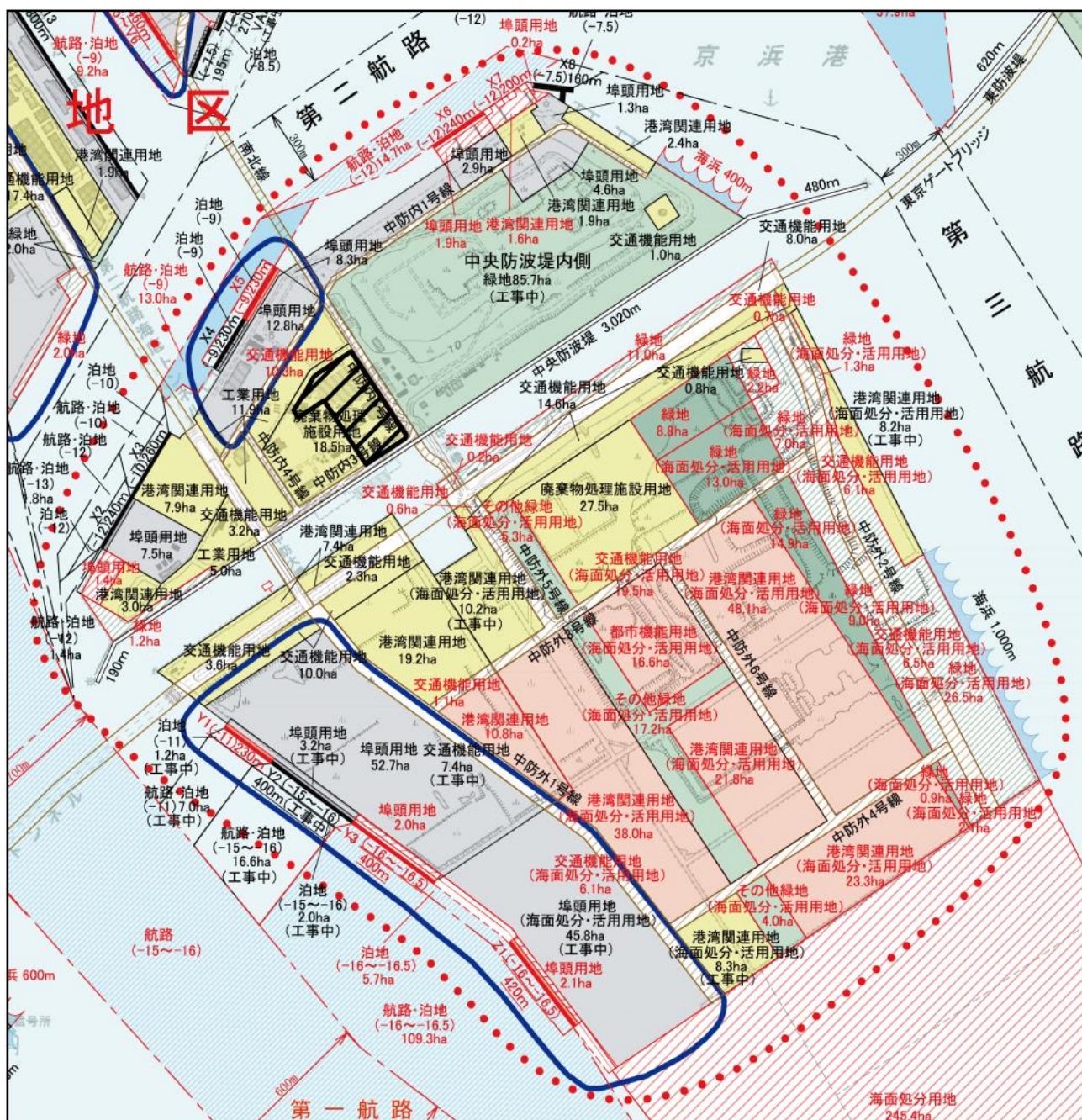


資料)「都市計画情報」(平成 30 年 9 月閲覧、東京都都市整備局ホームページ)

図 6-9 用途地域図

6.1.4.4 港湾計画の状況

計画地及びその周辺地域における港湾計画の状況は図 6-10 に示すとおりである。
計画地は、廃棄物処理施設用地に指定されている。



凡 例

：計画地



1 : 25,000



	航路・泊地	(既設) (既定計画) (計画)		公共ドルフィン	(計画)		緑地	(既設) (既定計画) (計画)
	防波堤	(既設) (既定計画) (計画)		専用ドルフィン	(既設)		その他緑地	(既設) (既定計画及び計画)
	公共岸壁	(既設) (既定計画) (計画) (将来構想)		係船浮標	(既設)		臨港道路	(既設) (既定計画) (計画)
	公共物揚場	(既設) (既定計画) (計画)		小型さん橋	(既設) (既定計画) (計画)		その他道路	(既設) (既定計画及び計画)
	物資補給岸壁	(既設) (既定計画)		公共船揚場	(計画)		その他用地	(既設) (既定計画) (計画)
	公共耐震強化岸壁	(既設) (既定計画) (計画) (緊急物資輸送)		施設撤去			海岸保全ライン(参考)	
	公共耐震強化岸壁	(既設) (既定計画) (計画) (新鋭貨物輸送)		海浜	(既設) (計画)		良好な景観を形成する区域	
	専用岸壁	(既設) (既定計画) (計画)		埠頭用地	(既設) (既定計画) (計画)		効率的な運営を特に促進する区域	

資料)「東京港湾計画図」(平成26年、東京港湾管理者)

図 6-10 東京港第8次改訂港湾計画における東京港湾計画図(抜粋)

6.1.4.5 公共施設等

計画地及びその周辺地域における教育施設、福祉施設等の公共施設等の分布状況は表 6-9 及び図 6-11 にそれぞれ示すとおりである。

計画地周辺には、教育施設 17 か所、福祉施設等 25 か所、病院 1 か所、図書館 1 か所が存在している。

表 6-9(1) 計画地周辺の公共施設等(教育施設)

種別	図 No.	名 称	所在地
幼稚園	1	にじのはし幼稚園	港区台場 1-1-5
	2	豊洲めぐみこども園	江東区豊洲 6-2-30
	3	ひばり幼稚園	江東区東雲 2-4-1-103
	4	辰巳幼稚園	江東区辰巳 1-11-1
小学校	5	港陽小学校	港区台場 1-1-5
	6	東雲小学校	江東区東雲 2-4-11
	7	有明小学校	江東区有明 2-10-1
	8	辰巳小学校	江東区辰巳 1-11-1
	9	第二辰巳小学校	江東区辰巳 1-1-22
中学校	10	港陽中学校	港区台場 1-1-5
	11	かえつ有明中学校	江東区東雲 2-16-1
	12	有明中学校	江東区有明 2-10-1
	13	辰巳中学校	江東区辰巳 1-10-57
高等学校	14	かえつ有明高等学校	江東区東雲 2-16-1
大学	15	東京有明医療大学	江東区有明 2-9-1
	16	有明教育芸術短期大学	江東区有明 2-9-2
	17	武蔵野大学	江東区有明 3-3-3

資料)「平成 29 年度 東京都公立学校一覧」(平成 30 年 9 月閲覧、東京都教育委員会ホームページ)

「私立学校一覧」(平成 30 年 9 月閲覧、東京都私学財団ホームページ)

「大学」(平成 30 年 9 月閲覧、江東区ホームページ)

表 6-9(2) 計画地周辺の公共施設等(福祉施設等)

種別	図 No.	名 称	所在地
幼保連携型 認定こども園	1	豊洲めぐみこども園	江東区豊洲 6-2-30
保育園	2	台場保育園	港区台場 1-5-1
	3	アスクお台場保育園	港区台場 2-2-3
	4	東雲保育園	江東区東雲 1-8-5-101
	5	YMCA オリーブ保育園	江東区東雲 1-8-18
	6	ナーサリールーム ベリーベアー東雲 Annex	江東区東雲 1-9-4 1階
	7	保育園夢未来東雲園	江東区東雲 1-9-5
	8	YMCA キャナルコート保育園	江東区東雲 1-9-14-104
	9	ひまわりキッズガーデン東雲	江東区東雲 1-9-18-203
	10	ハッピーマム 東雲キャナルコート	江東区東雲 1-9-22-105
	11	みんなのみらいをつくる 保育園東雲	江東区東雲 2-1-22
	12	ナーサリールーム ベリーベアー東雲	江東区東雲 2-3-17 3階
	13	東雲第二保育園	江東区東雲 2-4-4-103
	14	ひまわりキッズガーデン有明	江東区有明 1-4-11
	15	ひまわりキッズガーデン 有明の森	江東区有明 1-4-20
	16	さんいく保育園有明	江東区有明 1-5-2 2階
	17	江東湾岸サテライトスマート ナーサリースクール	江東区有明 1-5-22
	18	ニチイキッズありあけ 第二保育園	江東区有明 3-6-11 3階
	19	江東湾岸サテライト ナーサリースクール (本園)	江東区有明 3-7-26
児童館	20	台場児童館	港区台場 1-5-1
	21	東雲児童館	江東区東雲 2-4-4-102
	22	辰巳児童館	江東区辰巳 1-1-36
障害児通所 支援所	23	スマートキッズプラス東雲	江東区東雲 1-6-23
	24	障害児保育園ヘレン東雲	江東区東雲 2-1-22 1階
特別養護 老人ホーム	25	特別養護老人ホーム 東雲芳香苑	江東区東雲 2-2-29
病院	26	公益財団法人 がん研究会 有明病院	江東区有明 3-8-31
図書館	27	東雲図書館	江東区東雲 2-7-5-201

資料)「社会福祉施設等一覧」(平成 30 年 9 月閲覧、東京都福祉保健局ホームページ)

「医療機関届出情報」(平成 30 年 9 月閲覧、医療介護情報局)

「東京の公立図書館」(平成 30 年 9 月閲覧、東京都立図書館)



凡 例



：計画地



：区 界



：幼稚園



：小学校



：中学校



：高等学校



：大学



1:50,000



資料)「平成29年度 東京都公立学校一覧」

(平成30年9月閲覧、東京都教育委員会ホームページ)

「私立学校一覧」(平成30年9月閲覧、東京都私学財団ホームページ)

「大学」(平成30年9月閲覧、江東区ホームページ)

図 6-11(1) 計画地周辺の公共施設等(教育施設)



凡 例



：計画地



：区 界

●：幼保連携型認定こども園
保育園

●：児童館

●：障害児通所支援所

●：特別養護老人ホーム

●：病院

●：図書館



1:50,000



資料)「社会福祉施設等一覧」(平成30年9月閲覧、東京都福祉保健局ホームページ)
「医療機関届出情報」(平成30年9月閲覧、医療介護情報局)
「東京の公立図書館」(平成30年9月閲覧、東京都立図書館)

図 6-11 (2) 計画地周辺の公共施設等(福祉施設等)

6.1.4.6 公園等

計画地及びその周辺地域における公園等、公園以外のレクリエーション施設及びランニング・ウォーキングコースの分布状況は表 6-10、図 6-12 及び図 6-13 に示すとおりである。

計画地東側に海の森公園が存在するが、現在、整備中であり、特別公開やイベント開催時以外では立ち入ることができない。

表 6-10(1) 計画地周辺の公園等

種別	図 No.	名 称	所在地
都市公園	1	台場公園	港区台場 1-10-1
	2	豊洲六丁目公園	江東区豊洲 6-2-35
	3	東雲緑道公園	江東区東雲 1-7-4 先
	4	東雲水辺公園	江東区東雲 1-9 先、辰巳 1-1 先
	5	東雲公園	江東区東雲 2-4-17
	6	東雲駅前公園	江東区東雲 2-8-4
	7	東雲二丁目公園	江東区東雲 2-7-6
	8	東京臨海広域防災公園	江東区有明 3-8-35
	9	辰巳公園	江東区辰巳 1-10
	10	新木場一丁目緑地公園	江東区新木場 1-10-3
	11	新木場一丁目第二公園	江東区新木場 1-11-6
	12	新木場一丁目公園	江東区新木場 1-12-8
	13	夢の島公園	江東区夢の島 1 丁目、2 丁目
	14	潮風公園	品川区東八潮 1 丁目、2 丁目
	15	京浜島防災広場	大田区京浜島 2-10-1
海上公園	16	お台場海浜公園	港区台場 1-4
	17	シンボルプロムナード公園	港区台場 1 丁目、2 丁目 江東区青海 1 丁目、2 丁目、 有明 1 丁目、2 丁目、
	18	有明北緑道公園	江東区有明 1 丁目、2 丁目
	19	有明テニスの森公園	江東区有明 2 丁目
	20	有明西ふ頭公園	江東区有明 3 丁目
	21	水の広場公園	江東区有明 3 丁目、青海 1 丁目、2 丁目
	22	フェリーふ頭公園(休園中)	江東区有明 4
	23	辰巳の森緑道公園	江東区辰巳 1 丁目、2 丁目
	24	辰巳の森海浜公園	江東区辰巳 2-1-35
	25	青海北ふ頭公園	江東区青海 2 丁目
	26	青海南ふ頭公園	江東区青海 2 丁目
	27	青海中央ふ頭公園	江東区青海 4 丁目
	28	青海緑道公園	江東区青海 4 丁目
	29	暁ふ頭公園	江東区青海 3 丁目、4 丁目
	30	新木場公園	江東区新木場 2 丁目

資料)「海上公園ガイド」(平成 30 年 4 月、東京都港湾局)
「東京港の公園・緑地」(平成 30 年 9 月閲覧、東京都港湾局ホームページ)
「公園・児童遊園」(平成 30 年 9 月閲覧、港区ホームページ)
「公園」(平成 30 年 9 月閲覧、江東区ホームページ)
「公園」(平成 30 年 9 月閲覧、大田区ホームページ)

表 6-10(2) 計画地周辺の公園等

種別	図 No.	名 称	所在地
海上公園	31	新木場緑道公園	江東区新木場 4 丁目
	32	夢の島緑道公園	江東区夢の島 1 丁目、2 丁目、3 丁目
	33	若洲海浜公園	江東区若洲 3-1-2
	34	みなとが丘ふ頭公園	品川区八潮 3 丁目
	35	東八潮緑道公園	品川区東八潮
	36	京浜島つばさ公園	大田区京浜島 2 丁目
	37	東海緑道公園	大田区東海 1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目、5 丁目、6 丁目
	38	東京港野鳥公園	大田区東海 3-1
	39	城南島緑道公園	大田区城南島 1 丁目、2 丁目
	40	城南島ふ頭公園	大田区城南島 2 丁目
	41	城南島海浜公園	大田区城南島 4-2-2
	42	海の森公園 (海の森水上競技場) (整備中)	江東区青海三丁目地先 (中央防波堤内側埋立地)
その他公園	43	お台場レインボー公園	港区台場 1-3-1
	44	若洲公園	江東区若洲 3-2-1

資料)「海上公園ガイド」(平成 30 年 4 月、東京都港湾局)
「東京港の公園・緑地」(平成 30 年 9 月閲覧、東京都港湾局ホームページ)
「公園・児童遊園」(平成 30 年 9 月閲覧、港区ホームページ)
「公園」(平成 30 年 9 月閲覧、江東区ホームページ)
「公園」(平成 30 年 9 月閲覧、大田区ホームページ)

表 6-10 (3) 計画地周辺の公園以外のレクリエーション施設等

種別	図 No.	名 称	所在地
体育館・ 屋内プール	1	有明スポーツセンター	江東区有明 2-3-5
屋内プール	2	お台場学園港陽中学校屋内 プール	港区台場 1-1-5
	3	東京辰巳国際水泳場	江東区辰巳 2-8-10
野球場	4	辰巳少年野球場	江東区辰巳 1-10
テニス場	5	有明テニスの森	江東区有明 2-2-22
競技場	6	夢の島競技場	江東区夢の島 1-1-2
ヨット練習場	7	若洲ヨット訓練所	江東区若洲 3-1-1
キャンプ場	8	若洲キャンプ場	江東区若洲 3-2-1
ゴルフ場	9	若洲ゴルフリンクス	江東区若洲 35
ランニング コース	10	臨海副都心ランニングコース	-
ウォーキング コース	11	お台場しおかぜコース	-

資料)「スポーツ施設」(平成 30 年 9 月閲覧、港区ホームページ)
「スポーツ施設」(平成 30 年 9 月閲覧、江東区ホームページ)
「臨海副都心でランニング」(平成 30 年 9 月閲覧、東京都港湾局ホームページ)
「トーキョーウォーキングマップ」(平成 30 年 9 月閲覧、東京都福祉保健局ホームページ)



凡 例



：計画地



：区 界



：公園 (1 ~ 44)



水域



1:50,000



資料) 「海上公園ガイド」(平成 30 年 4 月、東京都港湾局)
「東京港の公園・緑地」(平成 30 年 9 月閲覧、東京都港湾局ホームページ)
「公園・児童遊園」(平成 30 年 9 月閲覧、港区ホームページ)
「公園」(平成 30 年 9 月閲覧、江東区ホームページ)
「公園」(平成 30 年 9 月閲覧、大田区ホームページ)

図 6-12 計画地周辺の公園等



凡 例

-  : 計画地
-  : ランニングコース
-  : 区 界
-  : ウォーキングコース
-  : 公園以外のレクリエーション施設

資料) 「スポーツ施設」(平成 30 年 9 月閲覧、港区ホームページ)
「スポーツ施設」(平成 30 年 9 月閲覧、江東区ホームページ)
「臨海副都心でランニング」(平成 30 年 9 月閲覧、東京都港湾局ホームページ)
「トーキョーウォーキングマップ」
(平成 30 年 9 月閲覧、東京都福祉保健局ホームページ)



1:50,000



図 6-13 公園以外のレクリエーション施設

6.1.5 水域利用

6.1.5.1 水域利用の状況

計画地は、隅田川河口と荒川河口に挟まれた東京湾上に位置する。

隅田川は東京都北区赤羽で荒川から分流し、新河岸川、石神井川、神田川等の支川と合流して東京湾に注ぐ流域面積約 260km² の一級河川である。荒川は埼玉・東京の都県境を流れ、江東区と江戸川区の区界で東京湾に注ぐ流域面積約 2,940km² の一級河川である。また、計画地及びその周辺地域には多くの運河があり、水上バスの運行路やその他の輸送航路として港湾機能の一端を担っている。

東京都の区部においては、東京都が下水道事業を行っている。「東京都下水道局事業概要(平成 30 年版)」(平成 30 年 9 月閲覧、東京都下水道局ホームページ)によると、計画地周辺は、砂町処理区域に含まれており有明水再生センターで下水処理が行われている。

計画地の位置する江東区及び大田区における下水道普及状況は表 6-11 に示すとおりである。

計画地及びその周辺地域における下水道は公共下水道(分流式)となっている。

表 6-11 公共下水道の普及状況

行政区	全体人口(人)	普及人口(人)	普及率(%)
江東区	514,532	512,921	100
大田区	726,191	725,865	100

注1)全体人口は、総務局統計部の資料(平成 30 年 4 月 1 日現在)による。

注2)普及率は平成 29 年度末現在

注3)下水道普及率は 99.5%以上のため 100%概成としている。

資料)「東京都下水道局事業概要(平成 30 年版)」(平成 30 年 9 月閲覧、東京都下水道局ホームページ)

6.1.5.2 港湾施設の状況

計画地及びその周辺地域には多くの運河があり、水上バスの運行路やその他の輸送航路として港湾機能の一端を担っている。

計画地及びその周辺地域は外貿貨物・内貿貨物を運搬するコンテナ船・フェリー等が運行する航路が設定されている(図 6-10 (p. 54 参照))。計画地西側に第一航路(航路幅 600m～700m)、北側に第二航路(航路幅 300m)、東側に第三航路(航路幅 300m～550m)が設定されており、平成 29 年の入港船舶数 23,604 隻の海上交通路の設定水域である(資料:「東京港港勢(島しょ港湾を含む)-平成 29 年(2017 年)港湾統計-」(平成 30 年 9 月閲覧、東京都港湾局ホームページ))。

計画地及びその周辺地域の水域には多くのふ頭施設、荷役のための上屋、野積場等が整備され、化学工業品、完成自動車等の貨物が取り扱われている。

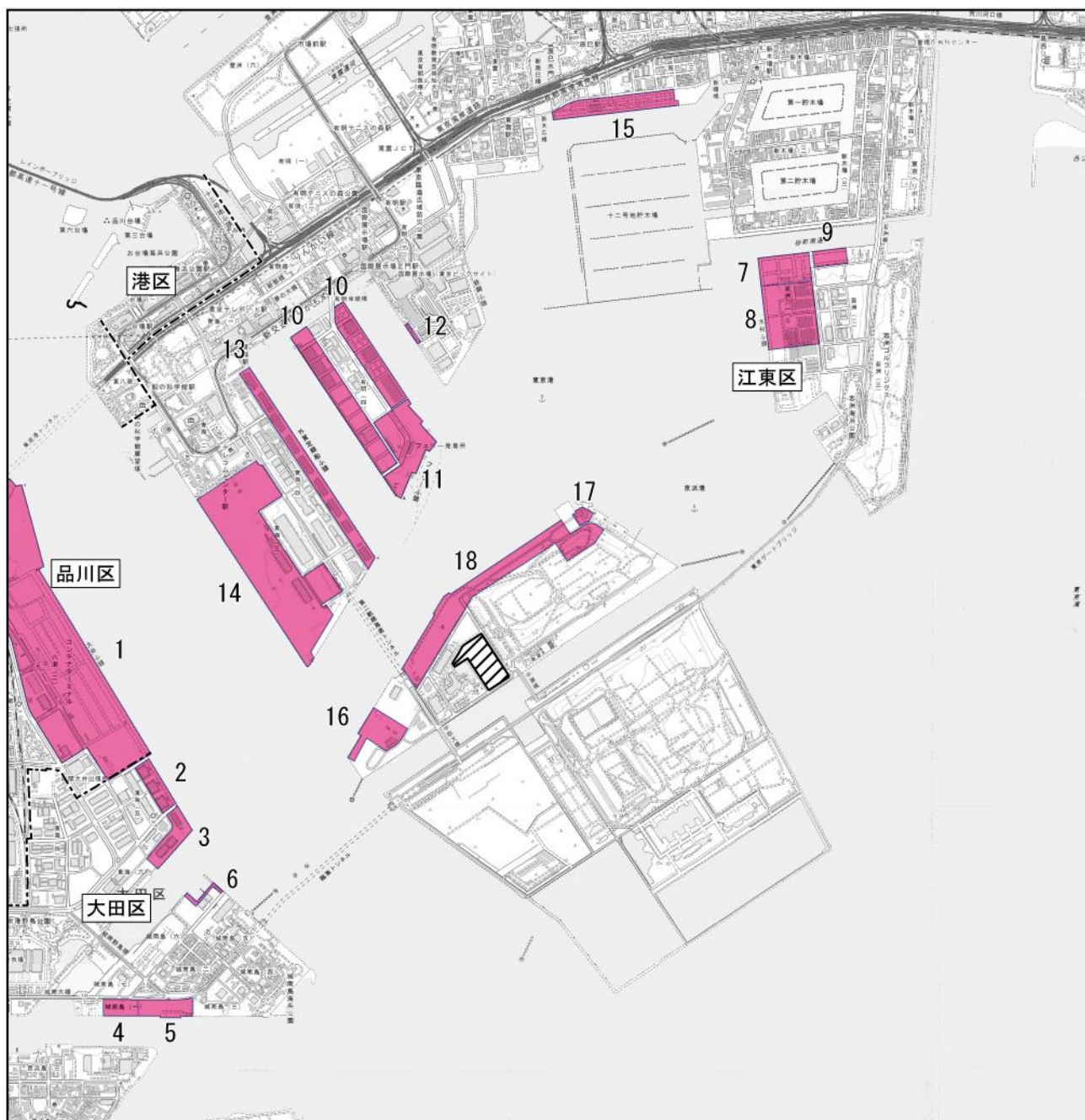
計画地及びその周辺地域におけるふ頭の主要取扱貨物を表 6-12、分布状況は図 6-14 に示すとおりである。

表 6-12 計画地及びその周辺地域の主なふ頭

図中 番号	ふ頭名	主要取扱貨物 () は平成 29 年の貨物量	
		外 貿(単位:万トン)	内 貿(単位:万トン)
1	大井コンテナふ頭	その他化学工業品 (2,647)	取合せ品 (148)
2	大井水産物ふ頭	水産物 (0)	— (0)
3	大井食品ふ頭	麦 (37)	麦 (8)
4	大井建材ふ頭	(-)	砂利・砂 (154)
5	城南島建設発生土ふ頭	(-)	廃土砂 (134)
6	城南島小型油槽船係留施設	(-)	(-)
7	若洲内貿ふ頭	(-)	取合せ品 (66)
8	15 号地木材ふ頭	製材 (13)	非鉄金属 (0)
9	若洲建材ふ頭	(-)	砂利・砂 (53)
10	10 号地ふ頭	(-)	取合せ品 (668)
11	フェリーふ頭	(-)	完成自動車 (1,009)
12	10 号地その 1 多目的ふ頭	(-)	(-)
13	お台場ライナーふ頭	金属くず (77)	紙・パルプ (16)
14	青海コンテナふ頭	衣服・見廻品・はきもの (1,573)	電気機械 (19)
15	辰巳ふ頭	(-)	鋼材 (38)
16	中央防波堤内側ばら物ふ頭	石炭 (21)	石炭 (5)
17	中央防波堤内側建設発生土ふ頭	(-)	廃土砂 (41)
18	中央防波堤内側内貿ふ頭	(-)	輸送用容器 (97)

資料)「東京港港勢(島しょ港湾を含む)-平成 29 年(2017 年)港湾統計-」

(平成 30 年 9 月閲覧、東京都港湾局ホームページ)



凡 例

-  : 計画地
-  : 区 界
-  : 主なふ頭

資料) 「東京港港勢(島しょ港湾を含む)-平成 29 年(2017 年)港湾統計」
 (平成 30 年 9 月閲覧、東京都港湾局ホームページ)
 「東京港便覧 2017 東京港図 Port of Tokyo2017」
 (平成 29 年 4 月 1 日現在、東京都港湾局)



1 : 50,000



図 6-14 主なふ頭の位置

6.1.5.3 漁業

東京港の水域における漁業権は、昭和 37 年の漁業権放棄によって消滅したが、公害規制の強化や環境に対する国民意識の高まりから東京湾の水質は徐々に改善され、現在では、スズキやカレイを対象とした刺網漁業やアサリを対象とした採貝漁業、アナゴのはえなわ漁業(アナゴ筒漁業)等が営まれている。

平成 26 年における東京湾内湾における総生産量は 430 トンであり、内訳は魚類が 225 トン、貝類が 204 トンである(資料:「東京都の水産 平成 27 年版」(平成 28 年 5 月、東京都産業労働局))。

6.1.6 気象

6.1.6.1 気象観測所

計画地及びその周辺地域において、風向、風速、気温、降水量等の観測を行っている観測所は、羽田地域気象観測所（計画地の南西、約 5.6km）及び江戸川臨海地域気象観測所（計画地北東、約 6.8km）の 2 か所あり、その位置は図 6-15 に示すとおりである。

また、羽田地域気象観測所及び江戸川臨海地域気象観測所の主要な気象要素は表 6-13 に、平均気温及び降水量の月別推移は図 6-16 にそれぞれ示すとおりである。

羽田地域気象観測所における昭和 56 年から平成 22 年までの 30 年間の平年値は、平均気温が 16.3℃、日最高気温が 19.9℃、日最低気温が 13.1℃、年間降水量が 1,413.9mm であった。

江戸川臨海地域気象観測所における昭和 56 年から平成 22 年までの 30 年間の平年値は、平均気温が 15.5℃、日最高気温が 19.2℃、日最低気温が 12.3℃、年間降水量が 1,348.2mm であった。

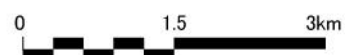


凡 例

-  : 計画地
-  : 都県界
-  : 区 界
-  : 気象観測所



1 : 75,000



資料) 「気象統計情報」 (平成 30 年 9 月閲覧、気象庁ホームページ)

図 6-15 気象観測所位置図

表 6-13(1) 主要な気象要素（羽田地域気象観測所）

項 目		1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	年間
気 温	平均(℃)	6.3	6.7	9.5	14.4	18.6	21.8	25.8	27.1	23.8	18.8	13.6	8.9	16.3
	日最高(℃)	9.9	10.4	13.4	18.5	22.4	25.4	29.4	31.0	27.1	21.9	16.9	12.4	19.9
	日最低(℃)	2.7	3.1	5.8	10.7	15.4	19.1	23.0	24.4	21.2	16.1	10.3	5.3	13.1
降水量 (mm)		47.6	55.3	114.1	117.1	125.8	159.4	135.9	144.7	203.2	180.0	90.3	49.0	1413.9

注) 昭和 56 年から平成 22 年までの 30 年間の平年値

資料) 「気象統計情報」(平成 30 年 9 月閲覧、気象庁ホームページ)

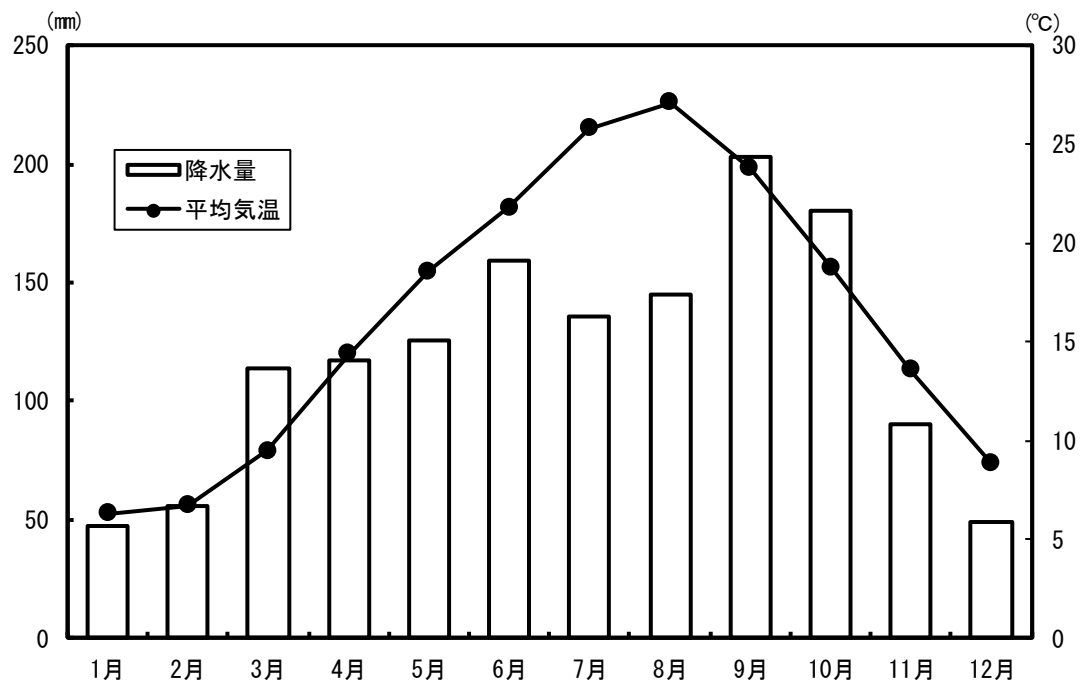


図 6-16(1) 平均気温及び降水量の月別推移（羽田地域気象観測所）

表 6-13(2) 主要な気象要素（江戸川臨海地域気象観測所）

項 目		1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	年間
気 温	平均(℃)	5.7	6.1	8.8	13.6	17.7	20.9	24.4	26.3	23.0	17.9	12.9	8.3	15.5
	日最高(℃)	9.5	9.9	12.7	17.6	21.5	24.4	28.0	30.0	26.4	21.3	16.5	21.1	19.2
	日最低(℃)	2.2	2.5	5.0	10.0	14.5	18.1	21.9	23.8	20.4	14.8	9.4	4.7	12.3
降水量 (mm)		47.6	44.4	49.3	105.2	108.4	123.0	157.7	126.0	133.9	192.3	178.8	88.9	1348.2

注) 昭和 56 年から平成 22 年までの 30 年間の平年値

資料) 「気象統計情報」(平成 30 年 9 月閲覧、気象庁ホームページ)

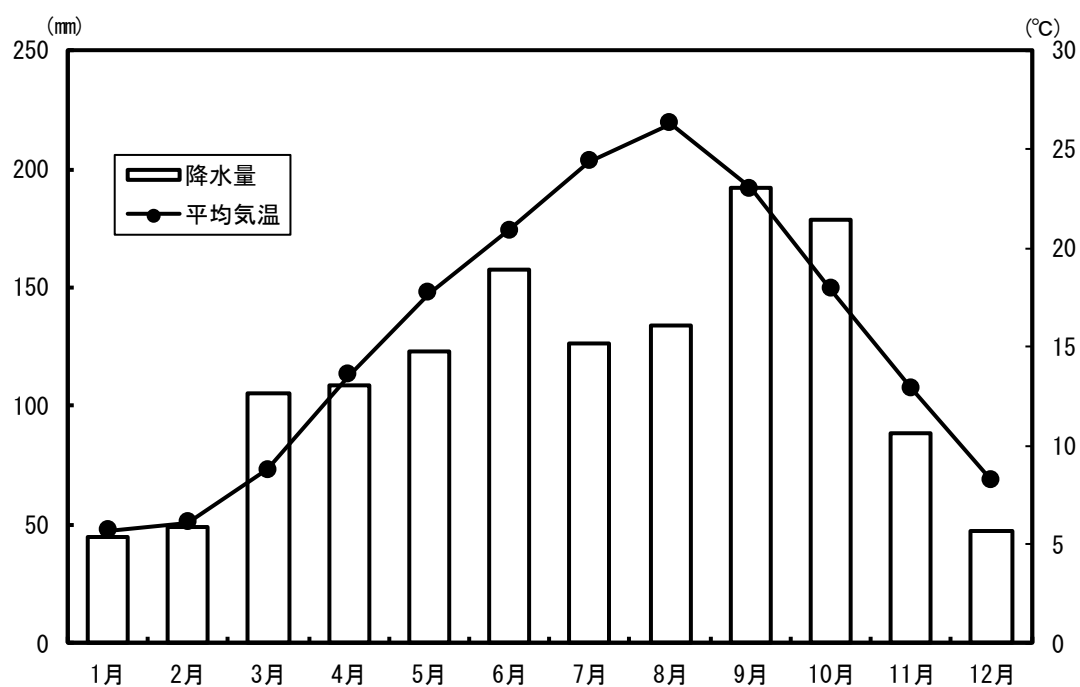


図 6-16 (2) 平均気温及び降水量の月別推移（江戸川臨海地域気象観測所）

6.1.6.2 一般環境大気測定局

計画地及びその周辺地域において、風向及び風速の観測を行っている一般環境大気測定局（東京都設置）は、中央区晴海測定局（計画地の北西、約 6.3km）、港区台場測定局（計画地の北西、約 3.9km）、品川区八潮測定局（計画地の西、約 4.4km）及び江戸川区南葛西測定局（計画地の北東、約 8.3km）の 4 か所あり、平成 29 年度の風向・風速の状況及びその位置は表 6-14、図 6-17 に示すとおりである。

中央区晴海測定局では年間を通じて北北東方向からの風の頻度が多く、風速は 0.8m/s～1.5m/s となっている。港区台場測定局では年間を通じて北東方向からの風の頻度が多く、風速は 1.0m/s～1.5m/s となっている。品川区八潮測定局では、春から夏にかけては南南東方向から、秋から冬にかけては北方向からの風の頻度が多く、風速は 1.8m/s～2.0m/s となっている。江戸川区南葛西測定局では、春から夏にかけては南方向から、秋から冬にかけては北北西方向からの風の頻度が多く、風速は 2.7m/s～3.1m/s となっている。

表 6-14 風向・風速調査結果（平成 29 年度）

測定局	調査期間	春	夏	秋	冬	年間	観測高さ
中央区 晴海	最多風向	南南東	北北東	北北東	西	北北東	12.5m
	平均風速	1.2m/s	0.8m/s	1.1m/s	1.5m/s	1.3m/s	
港区 台場	最多風向	西南西	北東	北東	北東	北東	10m
	平均風速	1.5m/s	1.3m/s	1.0m/s	1.1m/s	1.2m/s	
品川区 八潮	最多風向	南南東	南南東	北	北	北	19m
	平均風速	2.0m/s	1.8m/s	1.9m/s	1.9m/s	1.9m/s	
江戸川区 南葛西	最多風向	南	南	北北西	北北西	南	20m
	平均風速	3.1m/s	2.9m/s	2.7m/s	2.8m/s	2.9m/s	

資料）「大気汚染測定結果ダウンロード」（平成 30 年 9 月閲覧、東京都環境局ホームページ）

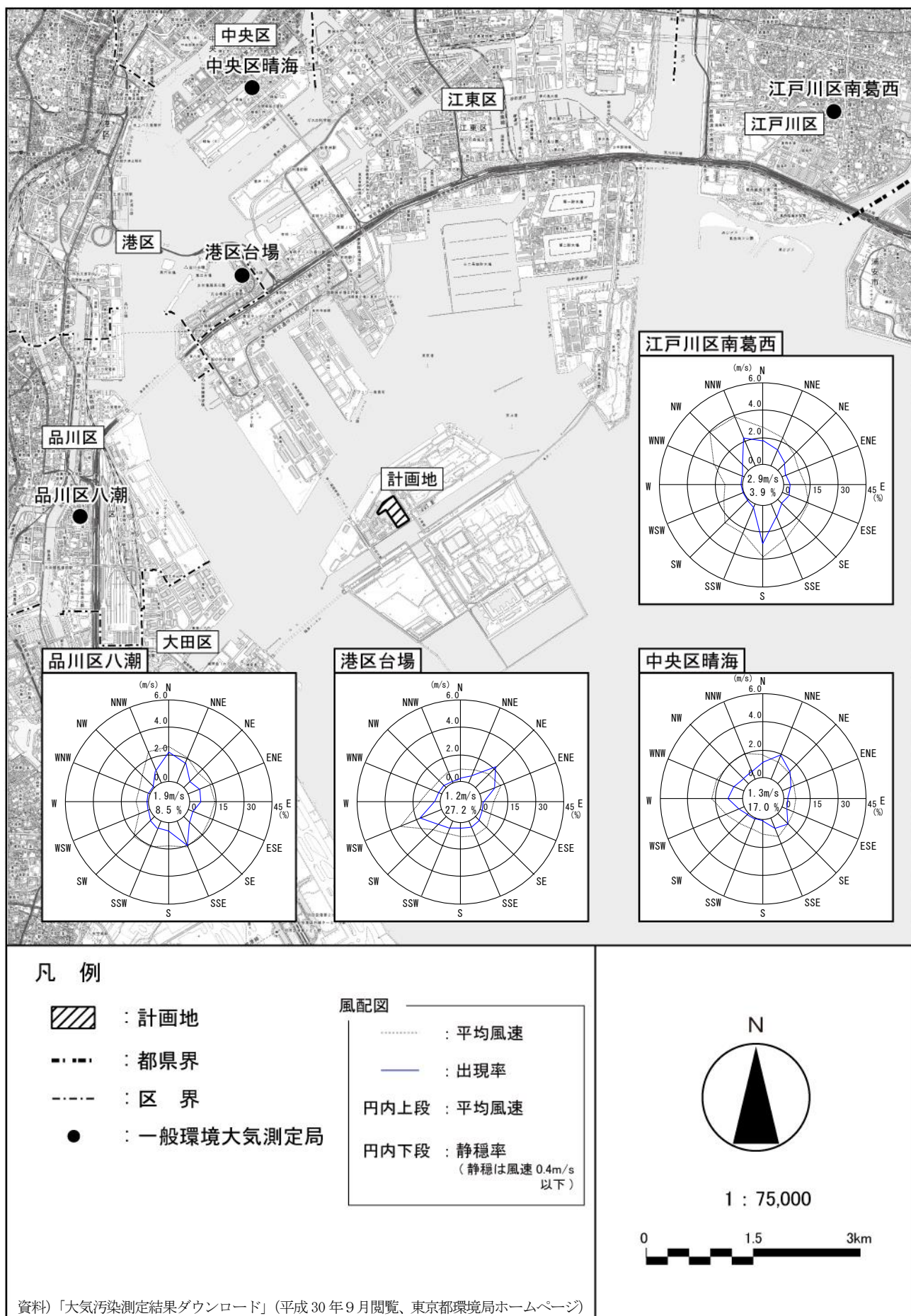


図 6-17 一般環境大気測定局における風配図 (平成 29 年度)

6.1.7 関係法令の指定・規制等

本事業及び環境影響評価に関わる主な関係法令は表 6-15 に示すとおりである。

表 6-15(1) 関係法令の指定・規制等

分類	関係法令等
全般	環境基本法（平成 5 法 91）
	都市計画法（昭和 43 法 100）
	建築基準法（昭和 25 法 201）
	ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 法 105）
	循環型社会形成推進基本法（平成 12 法 110）
	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 法 48）
	環境影響評価法（平成 9 法 81）
	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 法 136）
	港湾法（昭和 25 法 218）
	国土利用計画法（昭和 49 法 92）
	東京都環境基本条例（平成 6 都条例 92）
	東京都環境影響評価条例（昭和 55 都条例 96）
	東京都環境確保条例（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例）（平成 12 都条例 215）
	東京都建築安全条例（昭和 25 都条例 89）
	東京都港湾管理条例（平成 16 都条例 93）
	江東区環境基本条例（平成 10 区条例 48）
	大田区環境基本条例（平成 22 区条例 16）
	江東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和 53 区条例 33）
	大田区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和 53 区条例 44）
	東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例（平成 12 条例 43）
大気汚染	大気汚染防止法（昭和 43 法 97）
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 法 70）
	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 法 51）
悪臭	悪臭防止法（昭和 46 法 91）
騒音	騒音規制法（昭和 43 法 98）
振動	振動規制法（昭和 51 法 64）
水質汚濁	水質汚濁防止法（昭和 45 法 138）
	下水道法（昭和 33 法 79）
	東京都下水道条例（昭和 34 都条例 89）
土壌汚染	土壌汚染対策法（平成 14 法 53）
地盤・水循環	建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 37 法 100）

表 6-15(2) 関係法令の指定・規制等

分類	関係法令等
生物・生態系	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 法 88)
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 法 75)
日影	東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例 (昭和 53 都条例 63)
景観	景観法 (平成 16 法 110)
	東京都景観条例 (平成 18 都条例 136)
	東京都しゃれた街並みづくり推進条例(平成 15 都条例 30)
	江東区都市景観条例(平成 20 区条例 34)
	大田区景観条例(平成 25 区条例 16)
自然とのふれあい活動の場	自然公園法 (昭和 32 法 161)
	都市緑地法 (昭和 48 法 72)
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 法 137)
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 法 104)
	東京都廃棄物条例 (東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例) (平成 4 都条例 140)
	江東区清掃リサイクル条例(平成 11 区条例 34)
	江東区みんなでまちをきれいにする条例(平成 9 区条例 44)
	大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成 11 区条例 36)
温室効果ガス	地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成 10 法 117)
	エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (昭和 54 法 49)
	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 (昭和 63 法 53)
緑化	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和 37 法 142)
	東京における自然の保護と回復に関する条例 (平成 12 都条例 216)
	江東区みどりの条例(平成 11 区条例 36)
	大田区みどりの条例(平成 24 区条例 57)
文化財	文化財保護法 (昭和 25 法 214)
	東京都文化財保護条例 (昭和 51 都条例 25)
	江東区文化財保護条例(昭和 55 区条例 32)
	大田区文化財保護条例(昭和 56 区条例 19)
その他	道路法 (昭和 27 法 180)

6.1.8 環境保全に関する計画等

東京都が策定する環境保全に関する計画等は表 6-16 に、江東区が策定する環境保全に関する計画は表 6-17 に、大田区が策定する環境保全に関する計画等は表 6-18 にそれぞれ示すとおりである。

表 6-16(1) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020 年に向けた実行プラン～ (平成 28 年 12 月)	「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」は、新しい東京をつくるための今後の都政の具体的な政策展開を示す計画であり、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化するものである。「FIRST 戦略」として、東京が日本の成長のエンジンとして、サステナブル、持続可能な成長に向けて、「東京の成長戦略」の大きな方向性を提示している。また、「東京の FUTURE」として 2060 年までの人口・世帯数の推計、将来の人口展望や、科学技術の進歩や個人の意識の大きな変化などを通じた東京の未来像の一端を提示している。本計画が実現を目指す 3 つのシティは、以下のとおりである。 セーフシティ：もっと安全、もっと安心、もっと元気な首都・東京 ダイバーシティ：誰もがいきいきと生活できる、活躍できる都市・東京 スマートシティ：世界に開かれた、環境先進都市、国際金融・経済都市・東京
東京都環境基本計画 (平成 28 年 3 月)	東京都においては、先進的な環境施策を積極的に展開していく必要があること、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、持続可能な都市の姿を示し、レガシーとして継承していく必要があることから、東京の将来像や、その実現に向けた政策展開を改めて都民に明らかにしていくために、新たな環境基本計画が策定された。 東京が直面する環境面での課題・現状を踏まえ、長期ビジョンに示した環境政策との整合を図る観点から、以下の 5 つを政策の柱と位置付け、施策を展開していくこととしている。 ① スマートエネルギー都市の実現 ② 3 R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進 ③ 自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承 ④ 快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保 ⑤ 環境施策の横断的・総合的な取組
東京都の温室効果ガス削減目標・省エネルギー目標 (平成 28 年 3 月)	「東京都環境基本計画」において、中期的な通過点として、2030 年までの削減目標を次のとおりとしている。 ○東京都の温室効果ガス削減目標 2030 年までに、東京の温室効果ガス排出量を 2000 年比で 30%削減 <部門別目標> 2030 年までの削減目標（2000 年比） ・産業・業務部門：20%程度（業務部門：20%程度） ・家庭部門：20%程度 ・運輸部門：60%程度 ○東京都のエネルギー消費量削減目標 2030 年までに、2000 年比で 38%削減 主な施策の方向性としては、平成 22 年度に東京都が先駆的に導入した、大規模事業者に対するキャップ&トレード制度の着実な運用や、省エネ・節電行動の推進、次世代自動車等の更なる普及等としている。

表 6-16(2) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
東京都電力対策緊急プログラム (平成 23 年 5 月)	このプログラムは、過度の電力依存社会からの脱却を目指して、以下の 3 点を基本的な考え方として、節電や電源確保の具体策をとりまとめたものである。 ・過度の便利さや過剰に電力を消費する生活様式を見直す ・『東京産都市型電力』を確保し、エネルギー源の多様化・分散化を図る ・これらの取組を実施し、低炭素・高度防災都市づくりを進める
ヒートアイランド対策取組方針 (平成 15 年 3 月)	この方針は、「ヒートアイランド対策推進会議」において、今後の対策の方向性を取りまとめたものであり、以下の 3 つの基本的考え方が示されている。 〔基本的考え方〕 ・環境に配慮した都市づくりの推進 ・総合的な施策の展開 ～都庁内外の総力を結集して ・最新の研究成果を取り込んだ施策の展開
ヒートアイランド対策ガイドライン (平成 17 年 7 月)	このガイドラインは、地域の熱環境の状況を地図上で示した『熱環境マップ』、熱環境マップ上の各類型の地域特性に適した対策メニューを示した『東京モデル』、及び建物用途別の対策メニューにより構成されている。
東京都資源循環・廃棄物処理計画～Sustainable Design Tokyo～ (平成 28 年 3 月)	この計画は、廃棄物処理法に基づく法定計画であり、東京都環境基本計画に基づく個別分野の計画である。「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」を目指すべき姿として、以下の計画目標を掲げている。 計画目標 1 資源ロスの削減 計画目標 2 「持続可能な調達」の普及 計画目標 3 循環的利用の推進と最終処分量の削減 計画目標 4 適正かつ効率的な処理の推進 計画目標 5 災害廃棄物の処理体制 また、計画目標 3 の中で、以下の計画指標を掲げている。 ・一般廃棄物の再生利用率 2020 年度：27%、2030 年度：37% ・最終処分量（一般廃棄物・産業廃棄物計） 2020 年度：2012 年度比 14%削減、2030 年度：2012 年度比 25%削減
東京都建設リサイクル推進計画 (平成 28 年 4 月)	この計画は、公共・民間の区別なく、都内で行われる様々な行為の一連の過程において、建設資源の循環利用等を促進することを対象としている。平成 30 年度及び 32 年度を目標に、以下の項目について目標指標を定めている。 〔目標指標〕 ・建設廃棄物の再資源化・縮減率（発生量に対する再資源化、縮減及び再使用された量の比率） ・建設発生土の有効利用率（土砂利用量に対する建設発生土利用量の比較） また、本計画を補完し、本計画に定める施策の詳細事項や建設資源循環のルールなどを規定するものとして、ガイドラインを改定し、これを運用することにより建設資源循環の施策を着実に実施することとしている。

表 6-16(3) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
東京地域公害防止計画 (平成 24 年 3 月)	この計画は、環境基本法第 17 条に基づき、公害が著しい特定の地域等について、公害防止に関する施策を総合的に推進することを目的として策定されたものであり、計画実施期間を平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とした東京都の第 9 次公害防止計画である。 東京湾の水質は十分に改善されているとは言えず、また、一部河川の底質においてダイオキシン類の無害化処理が完了していないことから、以下の 2 つを計画の主要課題としている。 (1) 東京湾の水質汚濁 東京湾の COD に係る水質汚濁及び全窒素・全りんによる富栄養化の防止を図る。 (2) 横十間川のダイオキシン類汚染 横十間川のダイオキシン類による人の健康被害の防止を図る。
東京都自動車排出 窒素酸化物及び 自動車排出粒子状物質 総量削減計画 (平成 25 年 7 月)	この計画は、都民の生命と健康を守るため、大気汚染の主要な発生源である自動車に対する排出ガス規制に取り組むため、以下の目標と施策が示されている。 〔目標〕 ・平成 32 年度までに対策地域において二酸化窒素に係る大気環境基準及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを目標とする。 〔施策〕 ・自動車単体施策の強化等（ディーゼル車の走行規制等） ・車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の推進 ・低公害・低燃費車の普及促進 ・エコドライブの普及促進 ・交通量対策 ・交通流対策 ・局地汚染対策の推進 ・普及啓発活動の推進 ・その他（関係者間の連携等）

表 6-16(4) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
緑施策の新展開 ～生物多様性の保全に向けた 基本戦略～ (平成 24 年 5 月)	この緑施策の新展開は、生物多様性の保全に関する都の現在の施策と将来の方向性を示したものであり、生物多様性基本法が規定する生物多様性地域戦略の性格を併せ持ったものである。目指すべき東京の将来像は、以下の 3 つを挙げている。 〔将来像〕 ・四季折々の緑が都市に彩りを与え、地域ごとにバランスの取れた生態系を再生し、人と生きものの共生する都市空間を形成している。 ・豊かな緑が、人々にうるおいやすらぎを与えるとともに、延焼防止や都市水害の軽減、気温や湿度の安定等に寄与し、都民の安心で快適な暮らしに貢献している。 ・東京で活動する多様な主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。
東京都景観計画 (平成 30 年 8 月改定)	この計画は、都民や事業者、区市町村等と連携・協力しながら、美しく風格のある首都東京を実現するための具体的な施策を示すものとして策定されている。 この計画の基本理念として「都民、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成」、「交流の活発化・新たな産業の創出による東京の更なる発展」、「歴史・文化の継承と新たな魅力の創出による東京の価値の向上」の 3 つを挙げている。
東京港<中央防波堤地区>景観 ガイドライン (平成 25 年 8 月)	「東京都景観計画」に基づき、「東京港第 7 次改定港湾計画」で中央防波堤地区は「良好な景観を形成する区域」として定められている。今後港湾管理者には港湾景観に関する基本的な考え方・方向性を示し、良好な港湾景観形成を誘導していくことが求められている。 本ガイドラインは、中央防波堤地区における具体的な景観形成の方針を示すとともに、荷役機械の色彩基準を設け港湾施設の持つ機能美を際立たせ、港の景観を適切に誘導していくことを目的として、以下の 3 つの景観誘導指針を定めている。 ・ガントリークレーンの景観誘導指針 ・トランスファークレーンの景観誘導指針 ・建築物・工作物等の景観誘導指針

表 6-17 江東区の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
江東区基本構想 (平成 21 年 3 月)	本計画はマンション建設による人口急増、南部地域の新たなまちづくりなどの江東区を取り巻く課題の解決への取り組みを、概ね今後 20 年を展望した新たな基本構想として策定した。 基本構想全体を貫く考え方として 3 つの基本理念を掲げている。 ・先人たちが築き上げた、江東区の良き伝統を継承・発展させ、次の世代が誇ることのできる江東区をつくる。 ・区民はまちづくりの主役であり、区民と区はともに責任を持って江東区をつくる。 ・区民がお互いの人権を尊重し、区民一人一人が生き生きと暮らせる江東区をつくる。
江東区長期計画 (平成 22 年 3 月)	本計画は未来に向かって発展を続ける江東区の都市像を明確にするため、多くの区民の意見を反映し、策定されたものである。 江東区の将来像を「みんなでつくる伝統、未来 水彩都市・江東」と定めるとともに、目指すべき江東区の姿を「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」、「未来を担うこどもを育むまち」、「区民の力で築く元気に輝くまち」、「ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち」、「住みよさを実感できる世界に誇れるまち」の 5 つとしている。
江東区環境基本計画(平成 27～36 年度) (平成 27 年 3 月)	江東区の環境の保全に関する総合的・長期的な方針を示し、区民、事業者、区のすべての主体が、それぞれの立場から環境負荷低減に取り組むため、計画期間を平成 27～36 年度の 10 年間として策定している。 本計画の目標を「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」として、目指すべき江東区の環境像としている。
江東区都市計画マスタープラン (平成 23 年 3 月)	本計画では、目指すべき将来都市像や地区別の市街地像、都市施設などの整備方針を、区民の意見を反映させながら、新たな「都市計画に関する基本的な方針」としてとりまとめられた。
江東区 みどりと自然の基本計画〔緑の基本計画〕 (平成 19 年 7 月)	本計画は「基本構想」、「都市計画マスタープラン」及び「環境基本計画」等の関連計画と整合を取り、今後 20 年間の江東区の緑と自然のまちづくりのためのガイドラインとなるものである。 海・河川・運河といった「水辺」がまちを特徴づけている。そのため、樹木や草などの植物としての「緑」に対して、この「緑」に覆われた土地や広場に水辺地を加えたものを「みどり」と表現している。また、「みどり」に対して生態系等も含めたものを「自然」と表現し、「みどり」の保全・改善・創出の視点として、元来、区内に少ない「自然」にも着目し、生態系の取り組み・回復などを図るものである。
江東区景観計画 (平成 25 年 4 月)	本計画は、「区の水辺を生かし、歴史と文化を尊重し、並びに緑の豊かな潤いのある都市景観を創造し、育成し、および保全するために必要な事項を定め、もって魅力ある景観の形成に寄与する」ことを目的として策定されたものである。
江東区一般廃棄物処理基本計画～もったいない、限られた資源をたいせつに～ (平成 29 年 3 月)	本計画は、「持続可能な資源循環型地域社会の形成」を基本理念とし、4 つの基本方針を掲げている。 1. 5 R によるごみ減量の取り組みやごみの適正処理について、積極的に情報を発信し、区民・事業者の理解を一層深めるとともに、取り組みの推進のため、区民・事業者・区の連携を強化する。 2. リフューズ・リデュース・リユース・リペアの推進によりごみの発生を抑える。 3. リサイクルのより一層の推進により資源物がごみになることを抑制する。 4. 安全・安心なごみの適正処理を推進するとともに、災害時の廃棄物処理体制を整備する。

表 6-18 大田区の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
大田区基本構想 (平成 20 年 10 月)	本計画は、20 年後の大田区の目指すべき将来像を提示し、今後の大田区のまちづくりの方向性を明らかにした最も基本となる考え方を示したものである。 大田区の基本構想は、平和で、基本的人権が尊重される社会を前提とし、「区民」、「都市」、「地域や区民相互の関係」に視点を置き、3つの基本理念を掲げている。 基本理念 1: 区民が自ら考え行動し、まちの未来を拓く 基本理念 2: 安心と魅力を備えた都市を次世代へと贈る 基本理念 3: 人と人とのつながりが、優しいまちをつくる
大田区実施計画(平成 29 年度～平成 31 年度)【平成 30 年度版】 (平成 30 年 2 月)	本計画は、将来区が置かれる状況を的確に見極めつつ、向こう 3 年間の具体的な取り組みを財政見通しに基づき構築することで、「未来プラン(後期)」の実効性をより高めることを目的としている。計画期間は平成 29 年度から 31 年度までの 3 か年としている。基本目標として以下の 3 つを掲げている。 基本目標 1: 生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち 基本目標 2: まちの魅力と産業が世界に向けてかがやく都市 基本目標 3: 地域力と行政の連携がつくる人と地球に優しいまち
大田区環境基本計画(後期) (平成 29 年 3 月)	区の施策を環境という視点から整理・体系化するとともに、区が策定する個別計画や事業等に対して、環境の保全に関する基本的方向を示すものである。また、区民等、事業者が日常生活や事業活動等に際し、環境の保全及び創造に関する取り組みを主体的にかつ協力して実践していくための指針となることを目的として策定された。
大田区都市計画マスタープラン (平成 23 年 3 月)	本マスタープランは、都市計画を定める方針として、大田区基本構想やおおた未来プラン 10 年に即し、区民の意見を活かしながら定めるものである。概ね 20 年先を目標に定め、「多様な特性と地域力が結びつき 活力と快適性を生み出し、世界に開くまち 大田」を基本理念として掲げている。
大田区景観計画 (平成 25 年 10 月)	本計画では、「地形、水辺、緑などの自然を活かした景観づくり」、「歴史と文化を活かした景観づくり」、「地域の個性を育む景観づくり」、「日本の玄関口にふさわしい景観づくり」の 4 つの基本方針に基づき、3つの取り組みを設定している。
大田区一般廃棄物処理基本計画 (平成 28 年 3 月)	「大田区基本構想」に即した 10 か年の基本計画である「大田未来プラン 10 年(後期)」に掲げる施策のひとつである「ごみのない循環のまちをつくります」を具体化する計画とし、「大田区環境基本計画」との整合を図って策定している。 本計画では現状の課題を解決するため、「3つのR」に「適正処理」の概念を加えて、「区民、事業者、区が連携して目指す循環型社会の実現」を基本理念としている。
大田区緑の基本計画 グリーンプランおおた-みどり あふれる 未来 CITY おおた- (平成 28 年 3 月)	本計画は、都市緑地法第 4 条に根拠を置く緑地の保全及び緑化の推進に関する「緑の基本計画」として位置づけられており、緑豊かで快適な都市を形成していくことを目指し、緑地の適正な保全や都市公園・緑地の整備、緑化の推進など、みどりのまちづくり全般についての将来のあるべき姿とそれを実現するための方策を示す計画である。目標年次は平成 23 年度(2011 年度)から平成 42 年度(2030 年度)までの 20 か年としている。

6.1.9 公害に関する苦情件数

計画地及びその周辺地域である江東区及び大田区における過去5年間（平成24年度から28年度まで）の公害苦情件数は表6-19に示すとおりである。

平成28年度の江東区における苦情件数は、騒音に係るものが多く、次いで悪臭に係るものが多い。

また、平成28年度の大田区においては、騒音に係るものが多く、次いで振動に係るものが多い。

表 6-19(1) 公害に関する苦情件数（江東区）

現象	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
大気汚染	26	27	49	26	28
水質汚濁	2	2	2	1	－
土壌汚染	－	－	－	－	－
騒 音	112	94	62	67	56
低周波音	－	1	1	1	－
振 動	13	15	7	9	1
地盤沈下	－	1	－	－	－
悪 臭	40	43	31	40	32
廃棄物投棄	－	－	－	－	－
その他	1	2	1	2	－
合 計	194	184	152	145	117

資料）「公害苦情統計調査」（平成30年9月閲覧、東京都環境局ホームページ）

表 6-19(2) 公害に関する苦情件数（大田区）

現象	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
大気汚染	25	23	20	29	19
水質汚濁	－	1	2	1	1
土壌汚染	－	1	－	－	－
騒 音	133	92	83	109	89
低周波音	2	1	1	1	2
振 動	28	30	27	23	31
地盤沈下	－	－	－	－	－
悪 臭	41	26	24	27	24
廃棄物投棄	1	－	－	－	－
その他	44	30	33	26	19
合 計	272	203	189	215	183

資料）「公害苦情統計調査」（平成30年9月閲覧、東京都環境局ホームページ）

6.2 環境項目

6.2.1 大気汚染

計画地及びその周辺地域における大気汚染常時監視測定局の調査項目は表 6-20 に、測定局の位置は図 6-18 に示すとおりである。

調査項目のうち、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント及び微小粒子状物質については大気環境常時監視の測定結果を、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物については有害大気汚染物質モニタリングの測定結果を、ダイオキシン類についてはダイオキシン類調査結果をそれぞれまとめた。

表 6-20(1) 大気汚染物質の調査項目

種別	図 No.	測定局名 (所在地)	測定 主体	調査項目								
				二酸化 硫黄 (SO ₂)	一酸化 炭素 (CO)	浮遊 粒子状 物質 (SPM)	二酸化 窒素 (NO ₂)	光化学 オキシ ダント (Ox)	ベンゼン 等 ^{注2}	ダイキシン 類 (DXNs)	微小 粒子状 物質 (PM _{2.5})	水銀 及び その 化合物
一般環境 大気測定局	1	中央区晴海 (中央区晴海 3-6-1)	東京都	○		○	○	○	○	○	○	○
	2	港区台場 (港区台場 1-3-1)	東京都	○		○	○	○			○	
	3	品川区八潮 (品川区八潮 5-11-17)	東京都	○		○		○			○	
	4	江戸川区南葛西 (江戸川区南葛西 1-11-1)	東京都			○	○	○			○	
	5	港南 ^{注3} (港区港南 4-3-28)	港区	○		○	○	○				
	6	豊洲 (江東区豊洲 4-11-18)	江東区			○	○					
	7	八潮 (品川区八潮 5-11-2)	品川区				○					
	8	京浜島 (大田区京浜島 2-10-2)	大田区	○		○	○	○	○			

注1)調査項目は、平成28年度現在の項目である。

注2)ベンゼン等：ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン

注3)港南測定局は、平成25年4月から測定を開始している。

資料)「大気汚染測定結果ダウンロード」(平成30年9月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「有害大気汚染物質のモニタリング調査」(平成30年9月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「ダイオキシン類調査結果」(平成30年9月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「局別測定内容」(平成30年9月閲覧、港区ホームページ)

「大気汚染常時測定」(平成30年9月閲覧、江東区ホームページ)

「大気汚染調査」(平成30年9月閲覧、品川区ホームページ)

「平成28年度版 大田区の環境調査報告書～騒音・振動、大気、水質等の調査～」(平成29年10月、大田区)

表 6-20(2) 大気汚染物質の調査項目

種別	図 No.	測定局名 (所在地)	測定 主体	調査項目								
				二酸化 硫黄 (SO ₂)	一酸化 炭素 (CO)	浮遊 粒子状 物質 (SPM)	二酸化 窒素 (NO ₂)	光化学 オキシ ダント (Ox)	ベンゼン 等 ^{注2}	ダイキソ 類 (DXNs)	微小 粒子状 物質 (PM _{2.5})	水銀 及び その 化合物
自動車 排出ガ ス測定 局	9	三ツ目通り辰巳 (江東区辰巳1-9地先)	東京都		○	○	○				○	
	10	芝浦 (港区海岸2-1-27)	港区			○	○	○			○	
	11	大井中央陸橋下 交差点 (品川区八潮5地先)	品川区			○	○					

注1)調査項目は、平成28年度現在の項目である。

注2)ベンゼン等：ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン

資料)「大気汚染測定結果ダウンロード」(平成30年9月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「局別測定内容」(平成30年9月閲覧、港区ホームページ)

「大気汚染調査」(平成30年9月閲覧、品川区ホームページ)



凡 例

-  : 計画地
-  : 都県界
-  : 区 界
- : 一般環境大気測定局
(都設置 : 1 ~ 4)
- : 一般環境大気測定局
(区設置 : 5 ~ 8)
- ▲ : 自動車排気ガス測定局
(都設置 : 9)
- △ : 自動車排気ガス測定局
(区設置 : 10 ~ 11)

資料) 「大気汚染測定結果ダウンロード」(平成 30 年 9 月閲覧、東京都環境局ホームページ)
「局別測定内容」(平成 30 年 9 月閲覧、港区ホームページ)
「大気汚染常時測定」(平成 30 年 9 月閲覧、江東区ホームページ)
「大気汚染調査」(平成 30 年 9 月閲覧、品川区ホームページ)
「平成 28 年度版 大田区の環境調査報告書〜騒音・振動、大気、水質等の調査〜」
(平成 29 年 10 月、大田区)



1 : 75,000

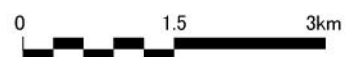


図 6-18 大気汚染常時監視測定局位置図

6.2.1.1 一般環境

(1) 二酸化硫黄 (SO₂)

過去5年間（平成24年度から平成28年度まで）の一般環境大気測定局における二酸化硫黄の調査結果の推移は表6-21に、年平均値の推移は図6-19にそれぞれ示すとおりである。

調査は5地点で実施されており、平成28年度の年平均値は0.003ppm～0.004ppmである。年平均値は、概ね横ばい傾向であり、環境基準は過去5年とも達成している。

表 6-21 一般環境大気測定局における二酸化硫黄調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 (○：達成、×：非達成)				
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
1	中央区晴海	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	○	○	○	○	○
2	港区台場	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	○	○	○	○	○
3	品川区八潮	0.003	0.004	0.003	0.003	0.004	○	○	○	○	○
5	港南 ^{注3}	—	0.002	0.002	0.003	0.003	—	○	○	○	○
8	京浜島	0.004	0.004	0.003	0.004	0.004	○	○	○	○	○

注1) 二酸化硫黄の環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。」である。

注2) 環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間2%除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。

1日平均値の年間2%除外値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

注3) 港南測定局は、平成25年4月から測定が開始されている。

資料) 「大気汚染測定結果ダウンロード」(平成30年9月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「平成28年度版 大田区の環境調査報告書～騒音・振動、大気、水質等の調査～」(平成29年10月、大田区)

「局別測定内容」(平成30年9月閲覧、港区ホームページ)

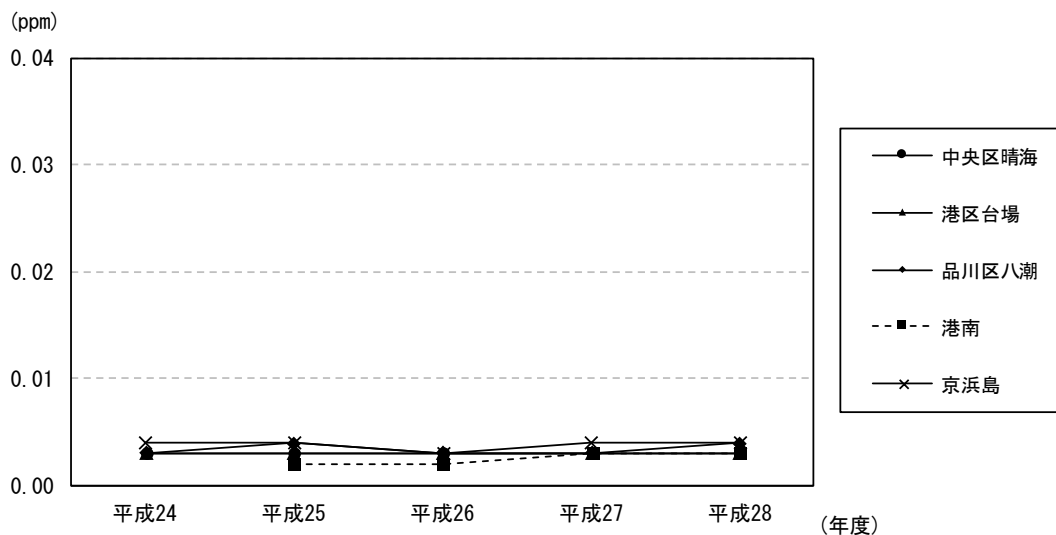


図 6-19 一般環境大気測定局における二酸化硫黄（年平均値）の推移

(2) 一酸化炭素 (CO)

計画地及びその周辺地域における一般大気常時監視測定局では一酸化炭素の測定を行っていない。

(3) 浮遊粒子状物質（SPM）

過去5年間（平成24年度から平成28年度まで）の一般環境大気測定局における浮遊粒子状物質の調査結果の推移は表6-22に、年平均値の推移は図6-20にそれぞれ示すとおりである。

調査は7地点で実施されており、平成28年度の年平均値は $0.017\text{mg}/\text{m}^3 \sim 0.021\text{mg}/\text{m}^3$ である。過去5年間の年平均値は、概ね横ばい傾向であり、環境基準は港区台場測定局の平成25年度は非達成であったが、その他の測定局は過去5年とも全地点で達成している。

表 6-22 一般環境大気測定局における浮遊粒子状物質調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (mg/m^3)					環境基準の達成状況 (○：達成、×：非達成)				
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
1	中央区晴海	0.023	0.022	0.021	0.021	0.018	○	○	○	○	○
2	港区台場	0.024	0.023	0.022	0.021	0.020	○	×	○	○	○
3	品川区八潮	0.017	0.024	0.023	0.018	0.017	○	○	○	○	○
4	江戸川区南葛西	0.021	0.024	0.024	0.022	0.018	○	○	○	○	○
5	港南 ^{注3}	—	0.025	0.023	0.022	0.020	—	○	○	○	○
6	豊洲	0.020	0.021	0.022	0.021	0.019	○	○	○	○	○
8	京浜島	0.022	0.023	0.023	0.022	0.021	○	○	○	○	○

注1) 浮遊粒子状物質の環境基準は、「1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。」である。

注2) 環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間2%除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。

1日平均値の年間2%除外値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

注3) 港南測定局は、平成25年4月から測定が開始されている。

資料) 「大気汚染測定結果ダウンロード」(平成30年9月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「大気汚染常時測定」(平成30年9月閲覧、江東区ホームページ)

「平成28年度版 大田区の環境調査報告書～騒音・振動、大気、水質等の調査～」(平成29年10月、大田区)

「局別測定内容」(平成30年9月閲覧、港区ホームページ)

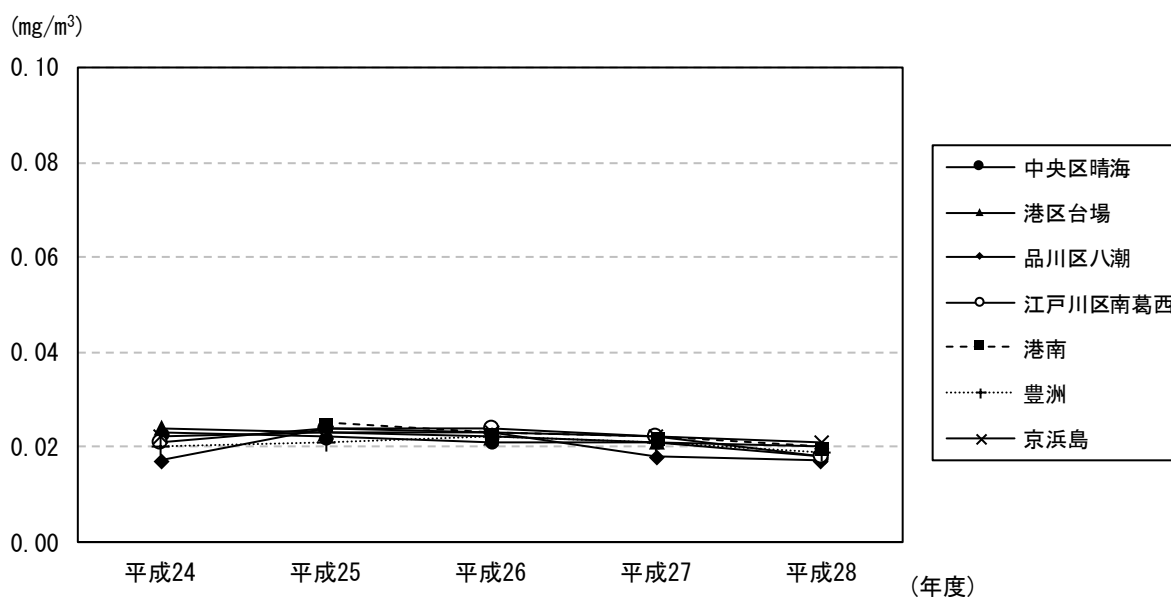


図 6-20 一般環境大気測定局における浮遊粒子状物質（年平均値）の推移

(4) 二酸化窒素 (NO₂)

過去5年間（平成24年度から平成28年度まで）の一般環境大気測定局における二酸化窒素の調査結果の推移は表6-23に、年平均値の推移は図6-21にそれぞれ示すとおりである。

調査は7地点で実施されており、平成28年度の年平均値は0.019ppm～0.028ppmである。過去5年間の年平均値は、概ね横ばい傾向であり、環境基準は過去5年とも全地点で達成している。

表 6-23 一般環境大気測定局における二酸化窒素調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 (○：達成、×：非達成)				
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
1	中央区晴海	0.024	0.023	0.024	0.023	0.021	○	○	○	○	○
2	港区台場	0.025	0.025	0.025	0.024	0.022	○	○	○	○	○
4	江戸川区南葛西	0.021	0.020	0.020	0.020	0.019	○	○	○	○	○
5	港南 ^{注3}	—	0.027	0.027	0.027	0.024	—	○	○	○	○
6	豊洲	0.027	0.025	0.026	0.024	0.023	○	○	○	○	○
7	八潮	0.024	0.024	0.024	0.023	0.021	○	○	○	○	○
8	京浜島	0.028	0.027	0.029	0.028	0.028	○	○	○	○	○

注1) 二酸化窒素の環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。」である。

注2) 環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間98%値を環境基準と比較して評価を行う。

1日平均値の年間98%値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値である。

注3) 港南測定局は、平成25年4月から測定が開始されている。

資料) 「大気汚染測定結果ダウンロード」(平成30年9月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「大気汚染常時測定」(平成30年9月閲覧、江東区ホームページ)

「平成28年度版 大田区の環境調査報告書～騒音・振動、大気、水質等の調査～」(平成29年10月、大田区)

「局別測定内容」(平成30年9月閲覧、港区ホームページ)

「大気汚染調査」(平成30年9月閲覧、品川区ホームページ)

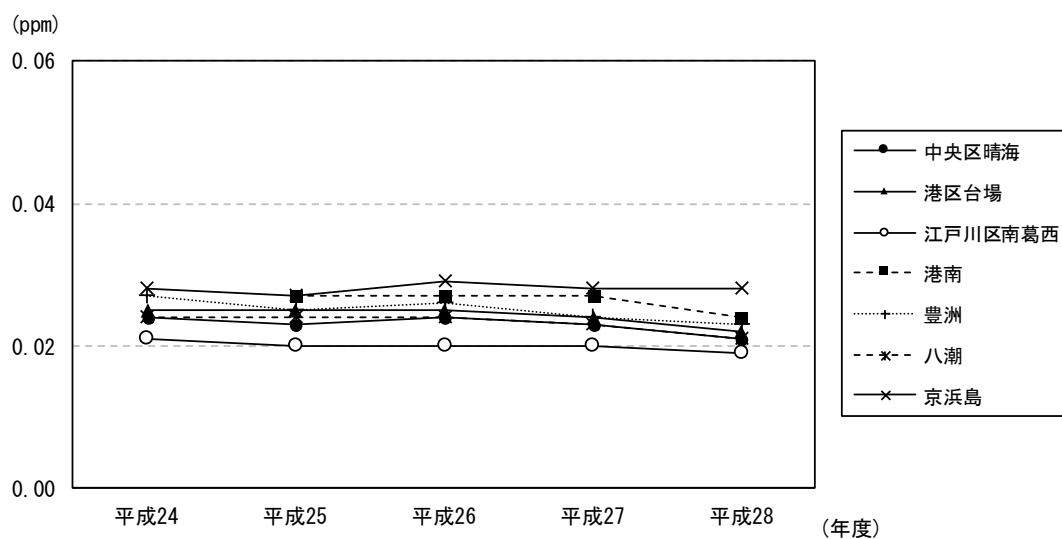


図 6-21 一般環境大気測定局における二酸化窒素（年平均値）の推移

(5) 光化学オキシダント (Ox)

過去5年間（平成24年度から平成28年度まで）の一般環境大気測定局における光化学オキシダントの調査結果の推移は表6-24に、年平均値の推移は図6-22にそれぞれ示すとおりである。

調査は6地点で実施されており、平成28年度の昼間の1時間値の年平均値は0.022ppm～0.029ppmである。過去5年間の年平均値は、概ね横ばい傾向であり、環境基準は平成26年度の港南局を除き、非達成である。

表 6-24 一般環境大気測定局における光化学オキシダント調査結果の推移

図 No.	測定局名	昼間1時間値の年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 (○：達成、×：非達成)				
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
1	中央区晴海	0.026	0.027	0.027	0.028	0.027	×	×	×	×	×
2	港区台場	0.022	0.024	0.024	0.024	0.025	×	×	×	×	×
3	品川区八潮	0.025	0.028	0.027	0.026	0.026	×	×	×	×	×
4	江戸川区南葛西	0.027	0.030	0.029	0.030	0.029	×	×	×	×	×
5	港南 ^{注3}	—	0.024	0.010	0.022	0.022	—	×	○	×	×
8	京浜島	0.025	0.026	0.025	0.026	0.025	×	×	×	×	×

注1) 光化学オキシダントの環境基準は、「1時間値が0.06ppm以下であること。」である。

注2) 環境基準の達成状況は、年間の昼間（5時～20時）の1時間値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、1年間で昼間（5時～20時）の1時間値が1回でも環境基準を超えた場合には非達成と評価する。

注3) 港南測定局は、平成25年4月から測定が開始されている。

資料) 「大気汚染測定結果ダウンロード」（平成30年9月閲覧、東京都環境局ホームページ）

「大気汚染常時測定」（平成30年9月閲覧、江東区ホームページ）

「平成28年度版 大田区の環境調査報告書～騒音・振動、大気、水質等の調査～」(平成29年10月、大田区)

「局別測定内容」（平成30年9月閲覧、港区ホームページ）

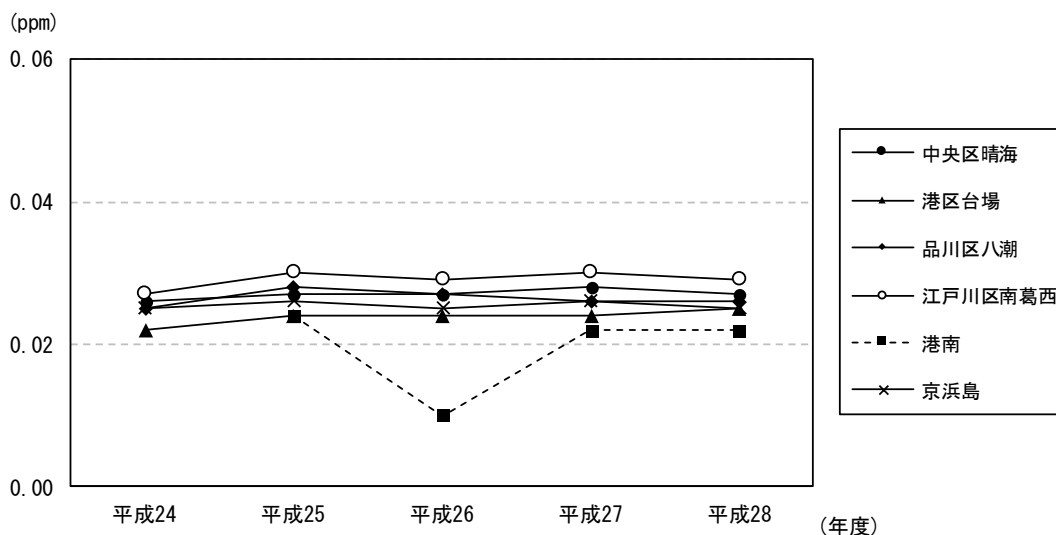


図 6-22 一般環境大気測定局における光化学オキシダント
(昼間の1時間値の年平均値)の推移

(6) ベンゼン等

中央区晴海測定局における過去5年間（平成24年度から平成28年度まで）、京浜島測定局における過去3年間（平成24年度から平成26年度まで）の一般環境大気測定局におけるベンゼン等の調査結果の推移は表6-25に、年平均値の推移は図6-23にそれぞれ示すとおりである。

調査は2地点で実施されており、中央区晴海測定局における平成28年度の年平均値はそれぞれ、ベンゼンが0.0010mg/m³、トリクロロエチレンが0.0009mg/m³、テトラクロロエチレンが0.0002mg/m³、ジクロロメタンが0.0012mg/m³である。また、京浜島測定局における平成26年度の年平均値はそれぞれ、ベンゼンが0.0030mg/m³、トリクロロエチレンが0.0024mg/m³、テトラクロロエチレンが0.0012mg/m³、ジクロロメタンが0.0067mg/m³である。中央区晴海測定局における過去5年間の年平均値は、横ばい傾向であり、環境基準はすべての物質で達成している。また、京浜島測定局における過去3年間の年平均値はばらつきがあるものの、環境基準はすべての物質で達成している。

表 6-25 一般環境大気測定局におけるベンゼン等調査結果の推移

物質名	図 No.	測定局名	年平均値 (mg/m ³)					環境基準の達成状況 (○：達成、×：非達成)				
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
ベンゼン	1	中央区晴海	0.0013	0.0014	0.0011	0.0012	0.0010	○	○	○	○	○
	8	京浜島 ^{注2}	0.0025	0.0011	0.0030	-	-	○	○	○	-	-
トリクロロ エチレン	1	中央区晴海	0.0012	0.0010	0.0007	0.0009	0.0009	○	○	○	○	○
	8	京浜島 ^{注2}	0.0024	0.0025	0.0024	-	-	○	○	○	-	-
テトラクロロ エチレン	1	中央区晴海	0.0004	0.0003	0.0002	0.0002	0.0002	○	○	○	○	○
	8	京浜島 ^{注2}	0.0024	0.0086	0.0012	-	-	○	○	○	-	-
ジクロロ メタン	1	中央区晴海	0.0018	0.0019	0.0016	0.0013	0.0012	○	○	○	○	○
	8	京浜島 ^{注2}	0.0187	0.0604	0.0067	-	-	○	○	○	-	-

注1)ベンゼン等の環境基準は、以下のとおりである。

ベンゼン：1年平均値が0.003mg/m³以下であること。

トリクロロエチレン：1年平均値が0.2mg/m³以下であること。

テトラクロロエチレン：1年平均値が0.2mg/m³以下であること。

ジクロロメタン：1年平均値が0.15mg/m³以下であること。

注2)京浜島測定局の測定は、平成26年度で測定を終了している。

資料)「有害大気汚染物質のモニタリング調査」(平成30年9月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「平成28年度版 大田区の環境調査報告書～騒音・振動、大気、水質等の調査～」(平成29年10月、大田区)

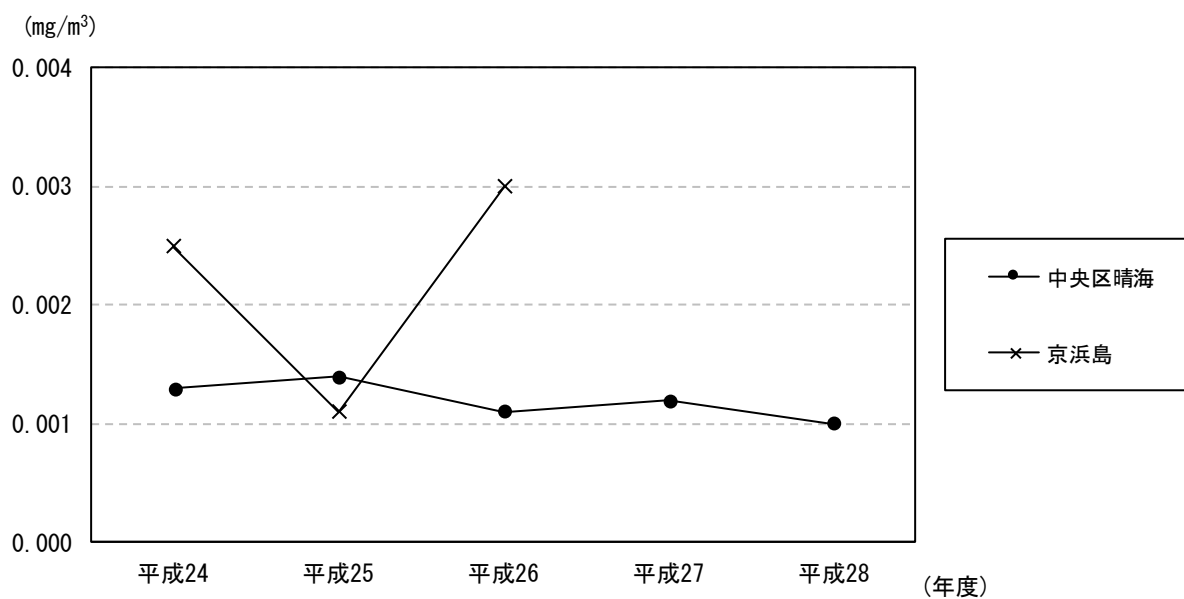


図 6-23(1) 一般環境大気測定局におけるベンゼン（年平均値）の推移

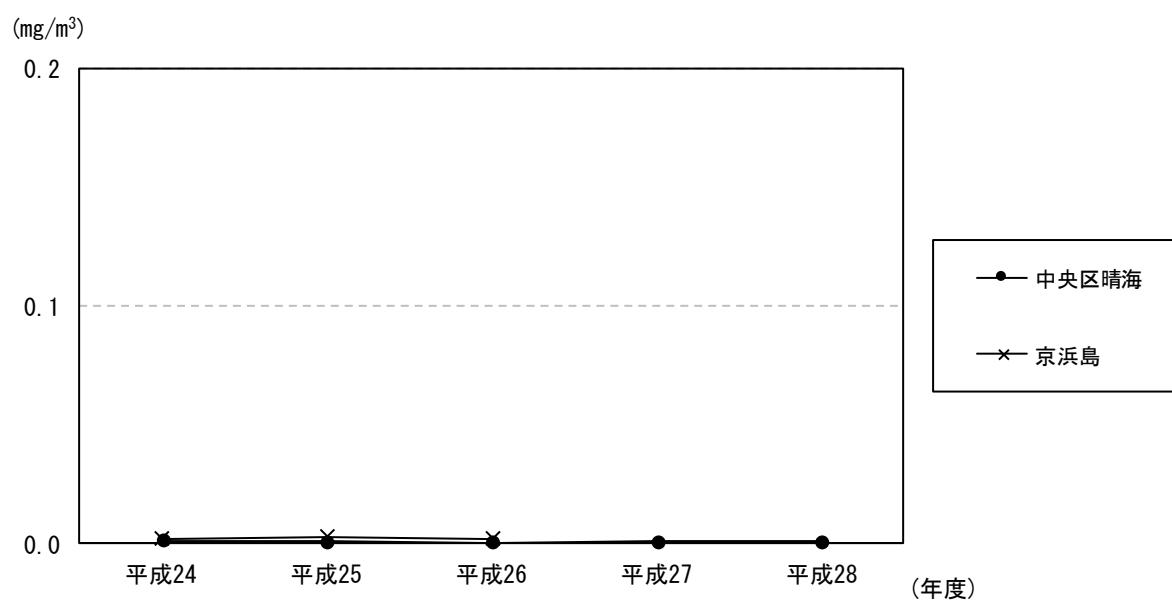


図 6-23(2) 一般環境大気測定局におけるトリクロロエチレン（年平均値）の推移

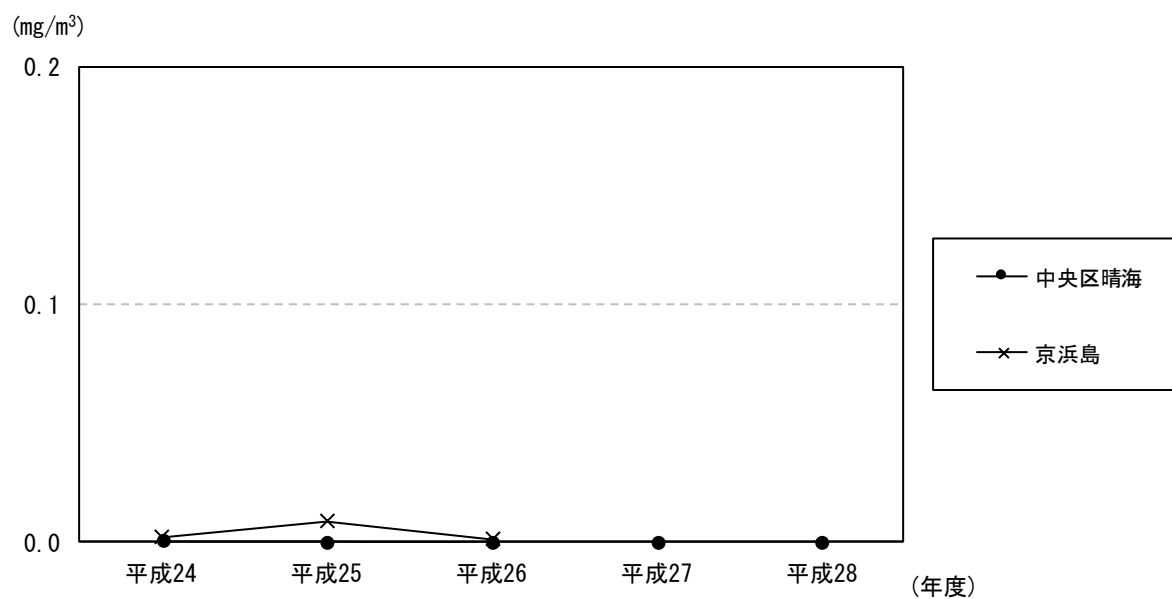


図 6-23 (3) 一般環境大気測定局におけるテトラクロロエチレン（年平均値）の推移

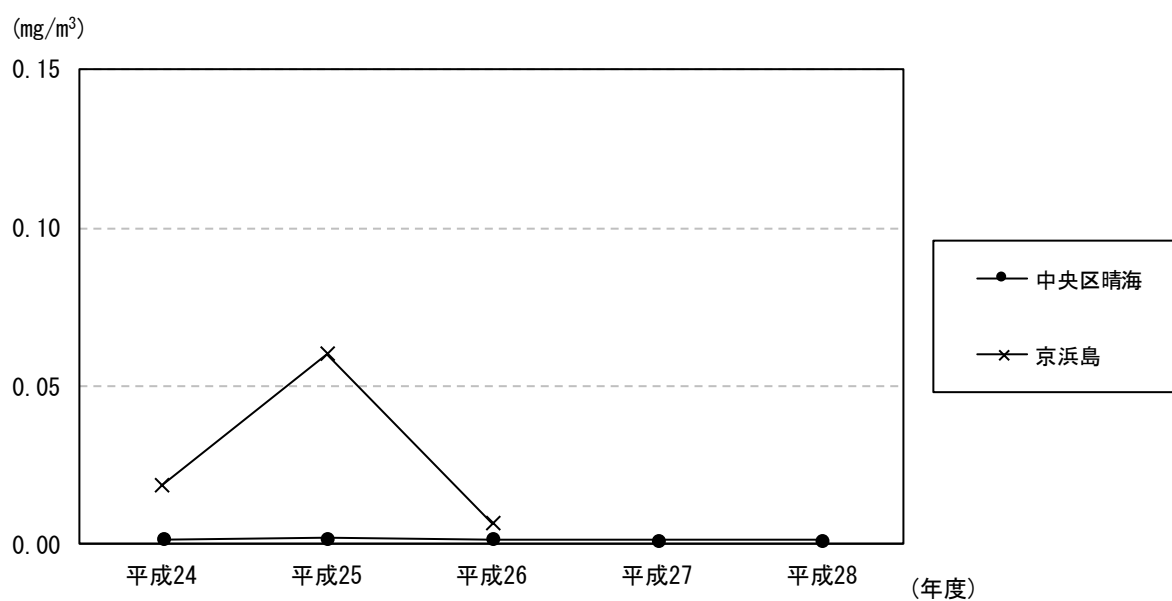


図 6-23 (4) 一般環境大気測定局におけるジクロロメタン（年平均値）の推移

(7) ダイオキシン類（DXNs）

過去5年間（平成24年度から平成28年度まで）の一般環境大気測定局におけるダイオキシン類の調査結果の推移は表6-26に、年平均値の推移は図6-24にそれぞれ示すとおりである。

調査は1地点で実施されており、平成28年度の年平均値は0.022pg-TEQ/m³である。年平均値は、平成25年度以降、横ばい傾向であり、環境基準は過去5年とも達成している。

表 6-26 一般環境大気測定局におけるダイオキシン類調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値（pg-TEQ/m ³ ）					環境基準の達成状況 （○：達成、×：非達成）				
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
1	中央区晴海	0.054	0.022	0.027	0.025	0.022	○	○	○	○	○

注）ダイオキシン類の環境基準は、「1年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であること。」である。

資料）「ダイオキシン類調査結果」（平成30年9月閲覧、東京都環境局ホームページ）

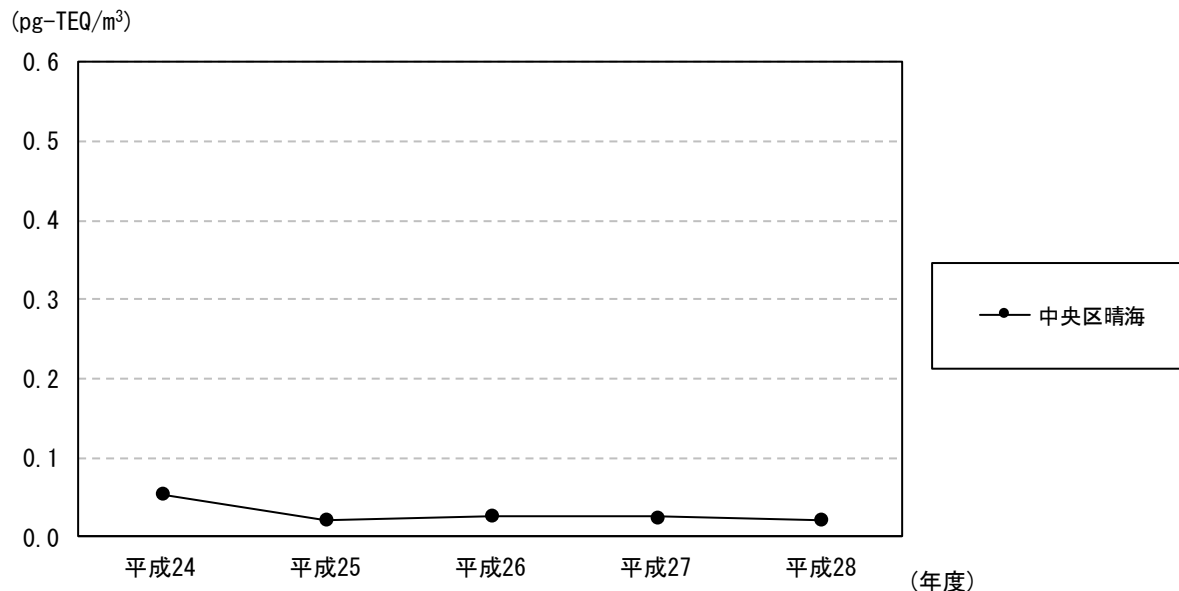


図 6-24 一般環境大気測定局におけるダイオキシン類（年平均値）の推移

(8) 微小粒子状物質 (PM2.5)

過去5年間（平成24年度から平成28年度まで）の一般環境大気測定局における微小粒子状物質の調査結果の推移は表6-27に、年平均値の推移は図6-25にそれぞれ示すとおりである。

調査は4地点で実施されており、平成28年度の年平均値は $12.5 \mu\text{g}/\text{m}^3 \sim 13.8 \mu\text{g}/\text{m}^3$ である。年平均値は平成26年度以降、減少傾向となっており、環境基準は平成28年度には4地点すべてで達成している。

表 6-27 一般環境大気測定局における微小粒子状物質調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)					環境基準の達成状況 (○：達成、×：非達成)				
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
1	中央区晴海	14.9	16.9	18.0	15.4	13.8	×	×	×	×	○
2	港区台場	14.1	15.6	16.0	13.4	12.5	○	×	×	○	○
3	品川区八潮	—	19.1	17.2	15.4	13.5	—	×	×	×	○
4	江戸川区南葛西	—	15.5	15.2	13.5	12.7	—	×	×	○	○

注1) 微小粒子状物質の環境基準は、「1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。」である。

注2) 長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の1年平均値について評価を行うものとする。

短期基準に対応した環境基準達成状況は、短期基準が健康リスクの上昇や統計学的な安定性を考慮して年間98%値を超える高濃度領域の濃度出現を減少させるために設定されることを踏まえ、長期的評価としての測定結果の年間98%値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。

測定局における測定結果（1年平均値及び年間98%値）を踏まえた環境基準達成状況については、長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。

資料) 「大気汚染測定結果ダウンロード」（平成30年9月閲覧、東京都環境局ホームページ）

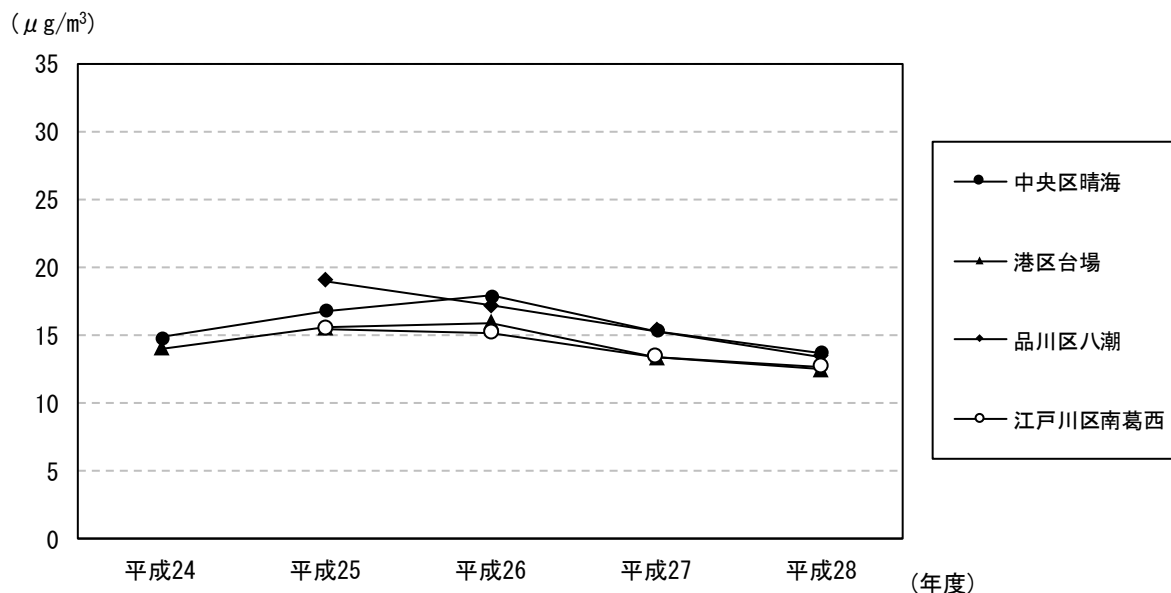


図 6-25 一般環境大気測定局における微小粒子状物質（年平均値）の推移

(9) 水銀及びその化合物

過去5年間（平成24年度から平成28年度まで）の一般環境大気測定局における水銀及びその化合物の調査結果の推移は表6-28に、年平均値の推移は図6-26にそれぞれ示すとおりである。

調査は1地点で実施されており、平成28年度の年平均値は $0.0022\mu\text{g}/\text{m}^3$ である。過去5年間の年平均値は、横ばい傾向であり、指針値は過去5年とも達成している。

表 6-28 一般環境大気測定局における水銀及びその化合物調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)					指針値の達成状況 (○：達成、×：非達成)				
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
1	中央区晴海	0.0027	0.0027	0.0022	0.0021	0.0022	○	○	○	○	○

注) 指針値とは、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値($0.04\mu\text{g}/\text{m}^3$)

資料) 「有害大気汚染物質のモニタリング調査」(平成30年9月閲覧、東京都環境局ホームページ)

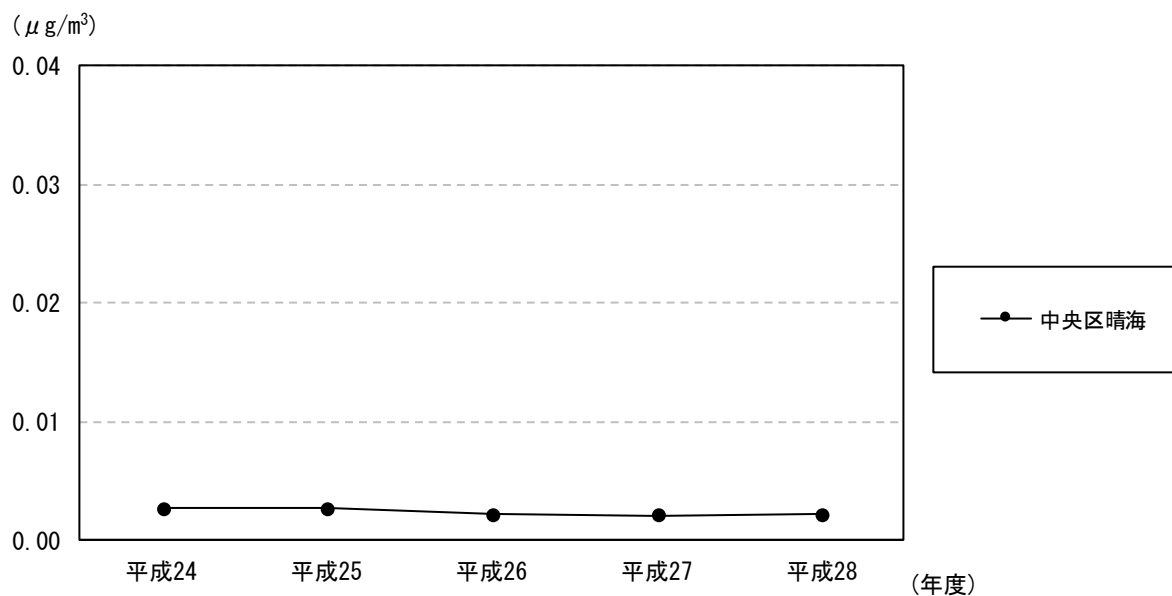


図 6-26 一般環境大気測定局における水銀及びその化合物（年平均値）の推移

6.2.1.2 自動車排出ガス

(1) 一酸化炭素 (CO)

過去5年間（平成24年度から平成28年度まで）の自動車排出ガス測定局における一酸化炭素の調査結果の推移は表6-29に、年平均値の推移は図6-27にそれぞれ示すとおりである。

調査は1地点で実施されており、平成28年度の年平均値は0.3ppmである。過去5年間の年平均値は横ばい傾向であり、環境基準は過去5年とも達成している。

表 6-29 自動車排出ガス測定局における一酸化炭素調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 (○：達成、×：非達成)				
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
9	三ツ目通り辰巳	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	○	○	○	○	○

注1)一酸化炭素の環境基準は、「1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。」である。

注2)環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間2%除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。

注3)1日平均値の年間2%除外値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

資料)「大気汚染測定結果ダウンロード(平成30年9月閲覧、東京都環境局ホームページ)

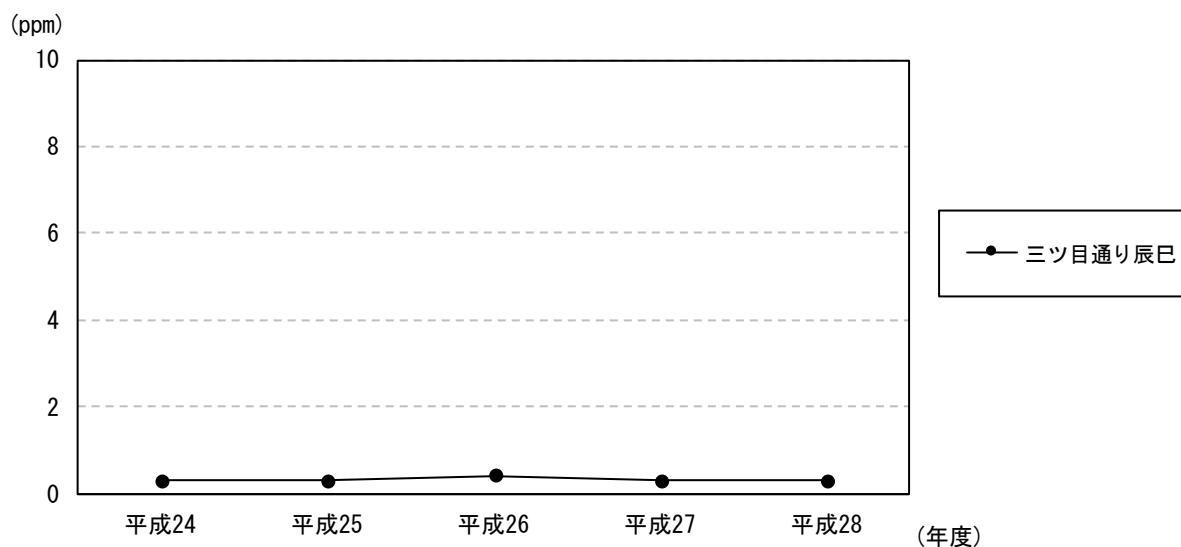


図 6-27 自動車排出ガス測定局における一酸化炭素（年平均値）の推移

(2) 浮遊粒子状物質（SPM）

過去5年間（平成24年度から平成28年度まで）の自動車排出ガス測定局における浮遊粒子状物質の調査結果の推移は表6-30に、年平均値の推移は図6-28にそれぞれ示すとおりである。

調査は3地点で実施されており、平成28年度の年平均値は $0.017\text{mg}/\text{m}^3 \sim 0.021\text{mg}/\text{m}^3$ である。過去5年間の年平均値は、概ね横ばい傾向となっており、環境基準は過去5年とも全地点で達成している。

表 6-30 自動車排出ガス測定局における浮遊粒子状物質調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (mg/m^3)					環境基準の達成状況 (○：達成、×：非達成)				
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
9	三ツ目通り辰巳	0.019	0.021	0.020	0.020	0.017	○	○	○	○	○
10	芝浦	0.021	0.024	0.022	0.022	0.021	○	○	○	○	○
11	大井中央陸橋下 交差点	0.026	0.026	0.025	0.023	0.021	○	○	○	○	○

注1) 浮遊粒子状物質の環境基準は、「1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。」である。

注2) 環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間2%除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。

注3) 1日平均値の年間2%除外値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

資料) 「大気汚染測定結果ダウンロード(平成30年9月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「局別測定内容」(平成30年9月閲覧、港区ホームページ)

「大気汚染調査」(平成30年9月閲覧、品川区ホームページ)

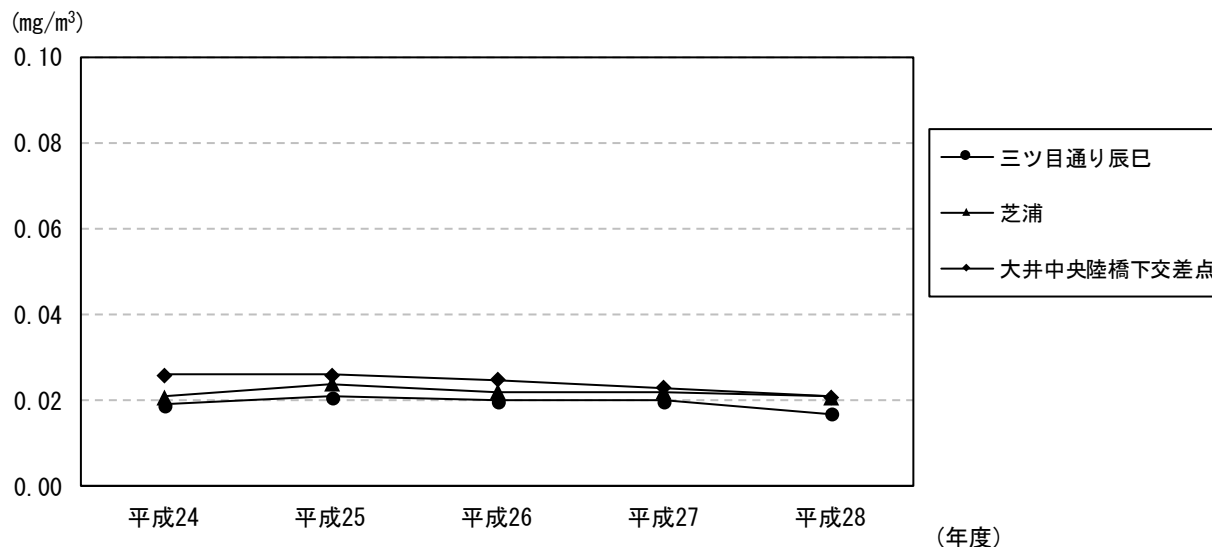


図 6-28 自動車排出ガス測定局における浮遊粒子状物質（年平均値）の推移

(3) 二酸化窒素 (NO₂)

過去5年間（平成24年度から平成28年度まで）の自動車排出ガス測定局における二酸化窒素の調査結果の推移は表6-31に、年平均値の推移は図6-29にそれぞれ示すとおりである。

調査は3地点で実施されており、平成28年度の年平均値は0.026ppm～0.045ppmである。過去5年間の年平均値は、概ね横ばい傾向となっており、環境基準は過去5年とも大井中央陸橋下交差点を除く2地点で達成している。

表 6-31 自動車排出ガス測定局における二酸化窒素調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 (○：達成、×：非達成)				
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
9	三ツ目通り辰巳	0.029	0.029	0.029	0.028	0.026	○	○	○	○	○
10	芝浦	0.029	0.029	0.030	0.028	0.026	○	○	○	○	○
11	大井中央陸橋下 交差点	0.045	0.046	0.046	0.047	0.045	×	×	×	×	×

注1) 二酸化窒素の環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。」である。

注2) 環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間98%値を環境基準と比較して評価を行う。

注3) 1日平均値の年間98%値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値である。

資料) 「大気汚染測定結果ダウンロード」(平成30年9月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「局別測定内容」(平成30年9月閲覧、港区ホームページ)

「大気汚染調査」(平成30年9月閲覧、品川区ホームページ)

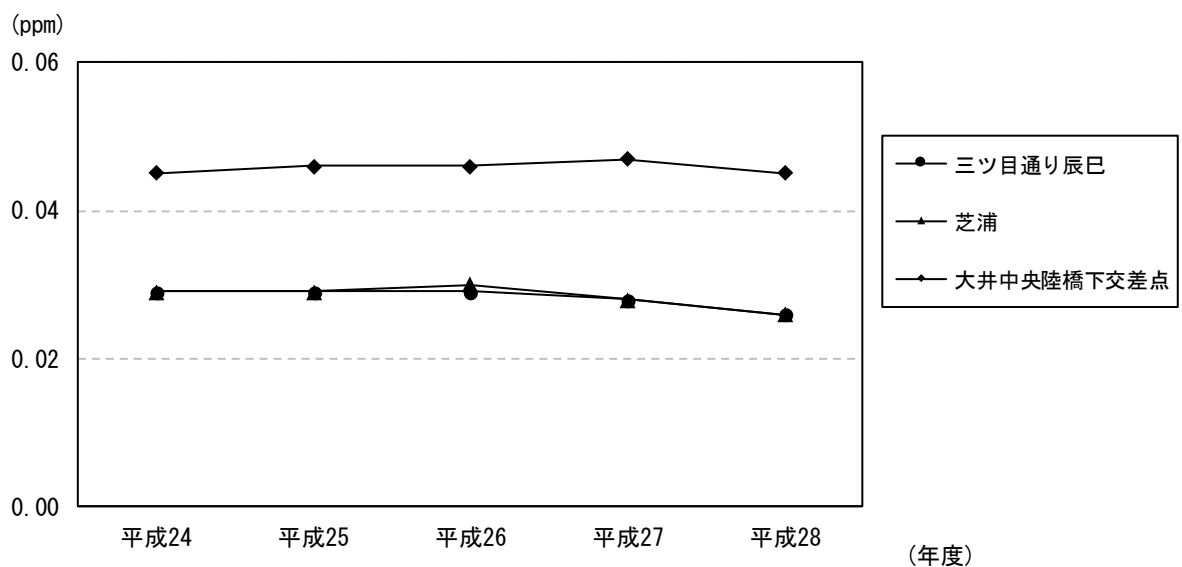


図 6-29 自動車排出ガス測定局における二酸化窒素（年平均値）の推移

(4) 光化学オキシダント (Ox)

過去5年間（平成24年度から平成28年度まで）の自動車排出ガス測定局における光化学オキシダントの調査結果の推移は表6-32に、年平均値の推移は図6-30にそれぞれ示すとおりである。

調査は1地点で実施されており、平成28年度の年平均値は0.021ppmである。過去5年間の年平均値は、横ばい傾向であり、環境基準は過去5年とも達成している。

表 6-32 自動車排出ガス測定局における光化学オキシダント調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 (○：達成、×：非達成)				
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
10	芝浦	0.019	0.021	0.022	0.021	0.021	○	○	○	○	○

注1) 光化学オキシダントの環境基準は、「1時間値が0.06ppm以下であること。」である。

注2) 環境基準の達成状況は、年間の昼間（5時～20時）の1時間値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、1年間で昼間（5時～20時）の1時間値が1回でも環境基準を超えた場合には非達成と評価する。

資料) 「局別測定内容」(平成30年9月閲覧、港区ホームページ)

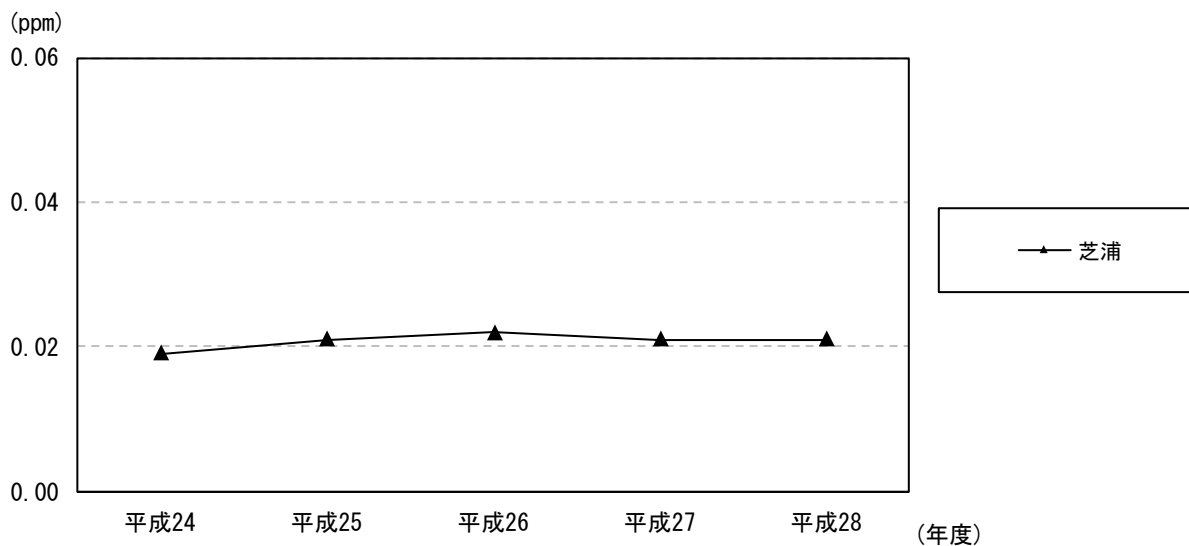


図 6-30 自動車排出ガス測定局における光化学オキシダント（年平均値）の推移

(5) 微小粒子状物質（PM2.5）

過去5年間（平成24年度から平成28年度まで）の自動車排出ガス測定局における微小粒子状物質の調査結果の推移は表6-33に、年平均値の推移は図6-31にそれぞれ示すとおりである。

調査は2地点で実施されており、平成28年度の年平均値は $13.2\mu\text{g}/\text{m}^3$ ～ $14.1\mu\text{g}/\text{m}^3$ である。年平均値は平成26年度以降、減少傾向となっており、環境基準は、三ツ目通り辰巳測定局では平成24年度及び平成28年度は達成していたが、それ以外の年度及び芝浦測定局は非達成であった。

表 6-33 自動車排出ガス測定局における微小粒子状物質調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）					環境基準の達成状況 （○：達成、×：非達成）				
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
9	三ツ目通り辰巳	15.0	15.0	16.8	15.3	13.2	○	×	×	×	○
10	芝浦	—	15.0	16.0	14.0	14.1	—	×	×	×	×

注1) 微小粒子状物質の環境基準は、「1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。」である。

注2) 長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の1年平均値について評価を行うものとする。

短期基準に対応した環境基準達成状況は、短期基準が健康リスクの上昇や統計学的な安定性を考慮して年間98%値を超える高濃度領域の濃度出現を減少させるために設定されることを踏まえ、長期的評価としての測定結果の年間98%値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。

測定局における測定結果（1年平均値及び年間98%値）を踏まえた環境基準達成状況については、長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。

資料) 「大気汚染測定結果ダウンロード」（平成30年9月閲覧、東京都環境局ホームページ）

「局別測定内容」（平成30年9月閲覧、港区ホームページ）

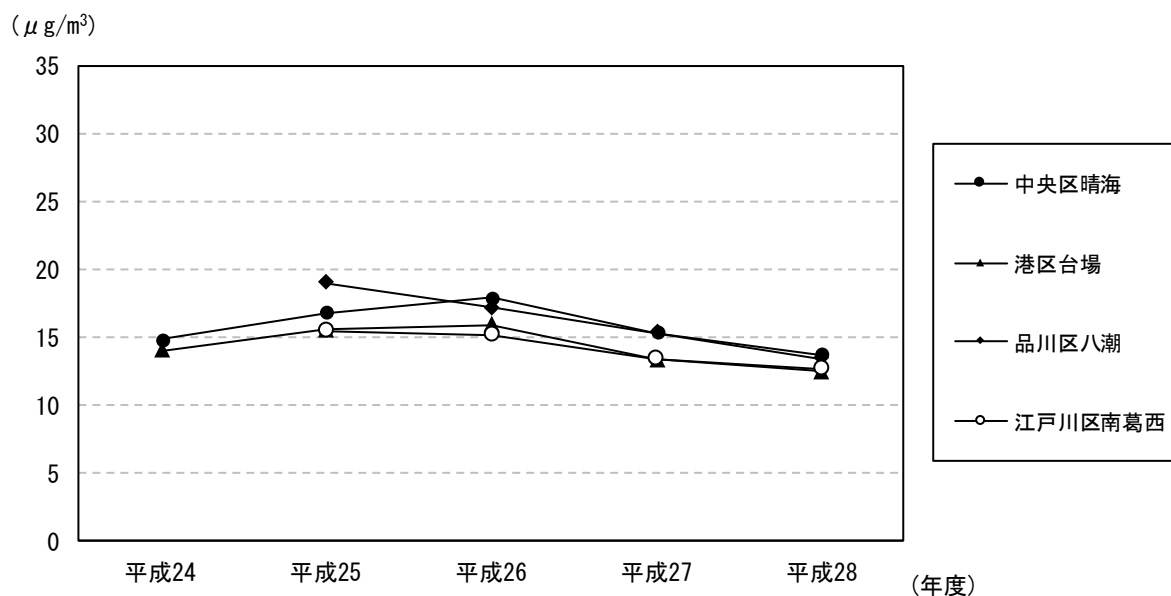


図 6-31 自動車排出ガス測定局における微小粒子状物質（年平均値）の推移

6.2.2 悪臭

計画地及びその周辺地域である江東区及び大田区における過去5年間（平成24年度から28年度まで）の公害苦情件数は表6-19(p.81 参照)に示すとおりである。

平成28年度における悪臭に係る受付件数は江東区で32件、大田区で24件である。

6.2.3 騒音・振動

計画地及びその周辺地域における道路交通騒音・振動の測定結果は表6-34及び表6-35に示すとおりである。また、測定地点は図6-32に示すとおりである。

道路交通騒音（等価騒音レベル L_{Aeq} ）は、昼間 63dB～71dB、夜間 58dB～69dB となっており、環境基準を上回っている地点は、昼間1地点、夜間2地点である。

道路交通振動（時間率振動レベル L_{10} ）は、昼間 46dB、夜間 43dB となっており、いずれも振動規制法に基づく要請限度を下回っている。

表 6-34 道路交通騒音測定結果（自動車騒音常時監視）

図 No.	路線名	測定地点の住所	測定年月	車 線 数	地 域 の 類 型	等価騒音レベル L_{Aeq} (dB)			
						測定結果		環境基準 (要請限度)	
						昼間	夜間	昼間	夜間
1	首都高速 11 号台場線	港区台場 1-1	平成 27 年 2 月	4	B	64	59	70 (75)	65 (70)
2	国道 357 号	港区台場 2-3	平成 26 年 2 月	4	C	69	<u>66</u>		
3	国道 357 号	港区台場 2-6	平成 29 年 2 月	4	C	64	58		
4	国道 357 号(湾岸道路)	江東区東雲 2-5	平成 28 年 2 月	4	C	<u>71</u>	<u>69</u>		
5	都道日比谷豊洲埠頭 東雲町線	江東区東雲 1-6	平成 25 年 12 月	8	C	68	63		
6	都道日比谷豊洲埠頭 東雲町線	江東区有明 1-2	平成 25 年 12 月	7	C	63	60		

注1) 昼間は6:00～22:00、夜間は22:00～6:00を示す。

注2) 測定結果の下線は、環境基準超過を示す。

注3) 地域の類型は、「騒音に係る環境基準」に基づく当該地点の地域の類型であり、以下のとおり分類される。

A: 専ら住居の用に供される地域 B: 主として住居の用に供される地域

C: 相当数の住居と合わせて商業、工業の用に供される地域

注4) 年度毎に同一地点で測定している場合は、最新年度の測定結果を記載している。

資料) 「平成 25 年度 道路交通騒音振動調査報告書」(平成 26 年 12 月、東京都環境局)

「平成 26 年度 道路交通騒音振動調査報告書」(平成 28 年 1 月、東京都環境局)

「平成 27 年度 道路交通騒音振動調査報告書」(平成 29 年 3 月、東京都環境局)

「平成 28 年度 道路交通騒音振動調査報告書」(平成 30 年 3 月、東京都環境局)

表 6-35 道路交通振動測定結果

図 No.	路線名	測定地点の住所	測定年月	車 線 数	区 域 の 区 分	振動レベル L_{10} (dB)			
						測定結果		振動規制法 要請限度	
						昼間	夜間	昼間	夜間
4	国道 357 号(湾岸道路)	江東区東雲 2-5	平成 28 年 11 月	4	2	46	43	70	65

注 1) 区域の区分の 1 は第一種区域を、区域の区分の 2 は第二種区域を表す。区域の区分は、「振動規制法」に基づく当該地点の区域の区分であり、以下のとおり分類される。

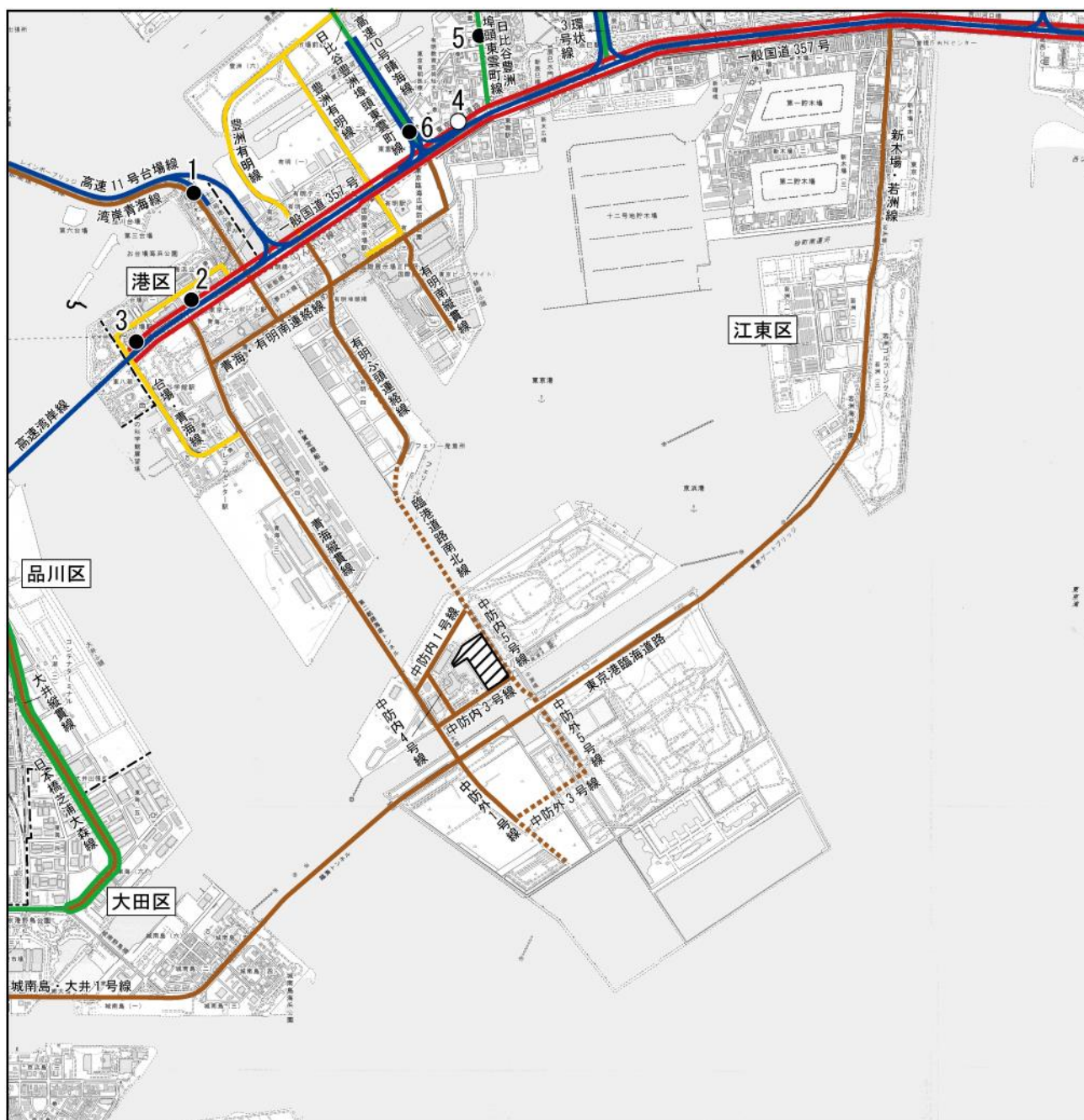
第一種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第二種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

注 2) 昼間は、第一種区域では 8:00～19:00、第二種区域では 8:00～20:00、夜間は、第一種区域では 19:00～8:00、第二種区域では 20:00～8:00 を示す。

注 3) 年度毎に同一地点で測定している場合は、最新年度の測定結果を記載している。

資料) 「平成 28 年度 道路交通騒音振動調査報告書」(平成 30 年 3 月、東京都環境局)



凡 例

- | | | | |
|---|-------|---|-----------------|
|  | : 計画地 |  | : 道路交通騒音調査地点 |
|  | : 区 界 |  | : 道路交通騒音・振動調査地点 |
| | |  | : 首都高速道路 |
| | |  | : 一般国道 |
| | |  | : 主要地方道 |
| | |  | : 都道 |
| | |  | : 主な臨港道路 |
| | |  | : 主な臨港道路（建設中） |



1:50,000



資料)「平成 25-28 年度 道路交通騒音振動調査報告書」(東京都環境局)

図 6-32 道路交通騒音測定地点

6.2.4 水質汚濁

計画地及びその周辺地域における水質調査地点は図 6-33 に示すとおりである。

東京都は、都内の河川、海域、湖沼及び地下水の水質汚濁の状況を把握するため、毎年、水質測定計画に基づき測定を行っている。このうち、計画地及びその周辺地域に設置されている測定地点として、運河に 2 地点、内湾に 4 地点が設置されている。

また、調査範囲における各区の水質調査地点として、江東区では運河に 1 地点、大田区では内湾に 1 地点が設置されている。

平成 28 年度の水質測定結果は表 6-36 に示すとおりである。

水素イオン濃度 (pH) の日間平均値は 7.5～9.0、化学的酸素要求量 (COD) の日間平均値は 1.0mg/L～8.8mg/L、75%値は 3.1mg/L～5.4mg/L、溶存酸素量 (DO) の日間平均値は 0.4mg/L～14.9mg/L、大腸菌群数の日間平均値は 2.0MPN/100mL 未満～ 3.3×10^4 MPN/100mL の範囲となっている。

n-ヘキサン抽出物質は、いずれの地点も下限値未満及び不検出であり、全窒素 (T-N) の日間平均値は 0.30mg/L～3.67mg/L、全リン (T-P) の日間平均値は 0.039mg/L～0.311mg/L の範囲となっている。

表 6-36(1) 水質測定結果 (平成 28 年度)

測定主体	図中番号	類型	水素イオン濃度 (pH)		化学的酸素要求量 (COD) (単位:mg/L)			溶存酸素量 (DO) (単位:mg/L)	
			環境基準	値	環境基準	値	75%値	環境基準	値
東京都	1	C	7.0 以上 8.3 以下	7.9～ <u>8.4</u>	8mg/L 以下	2.2～5.5	—	2mg/L 以上	2.5～12.8
	2			7.7～ <u>8.7</u>		2.0～7.3	3.8		<u>1.1</u> ～13.7
	3			7.7～ <u>8.4</u>		1.7～5.7	3.9		<u>0.6</u> ～10.4
	4			7.8～ <u>8.7</u>		1.4～ <u>8.8</u>	4.5		<u>0.5</u> ～13.3
	5			7.8～ <u>8.5</u>		1.4～5.8	3.6		<u>1.1</u> ～11.1
	6	B	7.8 以上 8.3 以下	<u>7.5</u> ～ <u>9.0</u>	3mg/L 以下	1.9～ <u>6.5</u>	5.4	5mg/L 以上	<u>2.8</u> ～14.9
江東区	7	C	7.0 以上 8.3 以下	7.6～7.9	8mg/L 以下	2.4～6.1	5.4	2mg/L 以上	4.8～8.4
大田区	8			7.9～ <u>8.4</u>		1.0～3.4	3.1		<u>0.4</u> ～10.4

注) 値は、日間平均値の最小値及び最大値である。なお、COD については 75%値も掲載している。

資料) 「平成 28 年度 公共用水域水質測定結果」(平成 30 年 9 月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「河川水質調査」(平成 30 年 9 月閲覧、江東区ホームページ)

「水質環境調査報告書」(平成 30 年 9 月閲覧、大田区ホームページ)

表 6-36(2) 水質測定結果（平成 28 年度）

測定 主体	図中 番号	類型	大腸菌群数 (単位:MPN/100mL)		n-ヘキサン抽出物質 (単位:mg/L)	
			環境基準	値	環境基準	値
東京都	1	C	-	-	-	-
	2			$13 \sim 3.3 \times 10^4$		-
	3			$2.2 \times 10^3 \sim 2.2 \times 10^4$		<0.5
	4			$2.0 \sim 3.3 \times 10^3$		<0.5
	5			$4.9 \times 10^2 \sim 2.3 \times 10^4$		<0.5
	6	B	-	$79 \sim 1.3 \times 10^4$	検出されないこと	<0.5
江東区	7	C	-	-	-	-
大田区	8			2.0 未満 $\sim 1.3 \times 10^3$		不検出

注) 値は、日間平均値の最小値及び最大値である。

資料) 「平成 28 年度 公共用水域水質測定結果」(平成 30 年 9 月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「河川水質調査」(平成 30 年 9 月閲覧、江東区ホームページ)

「水質環境調査報告書」(平成 30 年 9 月閲覧、大田区ホームページ)

表 6-36(3) 水質測定結果（平成 28 年度）

測定 主体	図中 番号	類型	全窒素(T-N) (単位:mg/L)		全リン(T-P) (単位:mg/L)	
			環境基準	値	環境基準	値
東京都	1	IV	1 mg/L 以下	<u>1.33</u> $\sim$ <u>2.26</u>	0.09mg/L 以下	<u>0.092</u> $\sim$ <u>0.273</u>
	2			<u>1.11</u> $\sim$ <u>2.47</u>		0.082 $\sim$ <u>0.311</u>
	3			0.46 $\sim$ <u>3.67</u>		0.050 $\sim$ <u>0.286</u>
	4			0.43 $\sim$ <u>1.86</u>		0.052 $\sim$ <u>0.257</u>
	5			0.30 $\sim$ <u>3.17</u>		0.039 $\sim$ <u>0.270</u>
	6			0.50 $\sim$ <u>2.69</u>		0.052 $\sim$ <u>0.270</u>
江東区	7			-		-
大田区	8			0.92 $\sim$ <u>3.01</u>		0.060 $\sim$ <u>0.232</u>

注) 値は、日間平均値の最小値及び最大値である。

資料) 「平成 28 年度 公共用水域水質測定結果」(平成 30 年 9 月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「河川水質調査」(平成 30 年 9 月閲覧、江東区ホームページ)

「水質環境調査報告書」(平成 30 年 9 月閲覧、大田区ホームページ)



凡 例

-  : 計画地
-  : 区 界
-  : 水質調査地点（運河）
-  : 水質調査地点（内湾）

資料) 「平成 28 年度 公共用水域水質測定結果」
 (平成 30 年 9 月閲覧、東京都環境局ホームページ)
 「河川水質調査」(平成 30 年 9 月閲覧、江東区ホームページ)
 「水質環境調査報告書」(平成 30 年 9 月閲覧、大田区ホームページ)



1 : 50,000



図 6-33 水質測定地点

6.2.5 土壌汚染

計画地及びその周辺地域における土壌汚染対策法に係る指定区域は表 6-37 に示すとおりである。

計画地には形質変更時要届出区域に指定された区域は存在しない。

表 6-37(1) 土壌汚染対策法に係る要措置区域等(平成 30 年 9 月時点)

指定の種類	番号	指定年月日	指定番号	指定区域が存在する場所	指定区域の面積	指定基準に適合しない特定有害物質
形質変更時要届出区域	1	H23. 2. 24	指-140 号	江東区東雲一丁目地内	786. 9m ²	砒素、ふっ素
	2	H23. 5. 12 H23. 12. 13	指-156 号	江東区豊洲六丁目地内	13, 407. 1m ²	砒素、ふっ素
	3	H23. 6. 21 H24. 5. 18 H25. 12. 10 H26. 1. 10 H26. 9. 26	指-172 号	大田区京浜島三丁目地内	27, 500m ²	シアン、砒素、ふっ素
	4	H23. 6. 21	指-173 号	江東区東雲一丁目地内	5, 459. 39m ²	ふっ素
	5	H23. 7. 13	指-180 号	江東区新木場一丁目地内	1, 802m ²	ほう素
	6	H23. 8. 1	指-190 号	大田区京浜島二丁目地内	9, 209. 2m ²	ふっ素
	7	H23. 11. 17 H25. 3. 4 H25. 3. 27	指-223 号 指-224 号	江東区豊洲六丁目地内	48, 212m ²	ベンゼン、カドミウム 六価クロム、シアン 水銀、鉛、砒素
	8	H23. 11. 28 H23. 11. 29 H25. 7. 3 H26. 5. 27 H26. 9. 29 H26. 10. 9 H26. 10. 21 H27. 3. 10	指-232 号	江東区豊洲六丁目地内	378, 458m ²	カドミウム、六価クロム、シアン、水銀、鉛、砒素、ベンゼン
	9	H24. 8. 3	指-314 号	江東区有明一丁目地内	883m ²	鉛、砒素、ふっ素
	10	H25. 3. 5	指-354 号	江東区豊洲六丁目地内	14, 690m ²	ベンゼン、カドミウム、六価クロム、シアン、水銀、鉛、砒素
	11	H25. 3. 13	指-364 号	江東区豊洲六丁目地内	4, 437m ²	カドミウム、六価クロム、シアン、水銀、鉛、砒素、ベンゼン
	12	H25. 3. 15	指-367 号	江東区豊洲六丁目地内	7, 791m ²	鉛、砒素、ふっ素
	13	H25. 5. 30	指-388 号	江東区豊洲六丁目地内	5, 090m ²	鉛、砒素
	14	H25. 10. 4 H26. 3. 13	指-431 号	江東区豊洲六丁目地内	16994. 2m ²	カドミウム、六価クロム、シアン、水銀、鉛、砒素、ベンゼン
	15	H26. 1. 15	指-461 号	大田区城南島三丁目地内	4, 104. 2m ²	ベンゼン、砒素 ふっ素、ほう素
	16	H26. 6. 10 H26. 7. 4	指-505 号	江東区新木場二丁目地内	15, 900. 77m ²	シアン、水銀 鉛、砒素
	17	H26. 7. 24	指-521 号	江東区東雲一丁目地内	123. 1m ²	砒素
	18	H26. 11. 5	指-549 号	江東区有明一丁目地内	13, 931. 71m ²	鉛、砒素、ふっ素 ほう素
	19	H26. 11. 26	指-555 号	大田区京浜島二丁目地内	3, 386. 35m ²	ふっ素
	20	H26. 12. 3 H28. 5. 31	指-556 号	江東区豊洲六丁目地内	5, 918m ²	ベンゼン、カドミウム、六価クロム、シアン、水銀、鉛、砒素

資料)「要措置区域等の指定状況」(平成 30 年 9 月閲覧、東京都環境局ホームページ)

表 6-37(2) 土壌汚染対策法に係る要措置区域等(平成 30 年 9 月時点)

指定の 種類	番 号	指定 年月日	指定番号	指定区域が存在する場所	指定区域 の面積	指定基準に適合しない 特定有害物質
形質変更時要届出区域	21	H27. 4. 21	指-597 号	江東区新木場四丁目地内	1, 754m ²	六価クロム 鉛、砒素
	22	H27. 8. 24	指-637 号	江東区新木場三丁目地内	3, 583. 28m ²	ジクロロメタン 六価クロム 砒素、ほう素
	23	H27. 9. 18	指-647 号	大田区京浜島二丁目地内	455. 25m ²	ふっ素
	24	H27. 10. 20 H29. 3. 15 H30. 4. 18	指-654 号	大田区京浜島二丁目地内	3, 609. 57m ²	六価クロム、鉛 ふっ素
	25	H27. 11. 20	指-657 号	江東区夢の島二丁目地内	5, 752. 3m ²	鉛
	26	H28. 4. 13	指-694 号	江東区有明三丁目地内	727m ²	砒素
	27	H28. 4. 15	指-701 号	江東区豊洲六丁目地内	10, 040. 09m ²	砒素
	28	H28. 9. 8 H29. 12. 11	指-763 号	江東区青海三丁目地内	1, 100m ²	ふっ素
	29	H29. 1. 12	指-802 号	江東区有明一丁目地内	2, 618. 42m ²	鉛、砒素、ふっ素
	30	H29. 2. 22 H29. 5. 11 H29. 12. 4 H30. 5. 9	指-810 号	江東区夢の島二丁目地内	900. 8m ²	砒素
	31	H29. 5. 15 H29. 8. 9	指-837 号	江東区有明四丁目地内及び 同区青海三丁目地先地内	87, 224. 2m ²	鉛、砒素、ふっ素
	32	H29. 5. 24	指-848 号	江東区有明一丁目地内	902. 58m ²	第一種特定有害物質、第二種 特定有害物質、第三種特定有 害物質
	33	H29. 11. 28	指-908 号	江東区豊洲六丁目地内	5, 203. 78m ²	砒素
	34	H30. 5. 7	指-955 号	大田区京浜島三丁目地内	2, 172m ²	ふっ素
	35	H30. 7. 10	指-985 号	江東区豊洲六丁目地内	5, 792. 336m ²	六価クロム、鉛、砒素、ふっ 素
	36	H30. 7. 10	指-986 号	江東区豊洲六丁目地内	20, 395m ²	六価クロム、鉛、砒素
	37	H30. 8. 22	指-998 号	大田区京浜島二丁目地内	1, 139. 97m ²	六価クロム、シアン、テトラ クロロエチレン、トリクロロ エチレン、鉛、ほう素

資料)「要措置区域等の指定状況」(平成 30 年 9 月閲覧、東京都環境局ホームページ)

6.2.6 地盤

計画地及びその周辺地域における水準基標は表 6-38 及び図 6-34 に示すとおりである。平成 29 年から平成 30 年にかけての変動量は、-35.3～+8.7mm となっている。

表 6-38 水準基標の位置と変動量

水準基標 番号	所在地	壺岸島量水標 A. P. (m)	変動量 (mm)
14L-001	江東区新木場四丁目（東京ヘリポート前）	5.6610	-2.3
14L-002	江東区新木場二丁目 7（東京湾木材荷役事業（協）前）	4.4603	+2.8
14L-003	江東区新木場二丁目 3（東京都下水道局新木場ポンプ所）	4.9205	+4.6
14L-004	江東区新木場三丁目 2（南千石橋南側の道路上（中央分離帯内））	4.8196	+3.8
15L-001	江東区若洲一丁目 5（下水道局 15 号地ポンプ所）	6.3874	+0.6
15L-005	江東区若洲一丁目（中央分離帯）	6.8844	-2.6
15L-006	江東区若洲一丁目（中央分離帯）	6.9428	-1.2
15L-007	江東区若洲二丁目（中央分離帯）	6.8129	-1.9
15 号地 BM	江東区若洲三丁目（15 号地地盤沈下観測所）	4.4730	+1.4
12L-001	江東区辰巳三丁目（カンダコーポレーション）	4.7345	+2.0
辰巳 BM	江東区辰巳一丁目 1（江東区辰巳児童館の南）	4.1099	-2.6
港 (21)	江東区辰巳一丁目 1（東京港建設事務所高潮対策センター内）	3.6673	-4.7
AL-001	江東区東雲二丁目 30（都営東雲二丁目）	6.1683	+2.0
11L-001	江東区東雲二丁目 8（下水道局 11 号地ポンプ所）	3.6864	+1.9
港 (14)	江東区東雲一丁目 9（イオン東雲ショッピングセンター前）	1.4875	-3.5
港 (15)	江東区東雲一丁目 5（マンション BayWing 前）	1.8164	-3.9
AL-002	江東区有明一丁目（日産ディーゼル東京販売前（歩道上））	10.9882	+5.1
10L-001	江東区有明四丁目（フェリー埠頭の港湾局 10 号地信号所内）	4.1781	+1.3
10L-002	江東区有明四丁目（東京埠頭株式会社船舶給水ポンプ所南西側）	5.2606	+3.6
10L-003	江東区有明四丁目（フェリーふ頭公園内）	5.7025	+2.0
10L-006	江東区有明四丁目（有明埠頭橋南側（中央分離帯内））	7.1105	+3.7
10L-007	江東区有明三丁目（東京ビックサイト東展示棟西側）	6.9154	+5.1
10L-008	江東区有明三丁目（株式会社ゆりかもめ東側）	6.5805	+2.8
新有明 BM	江東区有明四丁目 8（フェリーふ頭公園）	4.9416	+1.6
13L-006	江東区青海二丁目（東京港第 2 航路海底トンネル入口前（中央分離帯内））	6.2326	+2.5
13L-007	港区台場一丁目（第三台場史蹟公園内）	10.0889	+8.7
13L-008	江東区青海一丁目（あけみ橋西側）	7.2669	+5.9
13L-009	江東区青海一丁目（青海トンネル管理所）	7.4363	+4.2
13L-010	港区区台場一丁目 4（お台場海浜公園内）	5.1427	+4.8
13L-011	江東区青海二丁目（タイム 24 ビル北東側）	8.0848	+2.6
13L-012	江東区青海一丁目（東京国際交流館北側（歩道植え込み内））	8.0625	+1.1
13L-013	江東区青海一丁目（船の科学館駅東側）	8.0279	+1.2
13L-014	江東区青海一丁目（ウエストプロムナード北側（歩道植え込み内））	8.1444	+1.2
13L-015	江東区青海一丁目（ウエストプロムナード北側（歩道植え込み内））	8.2482	+1.2
0L-007	大田区東海四丁目 10（大井南陸橋東側（中央分離帯内））	6.5361	-3.4
0L-009	大田区城南島一丁目 2（大井ふ頭荷役連絡所北東側）	5.7848	-2.2
0L-010	品川区八潮二丁目 6（国際たばこ倉庫（株）東側）	4.9047	-5.2
0L-011	大田区東海六丁目 1（大井バンプール G 地区入口）	5.6282	-3.0
0L-012	大田区城南島三丁目 2（動物愛護相談センター東側）	3.7281	-32.6
大井 BM その 2	大田区城南島五丁目（大井その 2 地盤沈下観測所）	5.1822	-20.7
BIL-005	江東区青海三丁目地先	30.7291	-35.3
BIL-006	江東区青海三丁目地先	25.6867	-26.9

注 1）変動量は平成 29 年 1 月 1 日成果～平成 30 年 1 月 1 日成果の変動量を示している。

注 2）変動量の+は隆起、-は沈下を示している。

資料）「水準基標測量成果表（港湾地区）（基準日・平成 30 年 1 月 1 日）」（平成 30 年 9 月、東京都港湾局）

「水準基標測量成果表（基準日・平成 30 年 1 月 1 日）」（平成 30 年 7 月、東京都土木技術支援・人材育成センター）

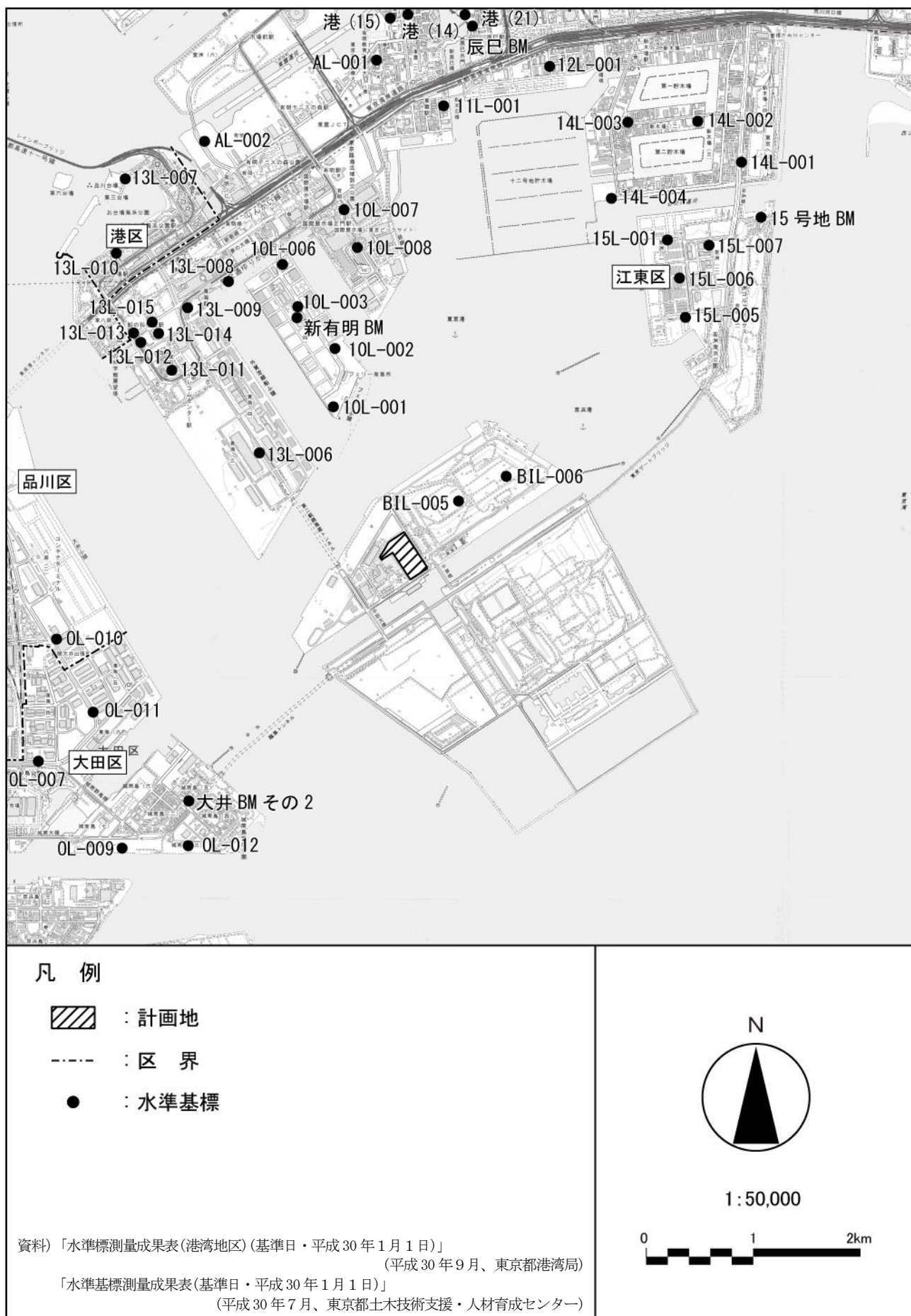


図 6-34 水準基標位置図

6.2.7 地形・地質

計画地及びその周辺地域における土地条件図(地形分類)は図 6-35 に示すとおりである。計画地は、高い盛土地となっている。

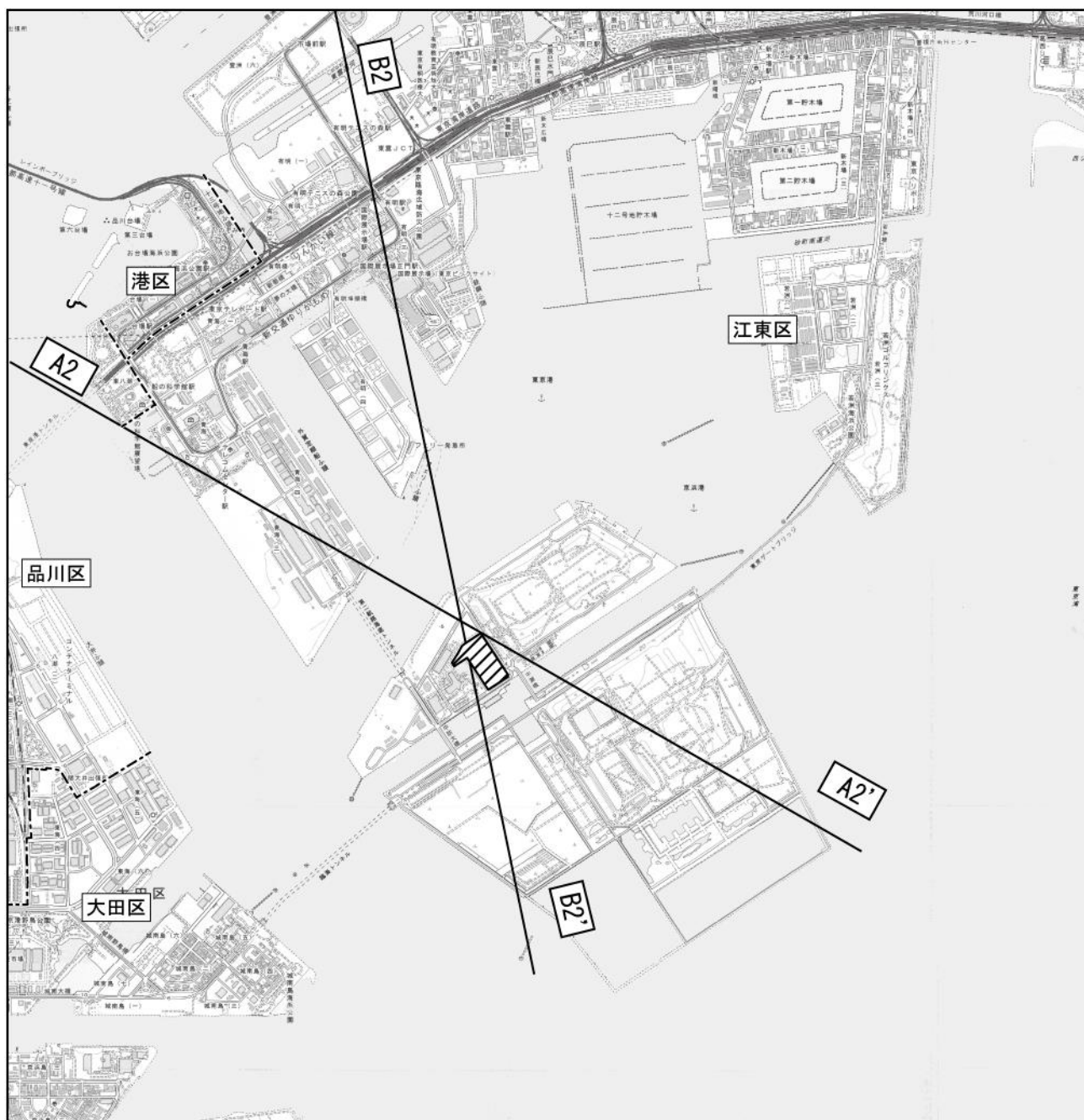
また、計画地及びその周辺地域における地質断面線位置図は図 6-36、地質断面図は図 6-37 に示すとおりである。計画地周辺の地質は埋土層(H)、有楽町層(Y)、埋没段丘堆積層(Bt)、東京層(T)、江戸川層(E)となっている。

なお、「日本の地形レッドデータブック第1集―危機にある地形―」(平成12年12月、古今書院)、「日本の地形レッドデータブック第2集―危機にある地形―」(平成14年3月、古今書院)によれば、計画地及びその周辺地域には重要な地形はない。

また、計画地及びその周辺地域には天然記念物に該当するような地形・地質、東京の名湧水57選(東京都が、水量、水質、由来、景観などに優れているとして、平成15年に選定した湧水)に選定されている湧水はない。



図 6-35 土地条件図(地形分類)



凡 例

-  : 計画地
-  : 区 界
-  : 地質断面線

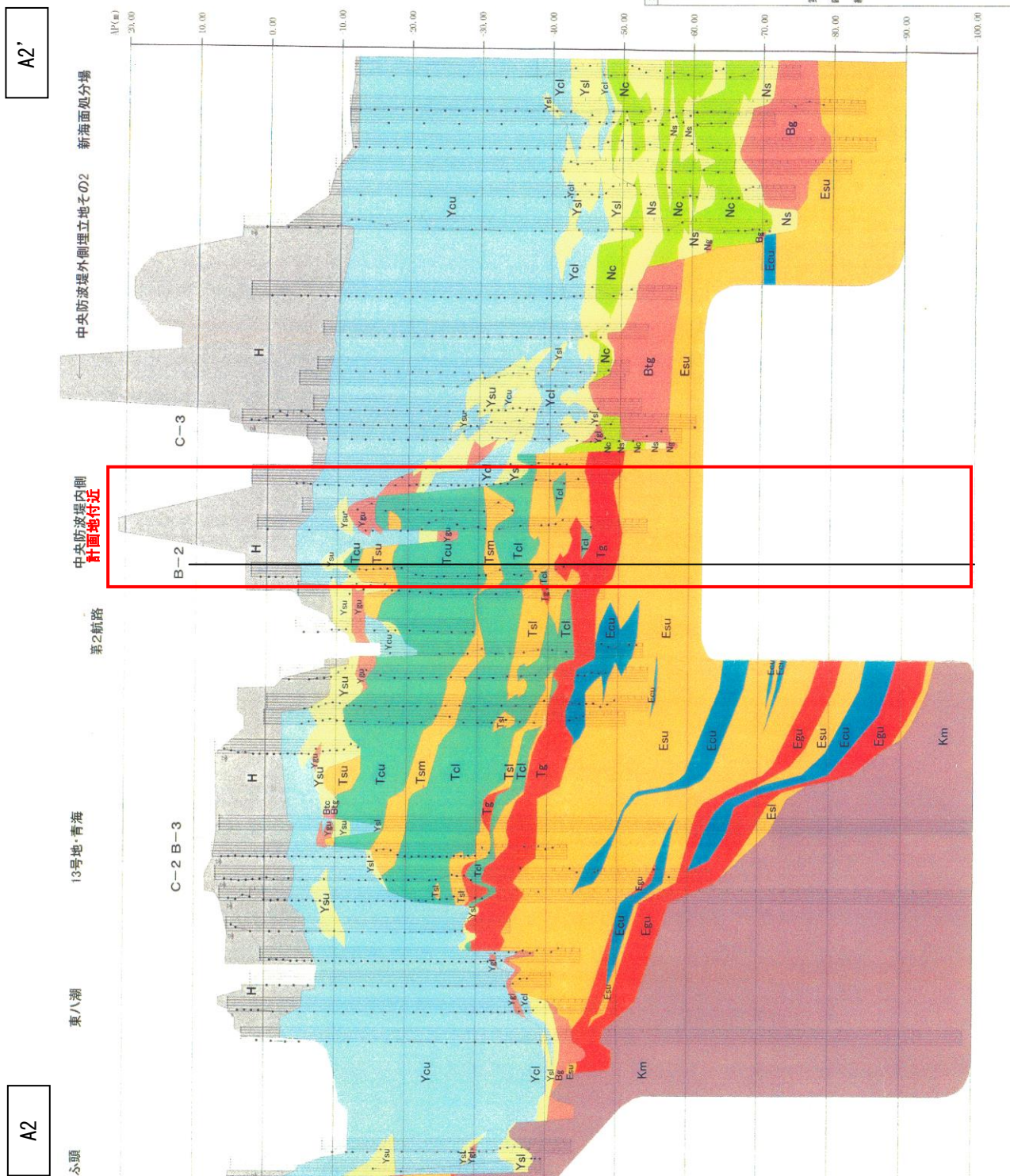


1:50,000



資料)「新版 東京港地盤図」(平成13年6月、東京都港湾局)

図 6-36 地質断面線位置図



注) 図中の「B-2」は、図 6-36 に示した地質断面線の交点を示す。

資料)「新版 東京港地盤図」(平成13年6月、東京都港湾局)

図 6-37(1) 計画地周辺の地質断面図(A2-A2')

[illegible]

B2'

[illegible]

資料)「新版 東京港地盤図」(平成13年6月、東京都港湾局)

113

6.2.8 水循環

計画地及びその周辺地域における地盤沈下観測所位置は図 6-38 に、地下水位の観測結果は図 6-39 に示すとおりである。

これによると、大井その2地盤沈下観測所及び15号地地盤沈下観測所は、継続的な沈下傾向が見られていたが、変動量は年々減少傾向を示している。新有明地盤沈下観測所は、沈下量は非常に小さく、年間の変動はほとんどない。

また、計画地及びその周辺は、埋立地であり、河川及び湧水はなく、地下水の利用はない。

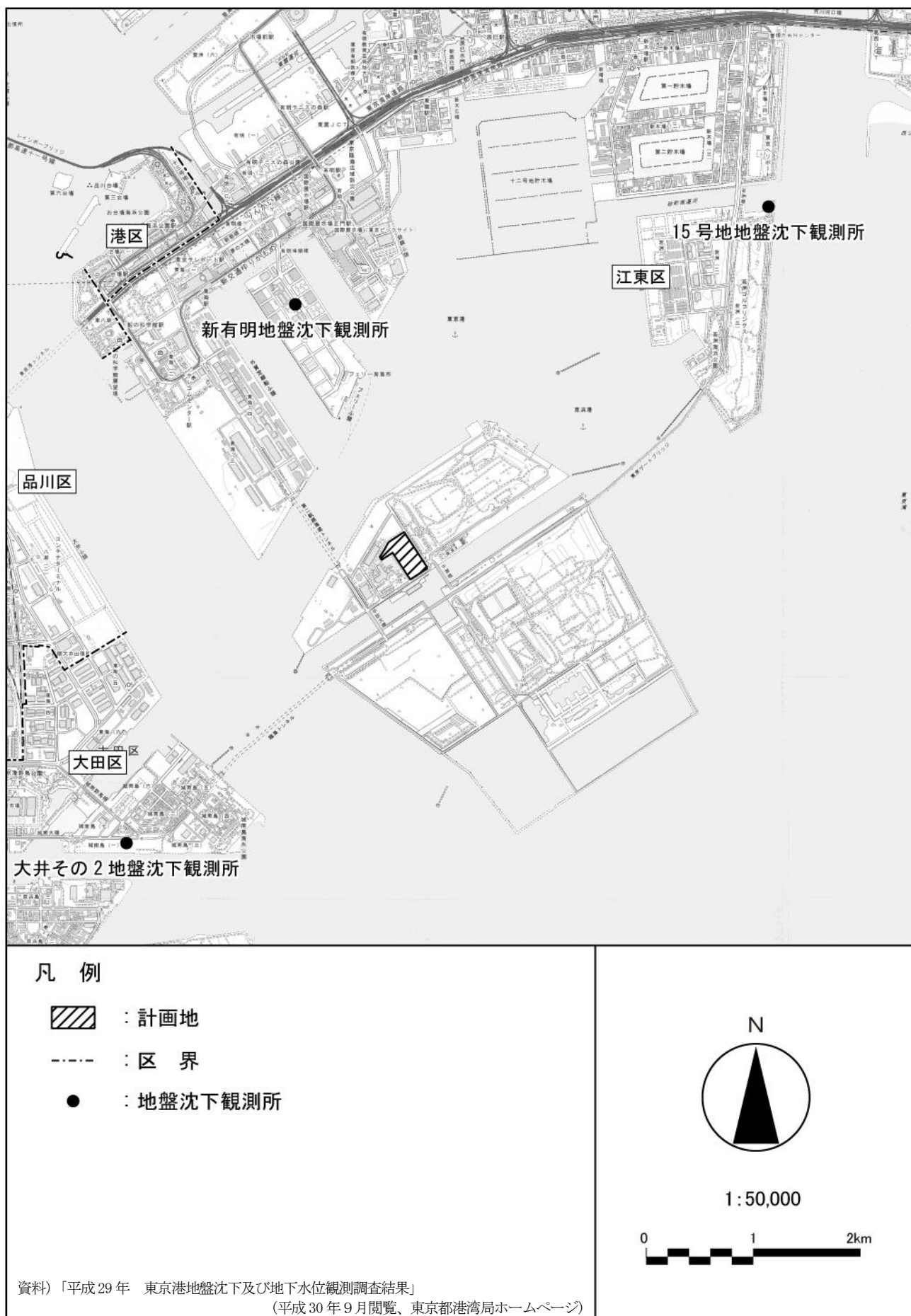
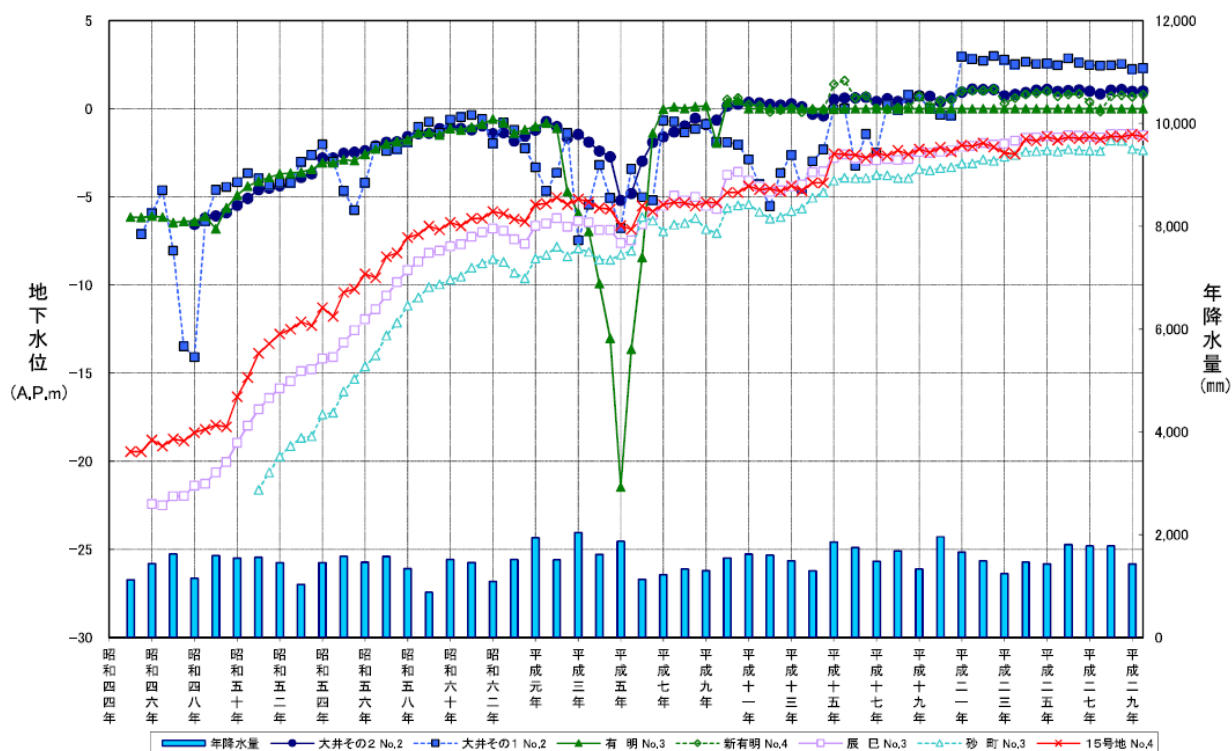


図 6-38 地盤沈下観測所位置図



注1)大井その1 No. 2、辰巳 No. 3、砂町 No. 3 は、図 6-38 の図郭外の調査地点である。
 注2)有明 No. 3 は平成 10 年で観測を休止している。

資料)「平成 29 年 東京港地盤沈下及び地下水位観測調査結果」(平成 30 年 9 月閲覧、東京都港湾局ホームページ)

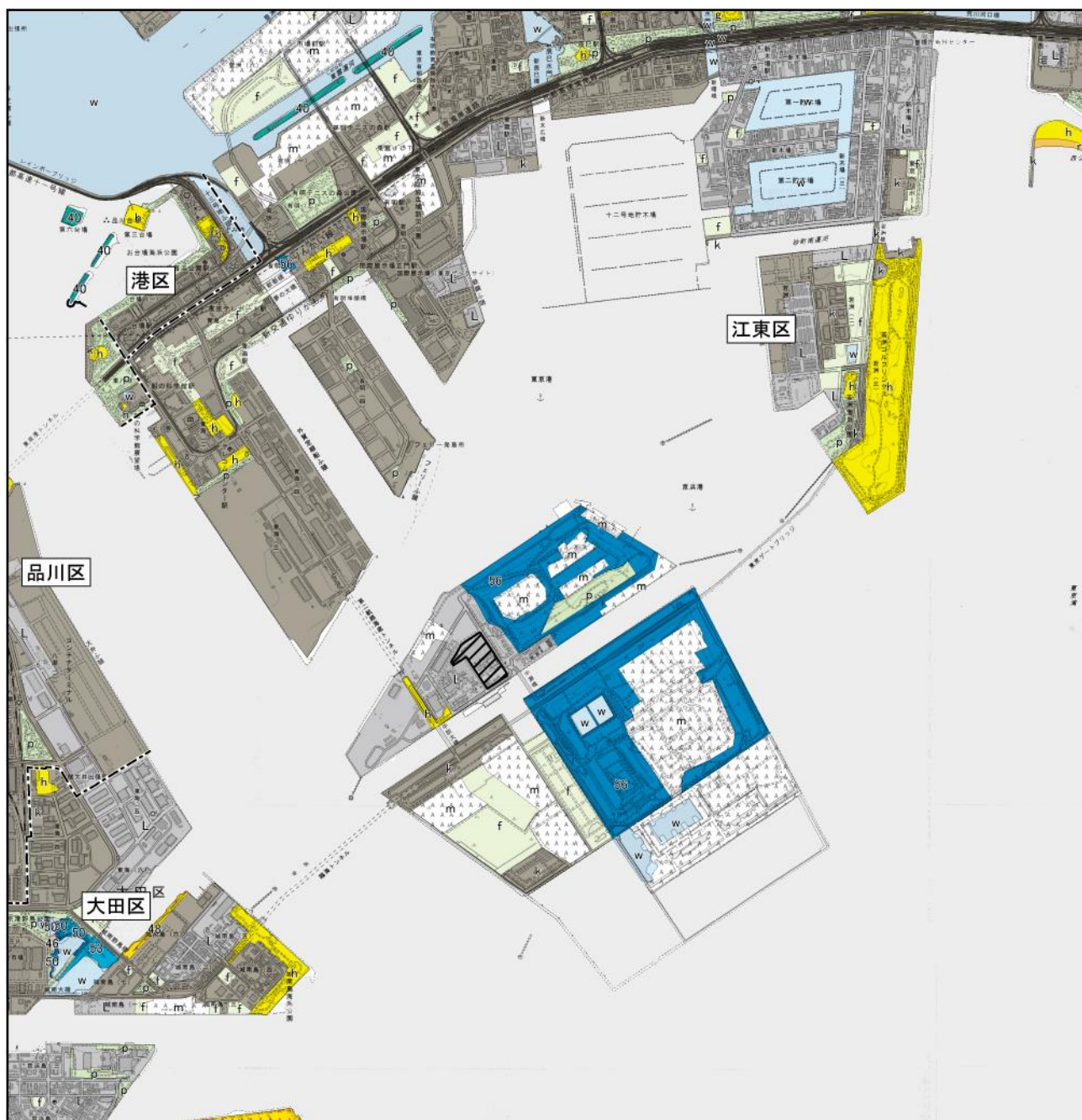
図 6-39 地盤沈下観測所における地下水位の観測結果

6.2.9 生物・生態系

6.2.9.1 植物

計画地及びその周辺地域における現存植生図は図 6-40 に示すとおりである。

「平成 19 年度東京都現存植生調査委託(東京都 2007)」より作成された「1/25,000 植生図」(平成 30 年 9 月閲覧、植生調査情報提供ホームページ)によると、計画地及びその周辺地域は大部分が「工場地帯」及び「造成地」であるが、一部に「河辺一年生草本群落(タウコギクラス等)」、「路傍・空地雑草群落」及び「残存・植栽樹群をもった公園、墓地等」が存在している。



凡 例



：計画地

- ：40. ミズキ群落
- ：46. クズ群落
- ：48. チガヤ・ススキ群落
- ：50. ヨシクラス
- ：53. オギ群集
- ：56. 河辺一年生草本群落
(タウコギクラス)
- ：h. ゴルフ場・芝地
- ：g. 牧草地
- ：f. 路傍・草地雑草群落

- ：k. 市街地
- ：p. 残存・植栽樹群をもった
公園、墓地等
- ：L. 工場地帯
- ：m. 造成地
- ：w. 開放水域
- ：r. 自然裸地



1:50,000



資料)「平成19年度東京都現存植生調査委託(東京都 2007) 1/25,000 植生図」
(平成30年9月閲覧、植生調査情報提供ホームページ)

図 6-40 現存植生図

6.2.9.2 動物

東京都では「東京臨海部における自然環境調査報告書」（平成 25 年 9 月、東京都環境局）において、東京臨海部における自然環境の現況を把握する調査を行っている。

このほか、整備中の海の森公園をオリンピックの馬術（総合馬術：クロスカントリー）の会場として利用する計画であることから、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 実施段階環境影響評価書(海の森クロスカントリーコース)」（平成 29 年 3 月、東京都）（以下「オリパラ評価書」という。）において、生物・生態系の現地調査を行っている。

計画地及びその周辺地域における確認された注目される鳥類は表 6-39 に、鳥類の調査範囲は図 6-41 に示すとおりである。

自然環境調査報告書の調査範囲である中央防波堤外側処分場その 2 全域で確認された注目される鳥類は 5 目 11 科 23 種であった。注目される種のうち、チドリ目の種は開放水面を主な餌場や休息場として、草地性鳥類を多く含むスズメ目は広い草地、猛禽類は広範囲を餌場として利用していた。なお、繁殖は確認されなかった。

オリパラ評価書の調査範囲である海の森クロスカントリーコースで確認された注目される鳥類は 5 目 10 科 12 種であった。注目される種のうち、チドリ目の種は採餌する個体、スズメ目の種は海の森公園内の既存樹木にとまる個体、猛禽類は上空を飛翔する個体が確認された。なお、繁殖が確認された記録はない。

表 6-39(1) 注目される鳥類(中央防波堤外側処分場その2 全域)

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				1	2	3	4
1	カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ				NT
2	チドリ	チドリ	ムナグロ				VU
3			コチドリ				VU
4			シロチドリ			VU	VU
5		セイタカシギ	セイタカシギ			VU	EN
6		シギ	コアオアシシギ				EN
7			ソリハシシギ				VU
8			イソシギ				VU
9			トウネン				NT
10		ツバメチドリ	ツバメチドリ			VU	
11	タカ	ミサゴ	ミサゴ			NT	EN
12		タカ	トビ				NT
13			チュウヒ		国内	EN	EN
14			ハイロチュウヒ				DD
15			ツミ				CR
16			ノスリ	国天			EN
17	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ				EN
18	スズメ	モズ	モズ				VU
19		ヒバリ	ヒバリ				VU
20		ヨシキリ	オオヨシキリ				VU
21			サメビタキ				・
22			セグロセキレイ				VU
23			オオジュリン				NT
計	5 目	11 科	23 種	1 種	1 種	5 種	22 種

注) 注目すべき種の選定基準は以下のとおりである。

1: 「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月、法律第 214 号)

国天: 国指定天然記念物

2: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月、法律第 75 号)

国内: 国内希少野生動植物種

3: 「環境省レッドリスト 2017」(平成 29 年 3 月発表、環境省)

VU: 絶滅危惧Ⅱ類、NT: 準絶滅危惧

4: 「レッドデータブック東京 2013ー東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)解説版」

(平成 25 年 3 月、東京都)

CR: 絶滅危惧ⅠA 類、EN: 絶滅危惧ⅠB 類、VU: 絶滅危惧Ⅱ類、

NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、*: 留意種、・: 非分布

資料) 「東京臨海部における自然環境調査報告書」(平成 25 年 9 月、東京都環境局)

表 6-39(2) 注目される鳥類(海の森クロスカントリーコース)

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				1	2	3	4
1	アマツバメ	アマツバメ	ヒメアマツバメ				VU
2	チドリ	チドリ	コチドリ				VU
3		シギ	イソシギ				VU
4		カモメ	コアジサシ			VU	EN
5	タカ	ミサゴ	ミサゴ			NT	EN
6		タカ	トビ				NT
7			ノスリ				EN
8	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ				EN
9			ハヤブサ		国内	VU	EN
10	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ			VU	
11		モズ	モズ				VU
12		ヒバリ	ヒバリ				VU
計	5 目	10 科	12 種	0 種	1 種	4 種	11 種

注) 注目すべき種の選定基準は以下のとおりである。

1: 「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月、法律第 214 号)

国天: 国指定天然記念物

2: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月、法律第 75 号)

国内: 国内希少野生動植物種

3: 「環境省レッドリスト 2017」(平成 29 年 3 月発表、環境省)

VU: 絶滅危惧Ⅱ類、NT: 準絶滅危惧

4: 「レッドデータブック東京 2013—東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)解説版」

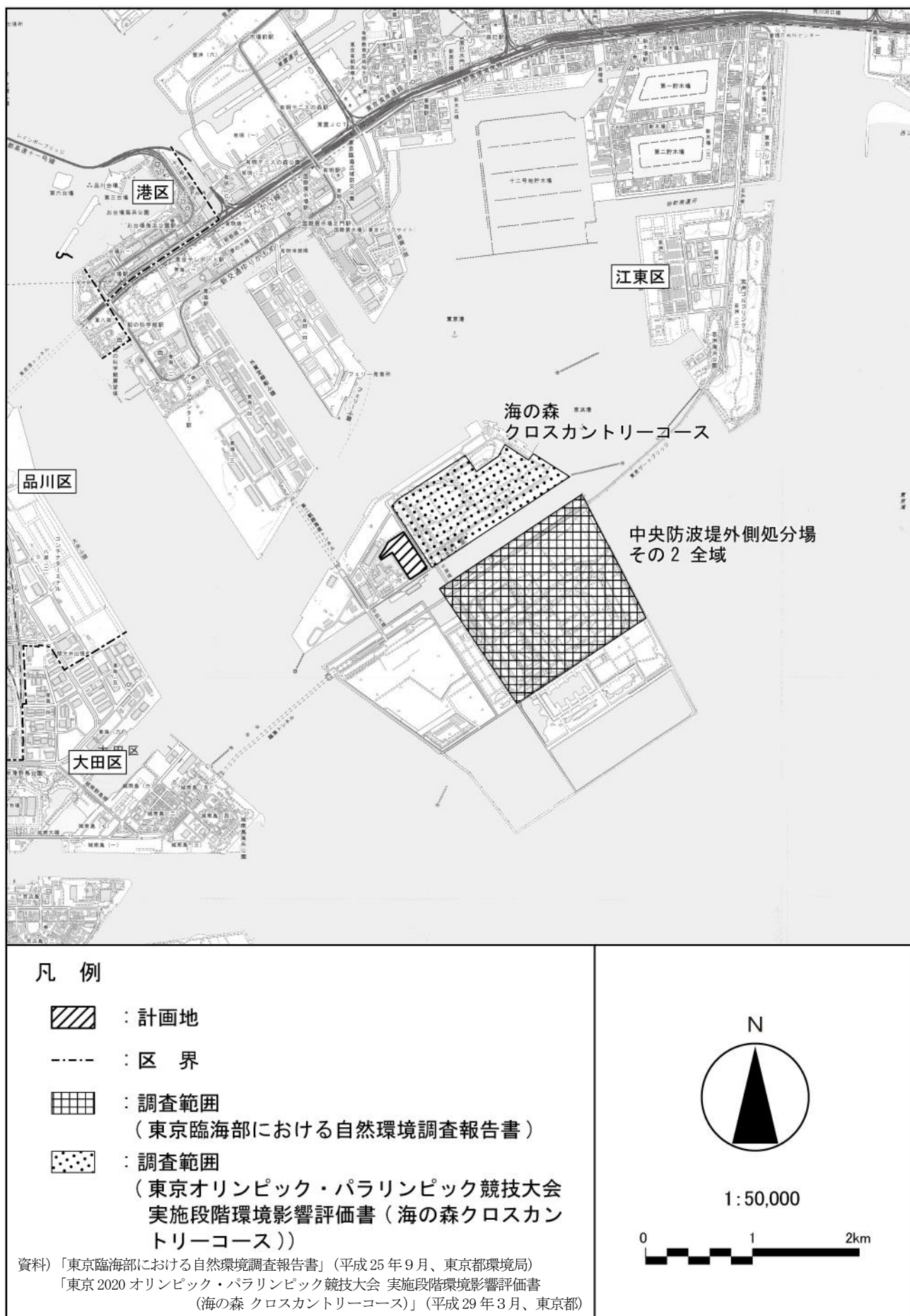
(平成 25 年 3 月、東京都)

CR: 絶滅危惧ⅠA 類、EN: 絶滅危惧ⅠB 類、VU: 絶滅危惧Ⅱ類、

NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、*: 留意種、・: 非分布

資料) 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会

実施段階環境影響評価書(海の森 クロスカントリーコース)」(平成 29 年 3 月、東京都)



6.2.10 日影

計画地は埋立地であり、日影に著しい影響を及ぼす地形は存在しない。計画地西側に地上約 40m の建築物(p. 49 参照)が立地しているが、住宅等の日影の影響を受けやすい建築物は立地していない。

また、計画地周辺に「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」による規制地域の指定はない。

6.2.11 電波障害

計画地は埋立地であり、電波障害に著しい影響を及ぼす地形は存在しない。計画地西側に地上約 40m の建築物(p. 49 参照)が立地しているが、電波障害の発生原因となりやすい建築物は立地していない。

地上デジタル放送のテレビ電波の送信所は、計画地から北に約 12km 離れた東京スカイツリー（東京都墨田区押上一丁目地内。16ch、21～27ch）がある。

なお、放送大学（28ch）は、平成 30 年 9 月末に東京タワーからの送信が終了し、BS 放送に完全移行した。

6.2.12 風環境

計画地は埋立地であり、風環境に著しい影響を及ぼす地形は存在しない。計画地西側に地上約 40m の建築物(p. 49 参照)が立地しているが、高さが 60m を超えるような高層建築物は立地していない。

また、計画道路周辺には、風環境について特に配慮が必要な住宅、学校及び病院等は立地していない。

6.2.13 景観

計画地及びその周辺地域の景観は、主に海浜、海岸、建築物、倉庫、高速道路、公園緑地によって構成されている。周辺一帯は「東京都景観条例」（平成 18 年、都条例第 136 号）に基づく「東京都景観計画」（平成 30 年 8 月改定、東京都）の中で臨海景観基本軸に指定されている。

また、計画地及びその周辺地域は、水辺景観形成特別地区としても指定されており、観光スポット等を結ぶ水上バスの主要ルート、都市再生緊急整備地域の指定を受け、土地利用転換が進められている東京臨海地域などを含み、水辺の魅力を世界に発信していく上で、特に重要な区域となっている。

計画地及びその周辺地域における中景域及び遠景域の代表的な眺望地点は、表 6-10(p. 59～60 参照)に示す公園等のほか、表 6-40 及び図 6-42 に示す施設等が挙げられる。

表 6-40 代表的な眺望地点等

図 No.	名 称	所在地	距離
A	レインボーブリッジ	港区海岸 3 丁目～台場 1 丁目	約 5.0km (遠景域)
B	フジテレビ本社ビル球体展望室	港区台場 2-7-8	約 3.7km (遠景域)
C	東京ビッグサイト(東京国際展示場)	江東区有明 3-11-1	約 3.4km (遠景域)
D	テレコムセンター展望台	江東区青海 2-5-10	約 2.6km (遠景域)
E	中防大橋	江東区青海 3 丁目地先	約 0.7km (中景域)
F	暁ふ頭公園	江東区青海 3 丁目、4 丁目	約 1.2km (中景域)
G	東京ゲートブリッジ	江東区若洲～中央防波堤外側埋立地	約 2.3km (遠景域)
H	船の科学館(展望室) ^{注1)}	品川区東八潮 3-4	約 3.1km (遠景域)
I	城南島海浜公園	大田区城南島 4-2-2	約 2.7km (遠景域)

注 1) 船の科学館(展望室)は現在、リニューアル準備のため休止中であり、再開は未定。

注 2) 中景域：対象とする建築物等の全体及び大きさが良く分かる範囲(計画地を中心とした 1.5km 程度の範囲)

遠景域：中景域の範囲を超えて存在する眺望地点

資料)「東京の観光公式サイト GO TOKYO」(平成 30 年 9 月閲覧、公益財団法人東京観光財団ホームページ)



凡 例

- | | |
|---|---|
|  : 計画地 |  : 水辺景観形成特別地区 |
|  : 区 界 |  : 除地 |
|  : 中景域
(計画地から約 1.5km の範囲) |  : 公園 (1 ~ 44) |
|  : 眺望点 (A ~ I) |  : 水域 |

注 1) 眺望点のアルファベットは表 6-40、公園の番号は表 6-10 (p59~60) に対応している。

注 2) 水辺景観形成特別地区は、おおむねの区域を示したものである。

資料) 「東京の観光公式サイト GO TOKYO」

(平成 30 年 9 月閲覧、公益財団法人東京観光財団ホームページ)

「東京都景観計画」(平成 30 年 8 月改定、東京都)



1 : 50,000

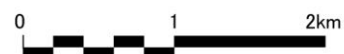


図 6-42 代表的な眺望地点位置図

6.2.14 史跡・文化財

計画地及びその周辺地域における指定・登録文化財及び遺跡(埋蔵文化財包蔵地)は表 6-41、表 6-42 及び図 6-43 に示すとおりである。国指定の史跡として「品川台場」、埋蔵文化財包蔵地として「品川台場(第三)遺跡」、「品川台場(第六)遺跡」が存在する。

なお、計画地には指定・登録された文化財及び周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。

表 6-41 計画地及びその周辺地域の指定・登録文化財

図 No.	種別	名称	所在地	指定年月日
①	国指定 史跡	品川台場	港区台場 1 丁目	大正 15 年 10 月 20 日

資料)「東京都文化財情報データベース」(平成 30 年 9 月閲覧、東京都教育庁ホームページ)

表 6-42 計画地及びその周辺地域の遺跡(埋蔵文化財包蔵地)

図 No.	遺跡名	所在地	時代	概要
1	品川台場(第三)遺跡	港区港南五丁目	近世	陣屋 土塁 砲台
2	品川台場(第六)遺跡	港区港南五丁目	近世	陣屋 土塁 砲台

資料)「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」(平成 30 年 9 月閲覧、東京都教育委員会ホームページ)

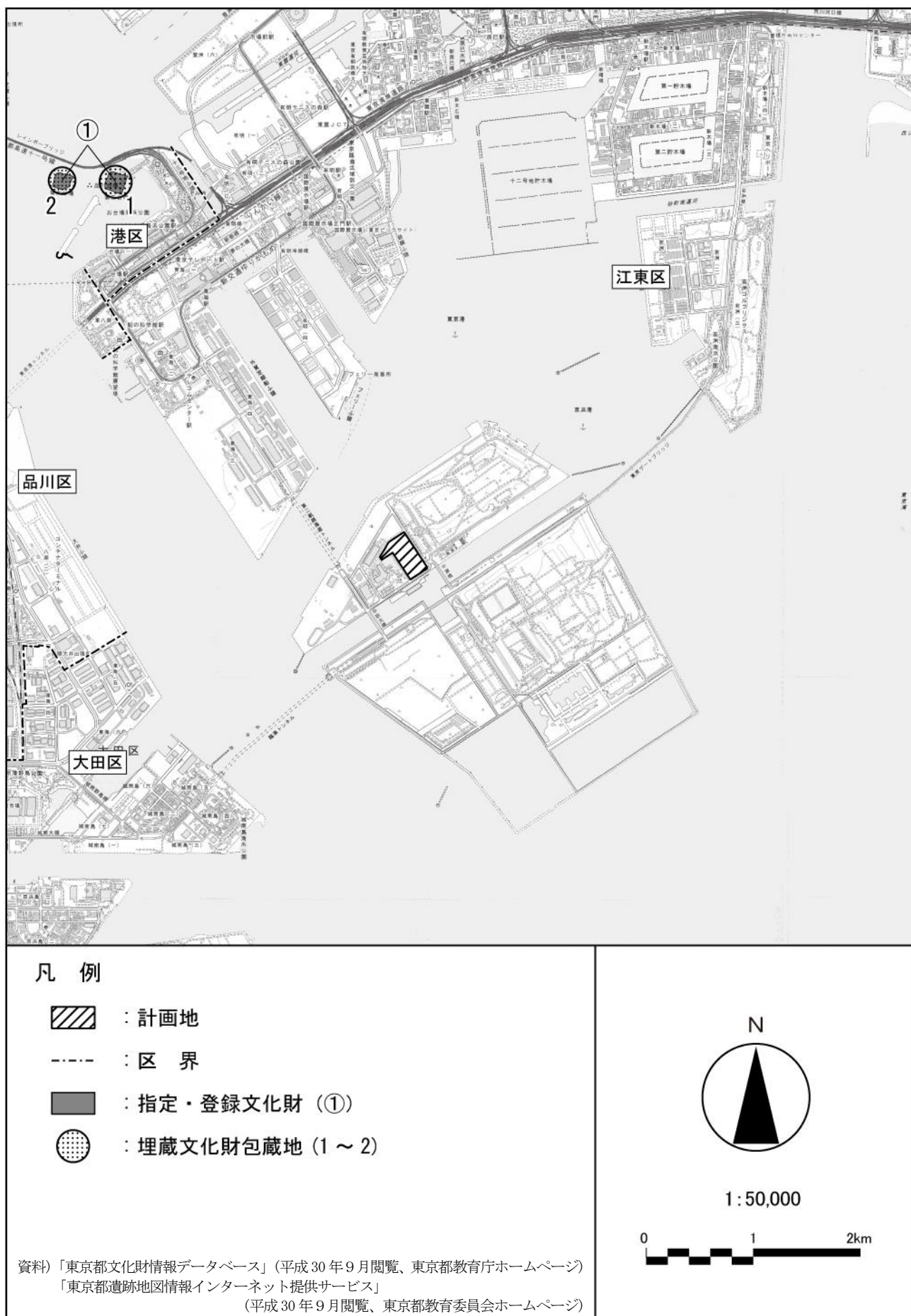
6.2.15 自然との触れ合い活動の場

計画地及びその周辺地域における自然との触れ合い活動の場としては、表 6-10 及び図 6-12、図 6-13 (p. 59～62 参照)に示す公園等、レクリエーション施設及びランニング・ウォーキングコースが挙げられる。

なお、計画地の周辺には現在整備中の海の森公園(海の森水上競技場)が存在する。

海の森公園は、昭和 48 年から昭和 62 年に掛けて、ごみの埋め立て処分場としていた場所を造成した公園であり、平成 19 年から 30 年掛けて完成する構想である。これまで、通常は立ち入ることができず、不定期に開催される特別公開やイベント開催の場合のみ臨時バスにて立ち入ることができた。現在は、整備中のため、特別公開等の予定はなく、立ち入ることができないが、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」後には一般公開される予定である。

また、「新規恒久施設の施設運営計画」(平成 29 年 4 月、東京都オリンピック・パラリンピック準備局)によると、海の森水上競技場は、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」に向け、現在整備中であり、大会後は水上競技大会のほかに水上スポーツ体験教室やイベントなどのレクリエーション利用が計画されている。



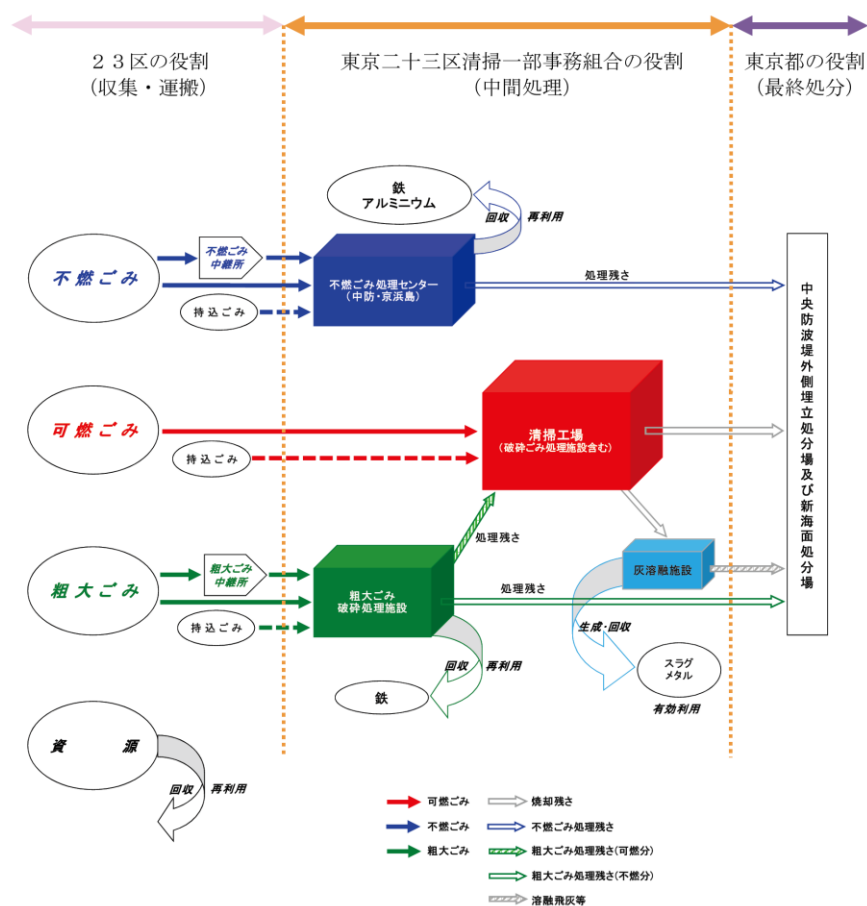
6.2.16 廃棄物

6.2.16.1 廃棄物処理施設

東京 23 区における一般廃棄物の処理の流れは図 6-44 に示すとおりである。

東京 23 区においては、収集・運搬を各区が行い、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの中間処理及びし尿の処理を清掃一組が実施し、最終処分は東京都に委託し埋立処分場に埋立てる。

「清掃工場施設一覧」（平成 30 年 9 月閲覧、東京二十三区清掃一部事務組合ホームページ）によると、東京 23 区内には、可燃ごみを処理する清掃工場が 19 工場稼働しており、2 工場が建替え中である。また、不燃ごみ処理センターは 2 か所、粗大ごみ破碎処理施設、破碎ごみ処理施設（休止中）は各 1 か所、埋立処分場は 1 か所設置されている。



資料）「一般廃棄物処理基本計画」（平成 27 年 2 月、東京二十三区清掃一部事務組合）

図 6-44 東京 23 区における一般廃棄物の処理の流れ

6.2.16.2 ごみ処理の状況

中防不燃ごみ処理センターでの処理実績は表 6-43、粗大ごみ破碎処理施設での処理実績は表 6-44 に示すとおりである。

過去 5 年間の不燃ごみの搬入量及び処理量は減少傾向、粗大ごみの搬入量及び処理量は概ね横ばい傾向にある。

表 6-43 中防不燃ごみ処理センターのごみ処理状況

単位：トン

年度	搬入量	処理処分内訳				
		資源回収		破碎	焼却	埋立
		鉄	アルミニウム			
25	68,620.83	7,720.61	793.49	315.38	－	56,949.72
26	62,953.43	7,990.84	730.27	101.80	－	52,952.84
27	57,418.05	7,259.34	981.95	97.58	－	48,457.12
28	52,031.70	5,562.88	852.61	120.43	－	45,721.74
29	47,874.28	5,594.23	855.34	106.07	－	42,220.50

注) ごみ処理の過程で、水分の蒸発・脱水や防爆用の散水により、搬入量と処理処分量は一致しない。

資料) 「清掃事業年報(東京 23 区)平成 29 年度」(平成 30 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)

「清掃事業年報(東京 23 区)平成 28 年度」(平成 29 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)

「清掃事業年報(東京二十三区)平成 27 年度」(平成 28 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)

「清掃事業年報(東京二十三区)平成 26 年度」(平成 27 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)

「清掃事業年報(東京二十三区)平成 25 年度」(平成 26 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)

表 6-44 粗大ごみ破碎処理施設のごみ処理状況

単位：トン

年度	搬入量	処理処分内訳			
		資源回収	破碎	焼却	埋立
25	78,350.70	13,954.53	241.56	67,647.18	16,660.57
26	71,140.64	11,205.79	143.41	66,582.84	13,991.47
27	72,923.19	11,604.43	178.21	75,300.52	4,558.22
28	72,021.32	10,964.29	128.74	75,757.53	3,639.81
29	72,572.85	10,931.29	231.90	77,413.26	3,095.90

注 1) ごみ処理の過程で、水分の蒸発・脱水や防爆用の散水により、搬入量と処理処分量は一致しない。

注 2) 資源回収は、中防不燃ごみ処理センターで処理した鉄を含む。

注 3) 焼却は、破碎ごみ処理施設及び搬出先の清掃工場で処理した量である。

資料) 「清掃事業年報(東京 23 区)平成 29 年度」(平成 30 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)

「清掃事業年報(東京 23 区)平成 28 年度」(平成 29 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)

「清掃事業年報(東京二十三区)平成 27 年度」(平成 28 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)

「清掃事業年報(東京二十三区)平成 26 年度」(平成 27 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)

「清掃事業年報(東京二十三区)平成 25 年度」(平成 26 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)

6.2.17 温室効果ガス

温室効果ガスの排出削減など、地球温暖化防止対策は大きな課題となっている。東京都は現在、「東京都環境基本計画」（平成 28 年 3 月、東京都）において、2030 年までの温室効果ガス削減目標を掲げ、各種施策を推進している。

東京都、計画地及びその周辺地域である江東区及び大田区における地球温暖化の防止に係る取組は次のとおりである。

6.2.17.1 東京都内の二酸化炭素排出量

東京都における部門別二酸化炭素排出量（変動ケース）は表 6-45 に示すとおりである。

平成 27(2015)年度の二酸化炭素排出量を部門別にみると、その割合はおおむね、産業部門（第一次産業、第二次産業）：業務部門（第三次産業）：家庭部門：運輸部門＝1：5：3：2となっている。平成 12(2000)年度比では全体として 3.2%の増加である。部門別では、産業部門及び運輸部門で減少し、業務部門及び家庭部門で増加している。部門別の増減率は、産業部門及び運輸部門では、それぞれ 29.2%及び 36.1%減少したのに比べ、業務部門及び家庭部門では、それぞれ 29.0%及び 29.6%増と大きな伸びを示している。業務部門での増加は、事業所ビルの床面積の増加が主な原因であり、家庭部門での増加は、家電製品普及率の増加や世帯数の増加が原因であると考えられる。ただし、平成 26(2014)年度比では、産業部門以外の部門で減少しており、全体で 2.3%の減少となっている。

表 6-45 部門別二酸化炭素排出量と 2015 年度までの伸び（東京都・変動ケース）

		二酸化炭素排出量（万 t- CO_2 ）				伸び率（%）[2015 年度と比較]		
		2000 年度	2010 年度	2014 年度	2015 年度	2000 年度比	2010 年度比	2014 年度比
	産業部門	680	520	476	481	-29.2%	-7.4%	1.1%
	業務部門	2,048	2,434	2,692	2,642	29.0%	8.5%	-1.9%
	家庭部門	1,283	1,559	1,747	1,663	29.6%	6.7%	-4.8%
	運輸部門	1,765	1,206	1,157	1,128	-36.1%	-6.5%	-2.5%
エネルギー起源		5,776	5,719	6,072	5,914	2.4%	3.4%	-2.6%
非エネルギー起源		120	157	158	170	41.5%	8.4%	7.6%
合 計		5,896	5,876	6,230	6,084	3.2%	3.5%	-2.3%

注 1) 変動ケースとは、電源構成の変動影響を反映するため、年度別の電力の二酸化炭素排出係数を適用したケース

注 2) 四捨五入の関係で合計や伸び率の計算値と表中の値が一致しない場合がある。

注 3) 家庭部門には、自動車（マイカー）の排出量は含まない（運輸部門に計上）。

注 4) 運輸部門については、自動車は都内交通量を、鉄道、船舶、航空は都内運航量を基準に算定している。

資料) 「都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査（2015（平成 27）年度実績）」

（平成 30 年 3 月、東京都環境局）

6.2.17.2 東京都における温室効果ガス削減目標及び施策の方向

東京都は、「東京都環境基本計画」において、温室効果ガス排出量については、「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書」（平成26年10月）等において長期的に求められる削減水準を踏まえ、中期的な通過点として削減目標を設定しており、平成42（2030）年までの削減目標を次のとおり掲げている。

○東京都の温室効果ガス削減目標

2030年までに、東京の温室効果ガス排出量を2000年比で30%削減

<部門別目標>

2030年までに、

- ・産業・業務部門において、2000年比20%程度削減（業務部門で20%程度削減）
- ・家庭部門において、2000年比20%程度削減
- ・運輸部門において、2000年比60%程度削減

なお、エネルギー消費量についても、温室効果ガス削減目標の達成に必要な水準で省エネルギー目標を設定している（2030年までに、2000年比で38%削減）。

主な施策の方向性としては、平成22年度に東京都が先駆的に導入した、大規模事業者に対するキャップ&トレード制度の着実な運用や、省エネ・節電行動の推進、次世代自動車等の更なる普及等が掲げられている。

6.2.17.3 江東区及び大田区における温室効果ガス削減目標及び施策の方向

計画地及びその周辺地域である江東区では、「江東区環境基本計画」を策定しており、「エネルギー消費量を平成23年度（2011年度）程度（31,958TJ）に抑制する」ことを平成32年度までの目標として掲げている。

大田区では、「大田区環境基本計画（後期）」を策定しており、「平成42年度（2030年度）までに平成25年度比で温室効果ガス排出量を26%削減する」としている。

7 環境影響評価の項目

7.1 選定した項目及びその理由

7.1.1 選定した項目

環境影響評価の項目の選定手順は、図 7-1 に示すとおりである。

環境影響評価の項目は、対象事業の事業計画案の中から環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況から把握した環境の地域特性との関係も検討することにより、表 7-1 に示すとおりとした。

選定した項目は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、景観、廃棄物及び温室効果ガスの7項目である。

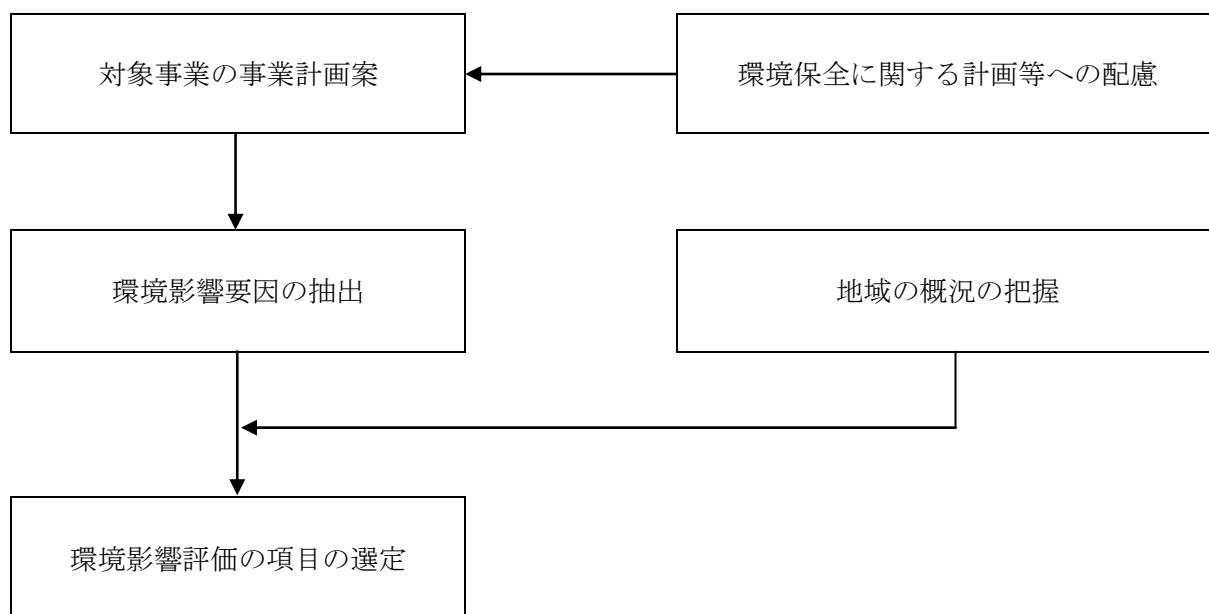


図 7-1 環境影響評価の項目の選定手順

表 7-1 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表

環境影響評価の項目 環境影響要因		大気汚染	悪臭	騒音・振動	水質汚濁	土壌汚染	地盤	地形・地質	水循環	生物・生態系	日影	電波障害	風環境	景観	史跡・文化財	自然との触れ合い活動の場	廃棄物	温室効果ガス
区分	環境影響要因																	
工事の施行中	施設の建設等					○											○	
	建設機械の稼働	○		○														
	工事用車両の走行	○		○														
工事の完了後	施設の存在													○				
	施設の稼働		○	注2													○	○
	ごみ収集車両等の走行	○		○														

注 1) ○は環境影響評価の対象項目として選定した項目

注 2) 低周波音を含む。

7.1.2 選定した理由

7.1.2.1 大気汚染

(1) 工事の施行中

工事の施行中において、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられることから予測・評価項目として選定する。

予測・評価小項目は、建設機械及び工事用車両の排出ガスを考慮して、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素とする。

微小粒子状物質については、予測手法が現在開発途上にあり、事業による寄与分を算定することが困難であるため、予測・評価項目として選定しない。今後の動向を踏まえ、適切に対応していく。

光化学オキシダントについては、大気中における生成過程等が明らかでない反応二次生成物質であり、現在の知見では、対象事業から排出される物質の量と反応生成量との関連等を予測する方法が明らかにされていないため、予測・評価項目として選定しない。

(2) 工事の完了後

工事の完了後において、ごみ収集車両等の走行による影響が考えられることから予測・評価項目として選定する。

予測・評価小項目は、ごみ収集車両等の排出ガスを考慮して、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素とする。

新施設の稼働において、第二プラントと同様に破砕機内部へ蒸気を吹込むための蒸気発生ボイラを使用する計画である。ボイラ燃料は、第二プラントでは灯油を使用しているが、新施設では環境に配慮し、都市ガスを採用する。また、発生する汚染物質排出量(排出ガス量×排出濃度)は清掃一組の清掃工場と比較しても1%程度と極めて少なく、周囲に及ぼす影響は小さいと考えられるため、予測・評価項目として選定しない。

微小粒子状物質については、予測手法が現在開発途上にあり、事業による寄与分を算定することが困難であるため、予測・評価項目として選定しない。今後の動向を踏まえ、適切に対応していく。

光化学オキシダントについては、大気中における生成過程等が明らかでない反応二次生成物質であり、現在の知見では、対象事業から排出される物質の量と反応生成量との関連等を予測する方法が明らかにされていないため、予測・評価項目として選定しない。

7.1.2.2 悪臭

(1) 工事の施行中

工事の施行中において、悪臭を発生させるような資材や建設機械は使用しないことから、予測・評価項目として選定しない。

(2) 工事の完了後

新施設は、不燃・粗大ごみの処理施設であり、生ごみ等の腐敗臭を発生する施設ではない。しかし、不燃・粗大ごみの処理過程において、発生した臭気がプラント各所から漏れる可能性があることから、予測・評価項目として選定する。

7.1.2.3 騒音・振動

(1) 工事の施行中

工事の施行中において、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられることから予測・評価項目として選定する。

なお、建設機械から発生する低周波音については、使用する建設機械が市街地の建設工事で一般的に使用されている建設機械であり、通常問題になることはないと考えことから予測・評価項目として選定しない。

(2) 工事の完了後

工事の完了後において、施設の稼働及びごみ収集車両等の走行による影響が考えられることから予測・評価項目として選定する。

また、施設の稼働に伴い発生する低周波音については、周辺に影響の可能性が考えられることから、予測・評価項目として選定する。

7.1.2.4 土壌汚染

(1) 工事の施行中

工事の施行中において、施設の建設により建設発生土が発生し、敷地外へ搬出する。よって、土壌の取扱いに慎重を期するため、予測・評価項目として選定する。

(2) 工事の完了後

工事の完了後において、表土を掘削することはない。また、プラント排水については、下水排除基準に適合するように処理したのち、公共下水道に放流する。

以上のことから、工事の完了後については、本事業による土壌汚染への影響はないと考えられるため、予測・評価項目として選定しない。

7.1.2.5 景観

工事の完了後において、施設の存在により、計画地及びその周辺地域の眺望景観に変化が生じると考えられることから予測・評価項目として選定する。

7.1.2.6 廃棄物

(1) 工事の施行中

工事の施行中において、既存建築物等の解体・撤去及び計画建築物等の建設により廃棄物、建設発生土が発生することから予測・評価項目として選定する。

(2) 工事の完了後

工事の完了後において、施設の稼働に伴い、鉄、アルミ、不燃物、可燃物及び脱水汚泥等が発生することから予測・評価項目として選定する。

7.1.2.7 温室効果ガス

工事の完了後において、施設の稼働に伴う二酸化炭素の温室効果ガスの排出による影響が考えられることから予測・評価項目として選定する。

7.2 選定しなかった項目及びその理由

7.2.1 選定しなかった項目

選定しなかった項目は、水質汚濁、地盤、地形・地質、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場の10項目であり、選定しなかった理由は、以下に示すとおりである。

なお、これらの項目の中で、今後の具体的な事業計画により新たに環境に影響を及ぼすおそれが生じた場合は、該当する項目について改めて予測・評価項目として選定する。

7.2.2 選定しなかった理由

7.2.2.1 水質汚濁

(1) 工事の施行中

既存建築物等の解体工事及び計画建築物等の建設工事において発生する排水は、仮設の汚染処理設備へ送り、凝集沈殿方式等により下水排除基準に適合するように処理したのち、下水道へ排水する。

また、周辺部の舗装面等に降った雨水については、下水道へ排出する。

以上のことから、工事の施行中、水質汚濁への影響は少ないと考えられるため、予測・評価項目として選定しない。

なお、今後行われる土壌汚染の調査により、土壌汚染が確認されるなど、地下水汚染が考えられる場合には、東京都環境影響評価条例手続の進捗状況に合わせ、その内容を明らかにする。

(2) 工事の完了後

新施設の排水計画は、以下に示すとおりである。

プラント排水は、汚水処理設備において、凝集沈殿、生物処理、砂ろ過方式により、BOD、COD、SS 及び重金属類を下水道排除基準に適合するように処理した後、公共下水道に放流する。

汚水処理設備では、各処理段階で pH を常時監視するほか、巡回点検により汚水の処理状況を確認する。pH 等の異常が認められた場合は、公共下水道への放流を直ちに停止するとともに、汚水槽に返送し再処理する。また、異常の原因を確認し、正常復帰するまで放流は行わない。

新施設の構内道路等に降った雨水については、初期雨水を汚水処理設備へ送り、処理後、公共下水道へ放流する。初期雨水以外の雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水等として利用するが、余剰分は雨水流出抑制槽に貯留した後、公共用水域に放流する。また、雨水排水は、年1回以上測定を行い、水質を確認する計画である。

新施設では、雨水排水について、水質を確認することから、工事の完了後、本事業による水質汚濁への影響は少ないと考えられるため、予測・評価項目として選定しない。

7.2.2.2 地盤

(1) 工事の施行中

計画地は埋立地に位置しており、埋土層は遮水性の高い埋立護岸で周囲の地盤から隔離されていることから、不圧地下水は主に降雨等により地表面から供給される。掘削工事を実施する際は、不圧地下水の帯水層と考えられる埋土層を掘削するが、遮水性の高い山留め壁(SMW)の先端を難透水層まで根入れし、帯水層からの地下水の湧出を抑制することから、山留め壁周辺の地下水の水位及び周辺の流況に与える影響は小さいと考えられる。

また、山留め壁(SMW)は崩壊を防ぐため、腹起しに切梁を取り付けることから、掘削工事に伴う地盤の変形は小さいと考えられる。

以上のことから、工事の施行中、本事業による地盤への影響は少ないと考えられるため、予測・評価項目として選定しない。

(2) 工事の完了後

地下構造物の存在により不圧地下水が存在するとみられる埋土層の一部が遮断されるが、計画地は埋立地に位置しており、埋土層は遮水性の高い埋立護岸で周囲の地盤から隔離されていることから、不圧地下水は主に降雨等により地表面から供給される。このため、地下構造物の存在に伴う不圧地下水の水位及び流動の変化はほとんどなく、地下水の水位の変化による地盤沈下に伴う地盤の変形はほとんどないものと考えられる。

以上のことから、工事の完了後、本事業による地盤への影響は少ないと考えられるため、予測・評価項目として選定しない。

7.2.2.3 地形・地質

計画地は埋立地に位置し、学術上又は景観上特に配慮しなければならない特異な地形・地質は存在しない。

また、大規模な掘削等、土地の安定性に影響を及ぼすような地形の改変を行わない。

以上のことから、本事業による地形・地質への影響はないと考えられるため、予測・評価項目として選定しない。

7.2.2.4 水循環

(1) 工事の施行中

地盤の項に示すとおり、計画地は埋立地に位置しており、埋土層は遮水性の高い埋立護岸で周囲の地盤から隔離されていることから、不圧地下水は主に降雨等により地表面から供給される。掘削工事を実施する際は、不圧地下水の帯水層と考えられる埋土層を掘削するが、遮水性の高い山留め壁(SMW)の先端を難透水層まで根入れし、帯水層からの地下水の湧出を抑制することから、山留め壁周辺の地下水の水位及び周辺の流況に与える影響は小さいと考えられる。

また、地下水の汲み上げを行う計画はない。

以上のことから、工事の施行中、本事業による水循環への影響は少ないと考えられるため、予測・評価項目として選定しない。

(2) 工事の完了後

地盤の項に示すとおり、地下構造物の存在により不圧地下水が存在するとみられる埋土層の一部が遮断されるが、計画地は埋立地に位置しており、埋土層は遮水性の高い埋立護岸で周囲の地盤から隔離されていることから、不圧地下水は主に降雨等により地表面から供給される。このため、地下構造物の存在に伴う不圧地下水の水位及び流動の変化はほとんどなく、周辺の地下水の水位の変化及び周辺の流況に与える影響は小さいと考えられる。

また、現況よりも多くの緑地を確保することで、土壌の保水性を高めるほか、雨水流出抑制槽を設置し、雨量のピーク時と排出をずらす計画である。

以上のことから、工事の完了後、本事業による水循環への影響は少ないと考えられるため、予測・評価項目として選定しない。

7.2.2.5 生物・生態系

(1) 工事の施行中

計画地は埋立地に位置し、すでに不燃ごみ処理センター及び粗大ごみ破碎処理施設として利用されている。現存植生は図 6-40(p. 118 参照)に示すとおり、大部分が「工場地帯」及び「造成地」であり、生物の生息に適した環境は少ない。また、自然環境調査報告書及びオリパラ評価書によると計画地周辺で確認された鳥類は、中央防波堤外側埋立地の開放水面や海の森公園内の樹木を主な餌場や休息場として利用しているほか、猛禽類は広範囲を餌場として利用する個体や上空を飛翔する個体が確認された(p119～122 参照)。なお、繁殖が確認された記録はない。

本事業は、既存施設の整備であり、現在の生息環境を直接改変することはない。また、工事の施行中は、建設機械の稼働に伴い、排出ガスや騒音等が発生するが、計画地の近傍に限られるため、鳥類への影響はほとんどないと考えられる。

以上のことから、工事の施行中、本事業による生物・生態系への影響は少ないと考えられるため、予測・評価項目として選定しない。

(2) 工事の完了後

計画地は、すでに不燃ごみ処理センター及び粗大ごみ破碎処理施設として利用されている。工事の完了後において、最高高さが地上約 28m の建築物が存在することになるが、計画地周辺には同程度の建築物がすでに存在していること、施設の存在による鳥類への影響はほとんどないと考えられる。

以上のことから、工事の完了後、本事業による生物・生態系への影響は少ないと考えられるため、予測・評価項目として選定しない。

7.2.2.6 日影

計画地は埋立地に位置し、周辺地域に建築基準法に基づく日影規制指定区域はない。

参考として、仮に準工業地域の日影規制で既存施設の日影線を検討した場合、最高高さは約 24m であり、冬至日の 2.5 時間及び 4 時間日影線は、仮想の規制範囲を超えていない。また、計画地周辺には保育園、病院等の日影が生じることによる影響を特に配慮すべき施設は存在しない。

今回の計画建築物の最高高さは約 28m であり、既存施設の最高高さより 4m 程度高くなるが、冬至日の 2.5 時間及び 4 時間日影線は既存施設と同様に仮想の規制範囲を超えない計画としている。

以上のことから、本事業により生じる日影が周囲に与える影響は小さいと考えられるため、予測・評価項目として選定しない。

7.2.2.7 電波障害

計画建築物の最高高さは地上約 28m であり、電波障害が及ぶ範囲は計画地の近傍に限られ、周辺地域に電波障害を及ぼすおそれはない。

また、計画地は埋立地に位置し、周辺地域に居住施設は存在していないことから、予測・評価項目として選定しない。

なお、本事業に起因して新たな電波障害が生じた場合は、事業者の責任において、適切な障害対策を講じる。

7.2.2.8 風環境

計画建築物の最高高さは地上約 28m であり、風環境に影響を及ぼすとされる 60m を超える建築物ではない。また、計画地周辺の建築物の平均高さ (p. 49 参照) より 5～6 倍以上高い建築物でもないため、風の吹く方向や風の速度が変化し、強風の発生や通風の阻害が起こる等、生活環境に影響を及ぼすような風圧、風速の変化は小さいと考える。

以上のことから、本事業による風環境への影響は少ないと考えるため、予測・評価項目として選定しない。

7.2.2.9 史跡・文化財

計画地は埋立地に位置し、法令等により指定・登録された文化財及び埋蔵文化財包蔵地は存在しない(p.126 参照)ことから、予測・評価項目として選定しない。

ただし、工事中に埋蔵文化財が発見された場合には、文化財保護法及び東京都文化財保護条例等に基づき適正な措置を講じる。

7.2.2.10 自然との触れ合い活動の場

計画地の周辺には海の森公園（海の森水上競技場）が存在するが、現在整備中のため、利用状況や利用経路等を把握することができない。

海の森公園（海の森水上競技場）の交通アクセスとしては、中央防波堤内側埋立地の東方面にバス停を設置し、東京テレポート駅及び新木場駅からの都営バス路線が検討されている（p46 参照）。これらのアクセスルートは、本事業の工事用車両、ごみ搬入車両、資源・ごみ搬出車両（以下「工事用車両等」という。）の走行ルートと一部重複するが、工事用車両等は臨海道路南北線や東京港臨海道路などのルートを実行可能な範囲で選択し、重複を避けるよう配慮するため、利用経路への影響を回避・低減できると考える。

また、海の森水上競技場のレクリエーションは、臨港道路南北線から約 400m 東側にイベント広場や駐車場を整備した多目的エリアで行う予定であり、レクリエーション利用者の走行動線が本事業の工事用車両等の走行ルートと交差することは考えにくいため、レクリエーション利用に影響することはないと考える。

以上のことから、本事業による自然との触れ合い活動への影響は少ないと考えるため、予測・評価項目として選定しない。

8 調査等の方法

8.1 調査等の概要

事業の内容から、環境影響評価の項目として選定した大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、景観、廃棄物及び温室効果ガスについての調査等の概要は、表 8-1 に示すとおりである。

表 8-1 (1) 調査等の概要

項目	調査		予測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
大気汚染	①大気質の状況	〈既存資料調査〉 大気質等に係る最新の資料を収集し、整理を行う。	〈工事の施行中〉 ・建設機械の稼働に伴う大気質 ・工事用車両の走行に伴う大気質	大気拡散式により長期平均濃度を算定する。 ※予測条件のうち、風向、風速及び大気安定度等については、計画地及びその周辺地域の気象観測地点の年間データを利用する。	現地調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 〈評価の指標〉 ・「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年、環境庁告示第25号)に定める基準 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年、環境庁告示第38号)に定める基準
	②気象の状況				
	③地形及び地物の状況				
	④土地利用の状況	〈現地調査〉 ・大気質の状況 「大気の汚染に係る環境基準について」等に定める測定方法により、二酸化窒素、浮遊粒子状物質を測定する。 ・気象の状況 地上気象は「地上気象観測指針」に定める方法により、風向、風速を測定する。 ・自動車交通量等の状況 車種分類別、方向別にマニュアルカウンタを用いて測定する。	〈工事の完了後〉 ごみ収集車両等の走行に伴う大気質	大気拡散式により長期平均濃度を算定する。 ※予測条件のうち、風向、風速及び大気安定度等については、計画地及びその周辺地域の気象観測地点の年間データを利用する。	
	⑤発生源の状況				
	⑥自動車交通量等の状況				
	⑦法令による基準等				

表 8-1 (2) 調査等の概要

項目	調査		予測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
悪臭	①臭気の状態	〈既存資料調査〉 悪臭に係る最新の資料を収集し、整理を行う。	〈工事の完了後〉 施設の稼働に伴う臭気（臭気指数）	本事業による悪臭防止対策をもとに現地調査結果、設備計画及び類似事例等を参照する方法とする。	現地調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。
	②気象の状態				
	③地形及び地物の状況	〈現地調査〉 ・臭気の状態 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成 7 年環境庁告示第 63 号）の規定に定める方法とする。			
	④土地利用の状況				
	⑤発生源の状況				
	⑥法令による基準等				
	・気象の状態 試料採取時において、風向、風速は簡易風向風速計により測定、気温、湿度は簡易温度、湿度計により測定を行う。		〈評価の指標〉 ・「悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制基準について」（平成 15 年、江東区告示第 71 号）に定める基準 ・「悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制基準に関する告示」（平成 21 年、大田区告示第 298 号）に定める基準 ・「東京都環境確保条例」（平成 12 年、東京都条例第 215 号）に定める工場及び指定作業場に適用する規制基準		

表 8-1 (3) 調査等の概要

項目	調査		予測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
騒音・振動	①騒音・振動の状況 ②土地利用の状況 ③発生源の状況 ④自動車交通量等の状況 ⑤地盤及び地形の状況 ⑥法令による基準等	〈既存資料調査〉 騒音・振動に係る最新の資料を収集し、整理を行う。 〈現地調査〉 ・騒音・振動（低周波音を含む）の状況 「騒音に係る環境基準について」、「振動規制法施行規則」、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」等に定める測定方法とする。 ・自動車交通量等の状況 車種分類別、方向別にマニュアルカウンタを用いて測定する。 ・地盤卓越振動数 「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所）に定める方法とする。	〈工事の施行中〉 ・建設機械の稼働に伴う騒音・振動 ・工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動 〈工事の完了後〉 ・施設の稼働に伴う騒音・振動（低周波音を含む） ・ゴミ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音・振動	・建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音・振動については、伝搬理論式により算定する。 ・工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音については日本音響学会式、振動については「道路環境影響評価の技術手法」により算定する。 ・施設の稼働に伴う騒音・振動については、伝搬理論式により算定する。 ・施設の稼働に伴う低周波音については、発生源となる設備の種類等を整理し、現地調査結果、設備計画及び類似事例等を参照する方法とする。 ・ゴミ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音については日本音響学会式、振動については「道路環境影響評価の技術手法」により算定する。	現地調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 〈評価の指標〉 ・「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年、厚生省・建設省告示第 1 号）に定める基準 ・「東京都環境確保条例施行規則」（平成 13 年、東京都規則第 34 号）に定める指定建設作業に係る騒音及び振動の勧告基準 ・「振動規制法施行規則」（昭和 51 年、総理府令第 58 号）に基づく特定建設作業の規制に関する基準 ・「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年、環境庁告示第 64 号）に定める基準
				・「東京都環境確保条例」（平成 12 年、東京都条例第 215 号）に定める日常生活等に適用する規制基準 ・「騒音規制法の規定に基づく指定地域の規制基準について」（平成 15 年、江東区告示第 64 号）に定める基準 ・「騒音規制法の規定に基づく特定工場等の規制基準に関する告示」（平成 15 年、大田区告示第 101 号）に定める基準 ・「振動規制法の規定に基づく特定工場等の規制基準について」（平成 15 年、江東区告示第 68 号）に定める基準 ・「振動規制法の規定に基づく特定工場等の規制基準に関する告示（平成 15 年、大田区告示第 106 号）に定める基準 ・「東京都環境確保条例」（平成 12 年、東京都条例第 215 号）に定める工場及び指定作業場に適用する規制基準 ・低周波音問題対応の手引書（平成 16 年、環境省）に示される「心身に係る苦情に関する参照値」及び「物的苦情に関する参照値」	

表 8-1 (4) 調査等の概要

項目	調査		予測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
土 壌 汚 染	①土地利用の履歴等の状況	＜既存資料調査＞ 土壌汚染に係る最新の資料を収集し、整理を行う。 ＜現地調査＞ 土壌汚染の状況 「東京都土壌汚染対策指針」に定める方法とする。	＜工事の施行中＞ ・土壌中の有害物質の濃度 ・地下水への溶出可能性の有無 ・汚染土壌の量 ・新たな土地への汚染の拡散の可能性の有無	現地調査結果及び建設工事に伴って発生する建設発生土の量、処理・処分方法を検討し、施工計画の内容から予測する方法等とする。	現地調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年、環境庁告示第46号）に定める基準 ・「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年、環境庁告示第10号）に定める基準 ・「東京都環境確保条例」に定める汚染土壌処理基準 ・新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと
	②土壌汚染の状況				
	③地形、地質、地下水及び土壌の状況				
	④気象の状況				
	⑤土地利用の状況				
	⑥発生源の状況				
	⑦利水の状況				
	⑧法令による基準等				
景 観	①地域景観の特性	＜既存資料調査＞ 景観に係る最新の資料を収集し、整理を行う。 ＜現地調査＞ 代表的な眺望地点及び眺望の状況 現地調査と代表的な眺望地点からの写真撮影とする。	＜工事の完了後＞ ・計画建築物等の存在に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度 ・代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度	・対象事業の種類及び規模、地域景観の特性を考慮した定性的な予測とする。 ・計画建築物等による地域景観の特性の変化等を、完成予想図（フォトモンタージュ）の作成等により予測する。	現地調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・景観法に基づく「江東区景観計画」に定められた景観形成の目標、方針及び基準 ・景観法に基づく「大田区景観計画」に定められた景観形成の目標、方針及び基準 ・「東京港＜中央防波堤地区＞景観ガイドライン」に定められた景観誘導基準 ・景観法及び東京都景観条例に基づく「東京都景観計画」に定められた景観形成基準
	②代表的な眺望地点及び眺望の状況				
	③土地利用の状況				
	④都市の景観の保全に関する方針等				
	⑤法令による基準等				

表 8-1 (5) 調査等の概要

項目	調査		予測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
廃棄物	①撤去建造物及び伐採樹木等の状況 ②建設発生土の状況 ③特別管理廃棄物の状況 ④廃棄物の処理の状況 ⑤法令による基準等	〈既存資料調査〉 廃棄物に係る最新の資料を収集し、整理を行う。	〈工事の施行中〉 計画建築物等の建設工事、既存建築物等の解体・撤去に伴う建設発生土及び産業廃棄物（建設廃棄物）の発生量、再利用率及び処理・処分方法	計画建築物等の建設工事、既存建築物等の解体・撤去に伴って発生する廃棄物等の量、処理・処分方法を検討し、施工計画及び類似事例に基づき予測する方法とする。	現況調査及び予測結果に基づき、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 〈評価の指標〉 ・「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年、法律第 110 号）に定める事業者の責務 ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年、法律第 48 号）に定める事業者の責務 ・「東京都廃棄物条例」（平成 4 年、東京都条例第 140 号）に定める事業者の基本的責務 ・「東京都建設リサイクル推進計画」（平成 28 年、東京都）に定められた目標 ・「江東区清掃リサイクル条例」（平成 11 年、江東区条例第 34 号）に定める事業者の責務 ・「大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」（平成 11 年、大田区条例第 36 号）に定める事業者の責務
	①原単位の把握 ②対策の実施状況 ③地域内エネルギー資源の状況 ④温室効果ガスを使用する設備機器の状況 ⑤法令による基準等		〈工事の完了後〉 施設の稼働に伴う廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法	施設の稼働に伴って発生する廃棄物の種類、量及び処理・処分方法を検討し、類似事例に基づき予測する方法とする。	
温室効果ガス	①原単位の把握 ②対策の実施状況 ③地域内エネルギー資源の状況 ④温室効果ガスを使用する設備機器の状況 ⑤法令による基準等	〈既存資料調査〉 温室効果ガスに係る最新の資料を収集し、整理を行う。	〈工事の完了後〉 施設の稼働に伴い、排出される温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量の程度及び温室効果ガスの削減量（二酸化炭素）の程度	施設の稼働に伴うエネルギー（電気、都市ガス等）使用量から温室効果ガス排出の原単位を基に温室効果ガスの排出量を算出する方法とする。	現況調査及び予測結果に基づき、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 〈評価の指標〉 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年、法律第 117 号）に定める基本方針 ・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和 54 年、法律第 49 号）に定める基準 ・「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」（東京都）に定める政策方針

8.2 項目別の調査等の方法

8.2.1 大気汚染

8.2.1.1 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-2 に示すとおりである。

表 8-2 調査事項及びその選択理由：大気汚染

調査事項	選択理由
①大気質の状況 ②気象の状況 ③地形及び地物の状況 ④土地利用の状況 ⑤発生源の状況 ⑥自動車交通量等の状況 ⑦法令による基準等	工事の施行中において、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられる。 工事の完了後において、ごみ収集車両等の走行による影響が考えられる。 以上のことから、計画地及びその周辺地域について、左記の事項に係る調査が必要である。

8.2.1.2 調査方法

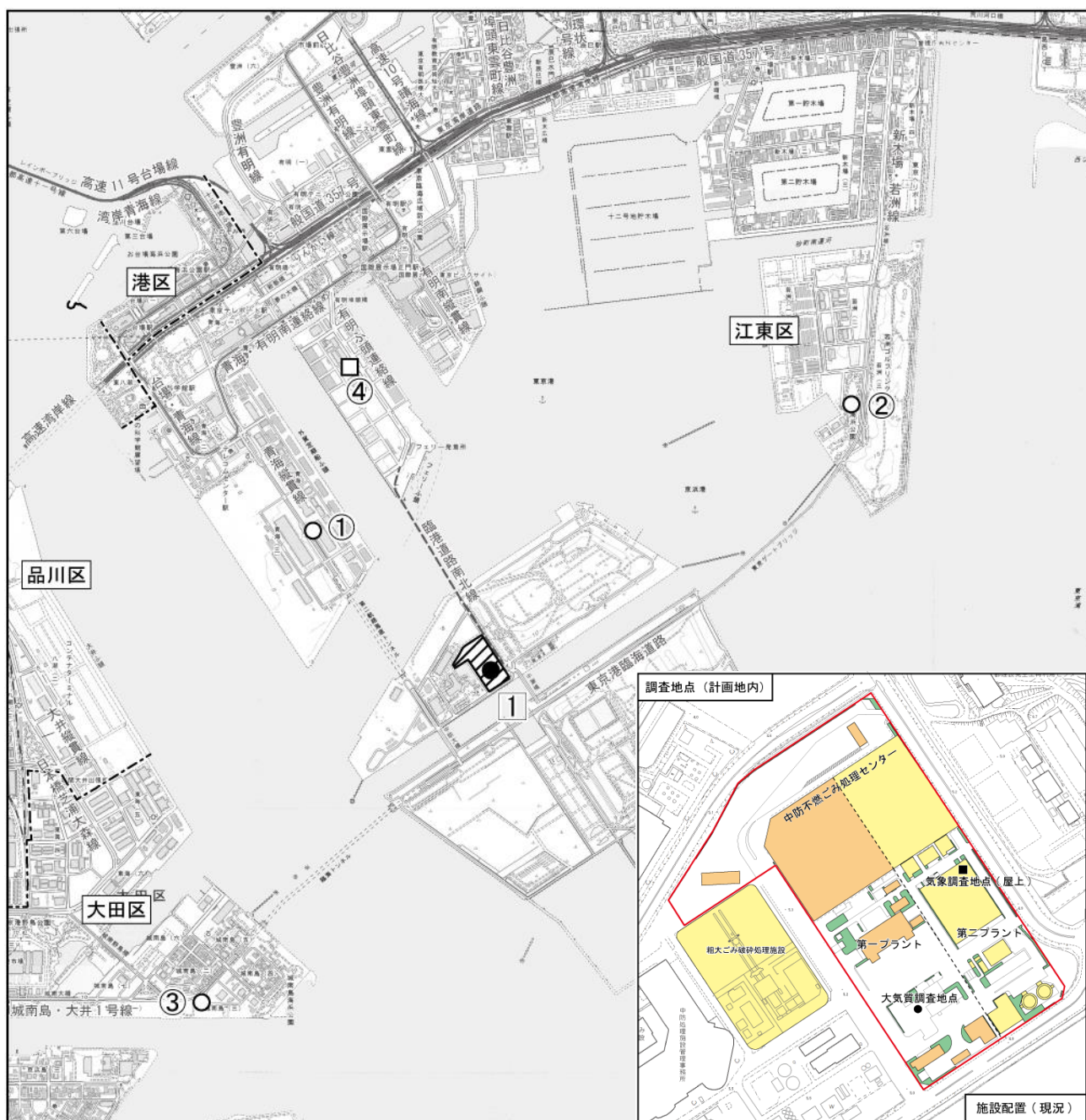
現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-3、現地調査方法は表 8-4、現地調査地点は図 8-1 に示すとおりである。

表 8-3 調査方法（既存資料調査）：大気汚染

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①大気質の状況 ・二酸化硫黄 ・浮遊粒子状物質 ・二酸化窒素 ・ダイオキシン類 ・水銀 ・微小粒子状物質	計画地及びその周辺地域	・「一般環境大気測定局の測定結果」等	最新の資料を参考とする。
②気象の状況 ・風向、風速 ・大気安定度		・「過去の気象データ」（気象庁ホームページ） ・「一般環境大気測定局の測定結果」等	
③地形及び地物の状況		・「地形図」（国土地理院） ・「地形分類図」（東京都） ・「東京都土地利用現況図」（東京都）等	
④土地利用の状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「都市計画図」等	
⑤発生源の状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「東京都環境白書」（東京都）等	
⑥自動車交通量等の状況		・「道路交通センサス」（国土交通省）等	
⑦法令による基準等		・「環境基本法」 ・「大気汚染防止法」 ・「東京都環境確保条例」（東京都）等	

表 8-4 調査方法（現地調査）：大気汚染

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①大気質の状況 環境大気質 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 道路沿道大気質 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	計画地及びその周辺地域における一般的な大気汚染の状況を把握する。 ・環境大気質 計画地内の1地点とする。 ・道路沿道大気質 工事用車両及びごみ収集車両等が走行する道路沿道の4地点とする。	・環境大気質 計画地及びその周辺地域の現状の大気質を把握でき、既存大気測定局との関連性が把握できる時期とし、14日間連続の四季調査とする。 ・道路沿道大気質 7日間連続の四季調査とする。	・「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年、環境庁告示第25号）に定める方法とする。 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年、環境庁告示第38号）に定める方法（以下、「公定法」という）又は横浜市環境研究所が提唱したPTIO法に定める方法（以下、「簡易法」という）とする。
②気象の状況 地上気象（風向、風速）	計画地内の1地点とする。	大気質測定と同時期とする。	「地上気象観測指針」（平成14年、気象庁）に定める方法とする。
⑥自動車交通量等の状況	工事用車両及びごみ収集車両等が走行する道路沿道の4断面（道路交通の騒音・振動の調査地点）が把握できる地点とする。調査位置は図 8-3(2) (p. 157 参照)に示すとおりである。 ※また、整備事業計画の策定にあたり、要望のあった走行ルートとなる環状7号線の交差点付近の2断面において、現況の自動車交通量を把握できる地点とする。調査位置は図 8-3(3) (p. 158 参照)に示すとおりである。	道路沿道大気質の調査期間のうち1日（24時間）とし、連続して1時間ごとの交通量等を調査する。	自動車交通量は、車種分類別（ごみ収集車両等の分類を含む）、方向別にマニュアルカウンタを用い、代表的な車両の走行速度は、一定区間の通過秒数から測定を行う。



凡 例

- : 計画地
- : 区 界
- : 一般環境大気質・気象調査地点
 - ① 中防不燃・粗大ごみ処理施設
- : 道路沿道大気質調査地点（公定法）
 - ① 青海三丁目交差点南側
 - ② 若洲公園
 - ③ 動物愛護相談センター 城南島出張所
- : 道路沿道大気質調査地点（簡易法）
 - ④ フェリーふ頭公園

注) 臨港道路南北線沿道の調査地点(④フェリーふ頭公園)は、臨港道路南北線の工事の状況により、移動する可能性がある。

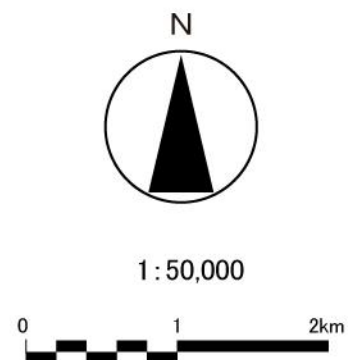


図 8-1 現地調査地点位置図(大気汚染)

8.2.1.3 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-5 に示すとおりである。

表 8-5 予測及び評価の方法：大気汚染

予測事項		予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工事の 施行中	建設機械の稼働に伴う大気質 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時点とする。	予測地域・地点は予想される最大着地濃度が出現する地点を含む範囲内とする。	大気拡散式により長期平均濃度を算定する。 ・有風時：ブルーム式 ・弱風時（無風時）：パフ式 ※予測条件のうち、風向、風速及び大気安定度等については、計画地及びその周辺地域の気象観測地点の年間データを利用する。	現地調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 <評価の指標> ・「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年、環境庁告示第 25 号）に定める基準 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年、環境庁告示第 38 号）に定める基準
	工事用車両の走行に伴う大気質 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	工事用車両の走行台数が最大となる時点とする。	予測地域・地点は現地調査の調査範囲・地点に準じる。		
工事の完了後		施設の稼働が通常の状態に達した時点とする。	予測地域・地点は現地調査の調査範囲・地点に準じる。	大気拡散式により長期平均濃度を算定する。 ・有風時：ブルーム式 ・弱風時（無風時）：パフ式 ※予測条件のうち、風向、風速及び大気安定度等については、計画地及びその周辺地域の気象観測地点の年間データを利用する。	

8.2.2 悪臭

8.2.2.1 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-6 に示すとおりである。

表 8-6 調査事項及びその選択理由：悪臭

調査事項	選択理由
①臭気の状態 ②気象の状態 ③地形及び地物の状態 ④土地利用の状態 ⑤発生源の状態 ⑥法令による基準等	工事の完了後において、不燃・粗大ごみの処理過程で発生した臭気がプラント各所から漏れる可能性がある。 以上のことから、計画地及びその周辺地域について、左記の事項に係る調査が必要である。

8.2.2.2 調査方法

現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-7、現地調査方法は表 8-8 現地調査地点は図 8-2 に示すとおりである。

表 8-7 調査方法（既存資料調査）：悪臭

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①臭気の状態 ・臭気指数 ・臭気排出強度	計画地内 (敷地境界)	・過去の調査結果等	最新の資料を参考とする。
②気象の状態 ・風向、風速 ・大気安定度	計画地及び その周辺地域	・「過去の気象データ」（気象庁ホームページ）等	
③地形及び地物の状態		・「地形図」（国土地理院） ・「地形分類図」（東京都） ・「東京都土地利用現況図」（東京都）等	
④土地利用の状態		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「都市計画図」等	
⑤発生源の状態		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「東京都環境白書」（東京都）等	
⑥法令による基準等		・「環境基本法」 ・「悪臭防止法」 ・「東京都環境確保条例」（東京都）等	

表 8-8 調査方法（現地調査）：悪臭

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①臭気の状態(臭気指数)	計画地敷地境界の東西南北の4地点とする。 調査位置は図 8-2 に示すとおりである。	計画地敷地境界の現状の悪臭の状態を把握できる時期に行う。	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成7年、環境庁告示第63号）の規定に定める方法とする。
②気象の状態 ・風向、風速 ・気温、湿度			試料採取時において、風向、風速は簡易風向風速計により測定、気温、湿度は簡易温度、湿度計により測定を行う。

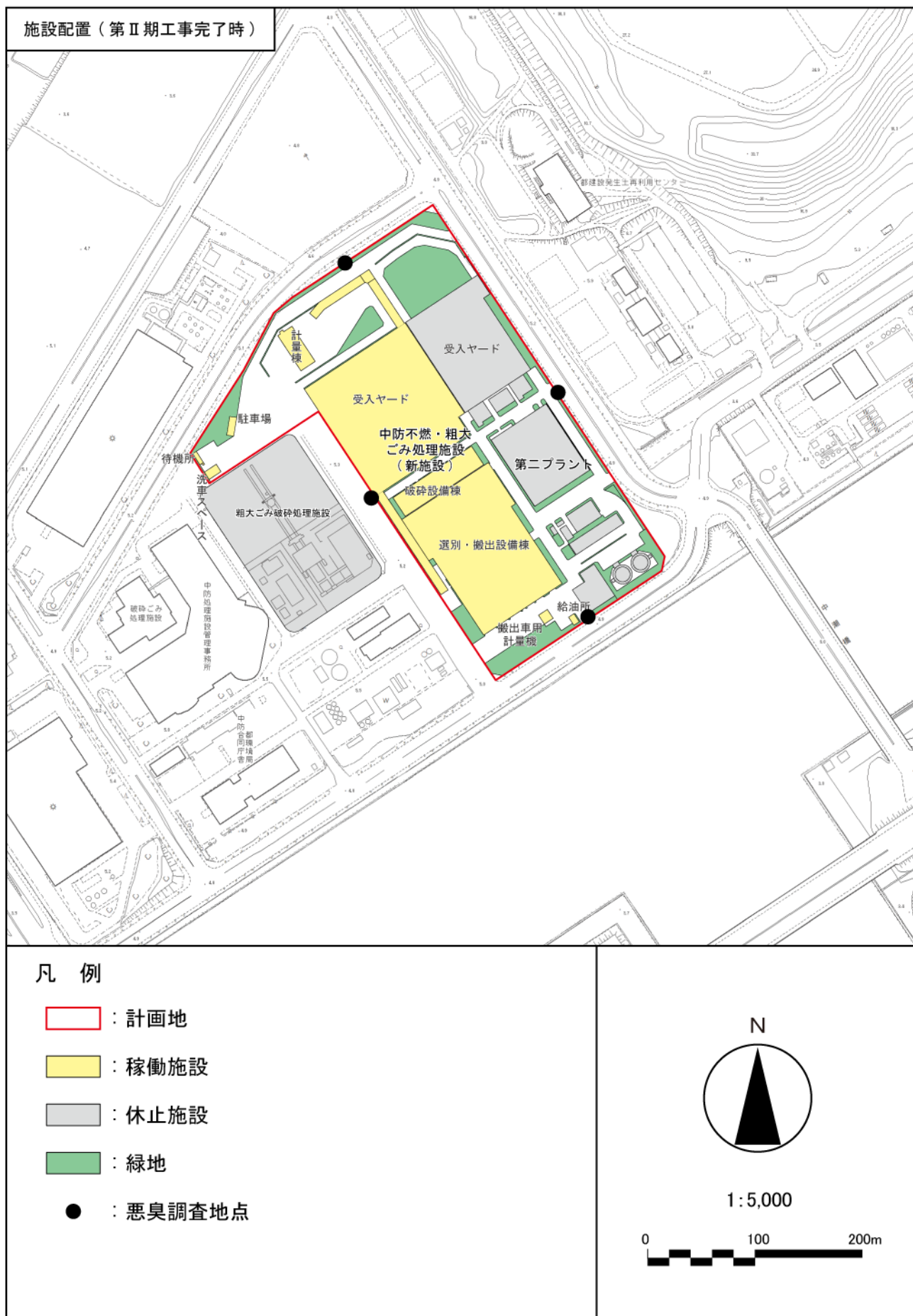


図 8-2 現地調査地点位置図（悪臭）

8.2.2.3 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-9 に示すとおりである。

表 8-9 予測及び評価の方法：悪臭

予測事項		予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工事の完了後	施設の稼働に伴う臭気（臭気指数）	施設の稼働が通常の状態となった時点とする。	計画地内（敷地境界）	本事業による悪臭防止対策をもとに現地調査結果、設備計画及び類似事例等を参照する方法とする。	現地調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 <評価の指標> ・「悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制基準について」（平成 15 年、江東区告示第 71 号）に定める基準 ・「悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制基準に関する告示」（平成 21 年、大田区告示第 298 号） ・「東京都環境確保条例」（平成 12 年、東京都条例第 215 号）に定める工場及び指定作業場に適用する規制基準

8.2.3 騒音・振動

8.2.3.1 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-10 に示すとおりである。

表 8-10 調査事項及びその選択理由：騒音・振動

調査事項	選択理由
①騒音・振動の状況 ②土地利用の状況 ③発生源の状況 ④自動車交通量等の状況 ⑤地盤及び地形の状況 ⑥法令による基準等	工事の施行中において、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられる。 工事の完了後において、施設の稼働及びごみ収集車両等の走行による影響が考えられる。 以上のことから、計画地及びその周辺地域について、左記の事項に係る調査が必要である。

8.2.3.2 調査方法

現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-11、現地調査方法は表 8-12、現地調査地点は図 8-3 に示すとおりである。

表 8-11 調査方法（既存資料調査）：騒音・振動

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①騒音・振動の状況 ②土地利用の状況 ③発生源の状況 ④自動車交通量等の状況 ⑤地盤及び地形の状況 ⑥法令による基準等	計画地及びその周辺地域	・「道路交通騒音振動調査報告書」（東京都）等 ・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「都市計画図」等 ・「公害苦情統計調査」（東京都）等 ・「道路交通センサス」（国土交通省）等 ・「地形図」（国土地理院） ・「土地利用分類基本調査」（東京都） ・「東京都総合地盤図」（東京都）等 ・「環境基本法」 ・「騒音規制法」 ・「振動規制法」 ・「東京都環境確保条例」（東京都）等	最新の資料を参考とする。

表 8-12 調査方法（現地調査）：騒音・振動

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①騒音・振動の状況 ・一般環境の騒音・振動（低周波音を含む） ・道路交通の騒音・振動	計画地及びその周辺地域の土地利用状況を踏まえ、計画地の敷地内及び自動車の走行経路に設定する。 ・一般環境の騒音・振動（低周波音を含む） 計画地内の4地点（敷地境界）とする。 ・道路交通の騒音・振動 工事用車両及びゴミ収集車両等が走行する道路沿道4地点とする。 調査位置は図 8-3（2）に示すとおりである。	・一般環境の騒音・振動（低周波音を含む） 調査日は、隣接する粗大ゴミ破碎処理施設の停止時の1日とし、調査時間は24時間連続とする。 ・道路交通の騒音・振動 調査日は、交通量が通常の状況である1日とし、調査時間は24時間連続とする。	・騒音 「騒音に係る環境基準について」（平成10年、環境庁告示第64号）に定める方法とする。 ・振動 「振動規制法施行規則」（昭和51年、総理府令第58号）に基づく道路交通振動の限度及び「JIS-Z-8735 振動レベル測定方法」に定める方法とする。 ・低周波音 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に定める測定方法とする。
④自動車交通量等の状況	「8.2.1 大気汚染」の項による。		
⑤地盤及び地形の状況（地盤卓越振動数）	原則として、道路交通の騒音・振動の調査地点と同一の4地点とする。 調査位置は図 8-3（2）に示すとおりである。	騒音・振動の状況の調査と同時に実施する。	「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所）に定める方法とする。



凡 例



：計画地



：区 界



：道路交通騒音・振動調査地点

① 青海三丁目交差点南側

② 若洲公園付近

③ 動物愛護相談センター 城南島出張所付近

④ フェリーふ頭公園付近

注) 臨港道路南北線沿道の調査地点(④フェリーふ頭公園)は、臨港道路南北線の工事の状況により、移動する可能性がある。



1:50,000



図 8-3(2) 現地調査地点位置図(道路交通騒音・振動・交通量)

8.2.3.3 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-13 に示すとおりである。

表 8-13 (1) 予測及び評価の方法：騒音・振動

予測事項	予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工事の 施行中	建設機械の稼働に伴う騒音・振動	建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時点とする。	予測地域は現地調査の調査範囲に準じ、予測地点は計画地敷地境界における、予想される最大値出現地点を含む範囲内とする。	・騒音 日本音響学会式 (ASJ CN-Model 2007) により騒音レベル「90%レンジの上端値 (L_{A5})」を算定する。 ・振動 伝搬理論式により振動レベル「80%レンジの上端値 (L_{10})」を算定する。 現地調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 <評価の指標> ・「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年、厚生省・建設省告示第 1 号)に定める基準 ・「東京都環境確保条例施行規則」(平成 13 年、東京都規則第 34 号)に定める指定建設作業に係る騒音の勧告基準 ・「振動規制法施行規則」(昭和 51 年、総理府令第 58 号)に基づく特定建設作業の規制に関する基準 ・「東京都環境確保条例施行規則」(平成 13 年、東京都規則第 34 号)に定める指定建設作業に係る振動の勧告基準
	工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動	工事用車両の走行台数が最大となる時点とする。	予測地域・地点は現地調査の調査範囲・地点に準じる。	・騒音 日本音響学会式 (ASJ RTN-Model 2013) により等価騒音レベル (L_{Aeq}) を算定する。 ・振動 「道路環境影響評価の技術手法」により振動レベル「80%レンジの上端値 (L_{10})」を算定する。 現地調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 <評価の指標> ・「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年、環境庁告示第 64 号)に定める基準 ・「東京都環境確保条例」(平成 12 年、東京都条例第 215 号)に定める日常生活等に適用する規制基準

表 8-13 (2) 予測及び評価の方法：騒音・振動

予測事項		予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工事の完了後	施設の稼働に伴う騒音・振動（低周波音を含む）	施設の稼働が通常の状態に達した時点とする。	予測地域は現地調査の調査範囲に準じ、予測地点は計画地敷地境界における、予想される最大値出現地点を含む範囲内とする。	・騒音 伝搬理論式により騒音レベル「90%レンジの上端値（L_{A5}）」を算定する。 ・振動 伝搬理論式により振動レベル「80%レンジの上端値（L_{10}）」を算定する。 ・低周波音 発生源となる設備の種類等を整理し、現地調査結果、設備計画及び類似事例等を参照する方法とする。	現地調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 <評価の指標> ・「騒音規制法の規定に基づく指定地域の規制基準について」（平成 15 年、江東区告示第 64 号）に定める基準 ・「騒音規制法の規定に基づく特定工場等の規制基準に関する告示」（平成 15 年、大田区告示第 101 号）に定める基準 ・「振動規制法の規定に基づく特定工場等の規制基準について」（平成 15 年、江東区告示第 68 号）に定める基準 ・「振動規制法の規定に基づく特定工場等の規制基準に関する告示」（平成 15 年、大田区告示第 106 号）に定める基準 ・「東京都環境確保条例」（平成 12 年、東京都条例第 215 号）に定める工場及び指定作業場に適用する規制基準 ・低周波音問題対応の手引書（平成 16 年、環境省）に示される「心身に係る苦情に関する参照値」及び「物的苦情に関する参照値」
	ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音・振動		予測地域・地点は現地調査の調査範囲・地点に準じる。	・騒音 日本音響学会式（ASJ RTN-Model 2013）により等価騒音レベル（L_{Aeq}）を算定する。 ・振動 「道路環境影響評価の技術手法」により振動レベル「80%レンジの上端値（L_{10}）」を算定する。	現地調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 <評価の指標> ・「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年、環境庁告示第 64 号）に定める基準 ・「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準

8.2.4 土壌汚染

8.2.4.1 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-14 に示すとおりである。

表 8-14 調査事項及びその選択理由：土壌汚染

調査事項	選択理由
①土地利用の履歴等の状況 ②土壌汚染の状況 ③地形、地質、地下水及び土壌の状況 ④気象の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥発生源の状況 ⑦利水の状況 ⑧法令による基準等	工事の施行中において、施設の建設により建設発生土が発生し、敷地外へ搬出する。 土壌の取り扱いに慎重を期すために、計画地について、左記の事項に係る調査が必要である。

8.2.4.2 調査方法

現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-15、現地調査方法は表 8-16、現地調査地点は図 8-4 に示すとおりである。

表 8-15 調査方法（既存資料調査）：土壌汚染

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①土地利用の履歴等の状況	計画地内	・過去の地形図（国土地理院） ・航空写真（国土地理院） ・「清掃事業年報」（東京二十三区清掃一部事務組合）等	最新の資料を参考とする。
③地形、地質、地下水及び土壌の状況		・「地形図」（国土地理院） ・「東京都地盤地質図」（東京都）等	
④気象の状況		・「過去の気象データ」（気象庁ホームページ）等	
⑤土地利用の状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「都市計画図」等	
⑥発生源の状況		・「清掃事業年報」（東京二十三区清掃一部事務組合）等	
⑦利水の状況		・「清掃事業年報」（東京二十三区清掃一部事務組合）等	
⑧法令による基準等		・「環境基本法」 ・「土壌汚染対策法」 ・「東京都環境確保条例」（東京都）等	

表 8-16 調査方法（現地調査）：土壌汚染

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
②土壌汚染の状況 ※履歴等の調査の結果、土壌汚染のおそれがある と認められた場合に実施する。	計画地内の 65 区画(現地調査が可能な裸地が含まれる 30m 格子の数)及び地下水 4 地点とする。 調査位置は図 8-4 に示すとおりである。	計画地の汚染状況を把握できる時期とする。	「東京都土壌汚染対策指針」に定める方法とする。

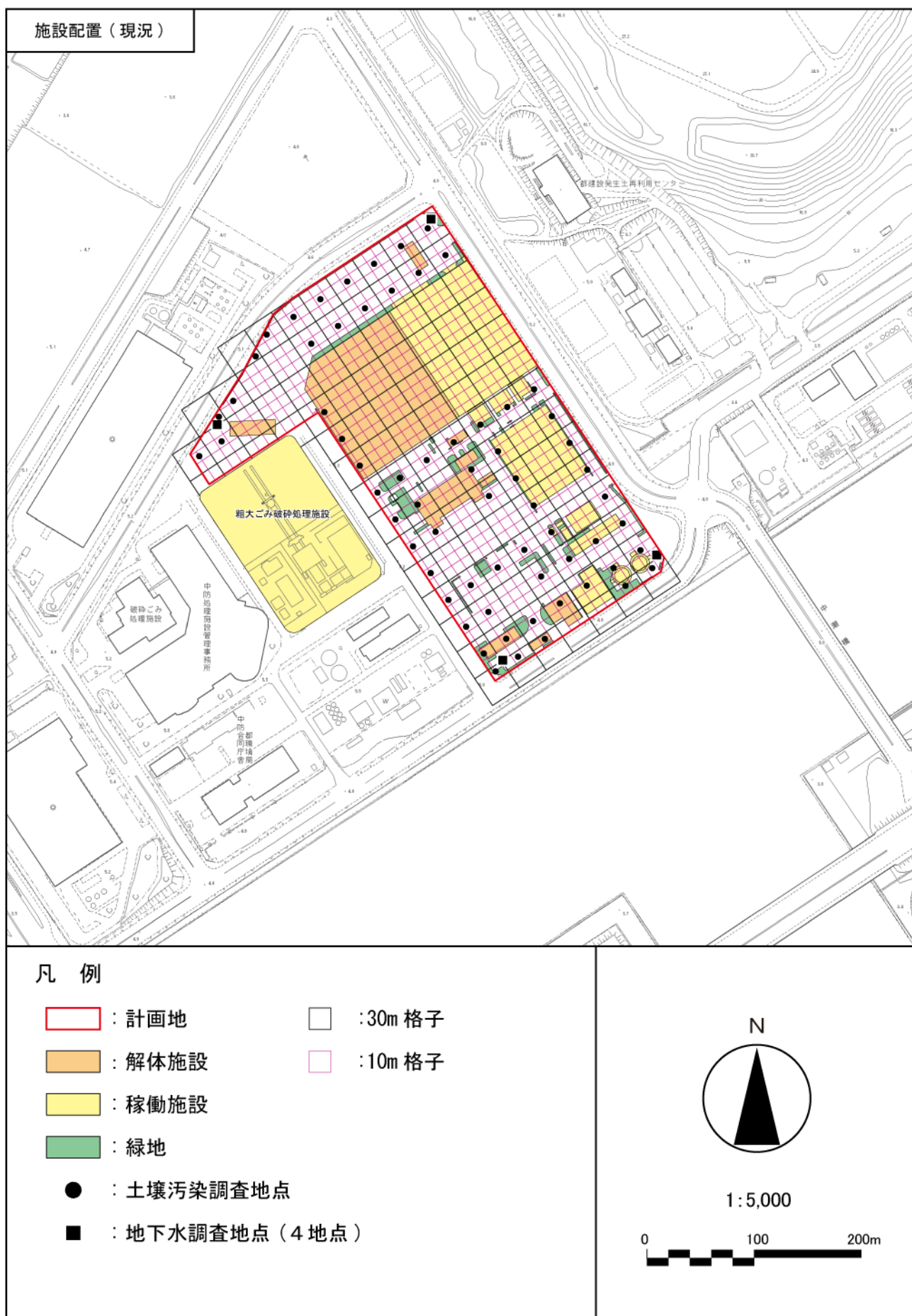


図 8-4 現地調査地点位置図（土壌汚染）

8.2.4.3 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-17 に示すとおりである。

表 8-17 予測及び評価の方法：土壤汚染

予測事項		予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工 事 の 施 行 中	・ 土壤中の有害物質の濃度	建設工事（掘削工事）に伴い建設発生土が排出される時点又は排出される期間とする。	計画地内	現地調査結果及び建設工事に伴って発生する建設発生土の量、処理・処分方法を検討し、施工計画の内容から予測する方法等とする。	現地調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 <評価の指標> ・「土壤の汚染に係る環境基準について」（平成3年、環境庁告示第46号）に定める基準 ・「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年、環境庁告示第10号）に定める基準 ・「東京都環境確保条例」に定める汚染土壌処理基準 ・新たな地域に土壤汚染を拡散させないこと
	・ 地下水への溶出の可能性の有無				
	・ 汚染土壌の量				
	・ 新たな土地への汚染の拡散の可能性の有無				

8.2.5 景観

8.2.5.1 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-18 に示すとおりである。

表 8-18 調査事項及びその選択理由：景観

調査事項	選択理由
①地域景観の特性 ②代表的な眺望地点及び眺望の状況 ③土地利用の状況 ④都市の景観の保全に関する方針等 ⑤法令による基準等	工事の完了後において、施設が存在により、計画地及びその周辺地域の眺望景観に変化が生じると考えられる。 以上のことから、計画地及びその周辺地域について、左記の事項に係る調査が必要である。

8.2.5.2 調査方法

現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-19、現地調査方法は表 8-20、現地調査地点は表 8-21 及び図 8-5 に示すとおりである。

表 8-19 調査方法（既存資料調査）：景観

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①地域景観の特性	計画地及びその周辺地域	・「地形図」（国土地理院） ・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「東京港<中央防波堤地区>景観ガイドライン」（東京都） ・「江東区景観計画」（江東区） ・「大田区景観計画」（大田区）等	最新の資料を参考とする。
②代表的な眺望地点及び眺望の状況		・「地形図」（国土地理院） ・「東京都土地利用現況図」（東京都）等	
③土地利用の状況			
④都市の景観の保全に関する方針等		・「東京都環境基本計画」（東京都） ・「東京都景観計画（平成 28 年改訂）」（東京都） ・「東京港<中央防波堤地区>景観ガイドライン」（東京都） ・「江東区景観計画」（江東区） ・「大田区景観計画」（大田区）等	
⑤法令による基準等		・「都市計画法」 ・「文化財保護法」 ・「東京都景観条例」（東京都） ・「東京港<中央防波堤地区>景観ガイドライン」（東京都） ・「江東区景観計画」（江東区） ・「大田区景観計画」（大田区）等	

表 8-20 調査方法（現地調査）：景観

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
②代表的な眺望地点及び眺望の状況	調査地点中景域及び遠景域の代表的な眺望地点のうち、計画建築物等が容易に見渡せると予想される場所、眺望が良い場所、不特定多数の人の利用度や滞留度が高い場所等の代表的な地点とし、現況及び工事の完了後において、景観の状況を適切に把握できる地点とする。 調査位置は図 8-5 に示すとおりである。	計画地及びその周辺地域の景観の状況を適切に把握できる時期とする。	現地調査と代表的な眺望地点からの写真撮影とする。

表 8-21 調査地点（現地調査）：景観

図 No.	名 称	所在地	計画地からの距離	選定理由
①	中防大橋	江東区青海 3 丁目先	約 0.7km 南西側 (中景域)	A
②	東京ゲートブリッジ	江東区若洲～ 中央防波堤外側埋立地	約 2.3km 北東側 (遠景域)	B
③	テレコムセンター展望台	江東区青海 2-5-10	約 2.6km 北西側 (遠景域)	BC
④	暁ふ頭公園	江東区青海 3 丁目、4 丁目	約 1.2km 北西側 (中景域)	BC
⑤	城南島海浜公園	大田区城南島 4-2-2	約 2.7km 南西側 (遠景域)	BC

選定理由：A 計画建築物等が容易に見渡せると予想される場所

B 眺望が良い場所

C 不特定多数の人の利用度や滞留度が高い場所

資料)「海上公園ガイド」(平成 30 年 4 月、東京都港湾局)

「東京の観光公式サイト GO TOKYO」(平成 30 年 9 月閲覧、公益財団法人東京観光財団ホームページ)

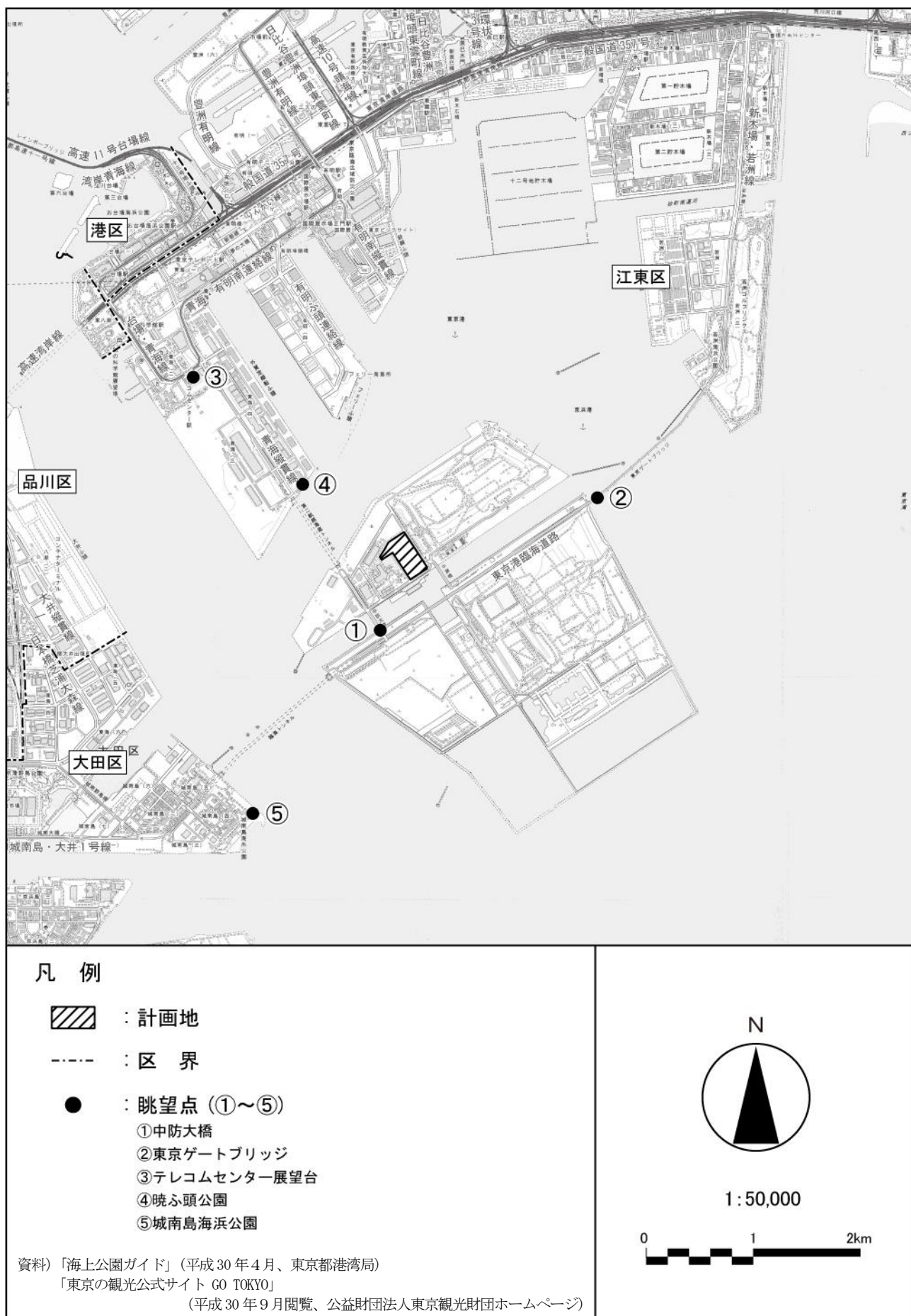


図 8-5 現地調査地点位置図(景観)

8.2.5.3 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-22 に示すとおりである。

表 8-22 予測及び評価の方法：景観

予測事項		予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工事の完了後	計画建築物等の存在に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度	工事が完了した時点とする。	現地調査の調査範囲とする。	対象事業の種類及び規模、地域景観の特性を考慮した定性的な予測とする。	現地調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 <評価の指標> ・景観法に基づく「江東区景観計画」に定められた景観形成の目標、方針及び基準 ・景観法に基づく「大田区景観計画」に定められた景観形成の目標、方針及び基準 ・「東京港<中央防波堤地区>景観ガイドライン」に定められた景観誘導基準 ・景観法及び東京都景観条例に基づく「東京都景観計画」に定められた景観形成基準
	計画建築物等の存在に伴う代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度		現地調査の調査地点とする。	計画建築物等による地域景観の特性の変化等を、完成予想図（フォトモンタージュ）の作成等により予測する。	

8.2.6 廃棄物

8.2.6.1 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-23 に示すとおりである。

表 8-23 調査事項及びその選択理由：廃棄物

調査事項	選択理由
①撤去建造物及び伐採樹木等の状況 ②建設発生土の状況 ③特別管理廃棄物の状況 ④廃棄物の処理の状況 ⑤法令による基準等	工事の施行中において、既存建築物等の解体・撤去及び計画建築物等の建設により廃棄物、建設発生土が発生する。 工事の完了後において、施設の稼働に伴い、鉄、アルミ、不燃物、可燃物及び脱水汚泥等が発生する。 以上のことから、計画地及びその周辺地域について、左記の事項に係る調査が必要である。

8.2.6.2 調査方法

現況地調査として、既存資料調査方法は表 8-24 に示すとおりである。

表 8-24 調査方法（既存資料調査）：廃棄物

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①撤去建造物及び伐採樹木等の状況	計画地内	・事業概要等 ・施工計画	最新の資料を参考とする。
②建設発生土の状況			
③特別管理廃棄物の状況			
④廃棄物の処理の状況			
⑤法令による基準等		・「循環型社会形成推進基本法」 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」 ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」 ・「東京都廃棄物条例」（東京都） ・「東京都建設リサイクル推進計画」（東京都）等	

8.2.6.3 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-25 に示すとおりである。

表 8-25 予測及び評価の方法：廃棄物

予測事項		予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工事の 施行中	計画建築物等の 建設工事、既存建 築物等の解体・撤 去に伴う産業廃 棄物（建設廃棄 物）、建設発生土 の発生量、再利用 量及び処理・処分 方法	建設廃棄物、建設 発生土が排出さ れる時点、又は排 出される期間と する。	計画地内	計画建築物等の建設 工事、既存建築物等の解 体・撤去に伴って発生 する廃棄物等の量、処 理・処分方法を検討し、 施工計画及び類似事例 に基づき予測する方 法とする。	現況調査及び予測結果に 基づき、環境保全のための 措置及び以下に示す指標 を勘案して評価する。 <評価の指標> ・「循環型社会形成推進基 本法」（平成 12 年、法律 第 110 号）に準ずる事業 者の責務 ・「資源の有効な利用の促 進に関する法律」（平成 3 年、法律第 48 号）に定 める事業者の責務 ・「東京都廃棄物条例」（平 成 4 年、東京都条例第 140 号）に定める事業者 の基本的責務 ・「東京都建設リサイクル推 進計画」（平成 28 年、東京都） に定められた目標 ・「江東区清掃リサイクル 条例」（平成 11 年、江東 区条例第 34 号）に定め る事業者の責務 ・「大田区廃棄物の減量及 び適正処理に関する条 例」（平成 11 年、大田区 条例第 36 号）に定める 事業者の責務
	施設の稼働に伴 う廃棄物の排出 量、再資源化量及 び処理・処分方法	施設の稼働が通 常の状態に達し た時点から 1 年 間とする。		施設の稼働に伴って発 生する廃棄物の種類、 量及び処理・処分方法 を検討し、類似事例に 基づき予測する方法と する。	
工事の完了後					

8.2.7 温室効果ガス

8.2.7.1 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-26 に示すとおりである。

表 8-26 調査事項及びその選択理由：温室効果ガス

調査事項	選択理由
①原単位の把握 ②対策の実施状況 ③地域内エネルギー資源の状況 ④温室効果ガスを使用する設備機器の状況 ⑤法令による基準等	工事の完了後において、施設の稼働に伴う二酸化炭素の温室効果ガスの排出による影響が考えられる。 以上のことから、計画地及びその周辺地域について、左記の事項に係る調査が必要である。

8.2.7.2 調査方法

現況調査として、既存資料調査方法は表 8-27 に示すとおりである。

表 8-27 調査方法（既存資料調査）：温室効果ガス

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①原単位の把握	計画地及びその周辺地域	・「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」（東京都） ・「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省）等	最新の資料を参考とする。
②対策の実施状況		・「清掃事業年報」（東京二十三区清掃一部事務組合）等	
③地域内エネルギー資源の状況		・「清掃事業年報」（東京二十三区清掃一部事務組合）等	
④温室効果ガスを使用する設備機器の状況		・事業者資料等	
⑤法令による基準等		・「地球温暖化対策の推進に関する法律」 ・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」 ・「東京都環境確保条例」（東京都） ・「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」（東京都）等	

8.2.7.3 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-28 に示すとおりである。

表 8-28 予測及び評価の方法：温室効果ガス

予測事項		予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工事の完了後	施設の稼働に伴い、排出される温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量の程度及び温室効果ガスの削減量（二酸化炭素）の程度	施設の稼働が通常の状態に達した時点から 1 年間とする。	計画地内	施設の稼働に伴うエネルギー（電気、都市ガス等）使用量から温室効果ガス排出の原単位を基に温室効果ガスの排出量を算出する方法とする。	現況調査及び予測結果に基づき、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 <評価の指標> ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年、法律第 117 号）に定める基本方針 ・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和 54 年、法律第 49 号）に定める基準 ・「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」(東京都)に定める政策方針

9 当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される地域を管轄する特別区又は市町村の名称及びその地域の町名

本事業の実施による大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、景観、廃棄物及び温室効果ガスが環境に影響を及ぼすと予想される地域は、図 9-1 に示す範囲とした。

環境に影響を及ぼすと予測される範囲が最も広くなる景観の中景域（計画地から半径 1.5km の範囲）及び中央防波堤内側埋立地に接続する道路と結ばれる地域とした。

当該地域を管轄する特別区及び市町村の名称及び地域の町名は、表 9-1 に示すとおりである。

表 9-1 当該地域を管轄する特別区及び市町村の名称及び町名

特別区及び市町村の名称	町名
東京都江東区	青海三丁目、青海四丁目、有明四丁目、若洲三丁目
東京都大田区	城南島五丁目
-	中央防波堤内側埋立地、中防防波堤外側埋立地の一部



図 9-1 環境に影響を及ぼすと予想される地域

10 その他

10.1 対象事業に必要な許認可等及び根拠法令

許 認 可 等	根 拠 法 令
一般廃棄物処理施設の届出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の三
危険物貯蔵所設置許可	消防法第11条
計画通知	建築基準法第18条
工事計画届出	電気事業法第48条
工場設置認可	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第81条
特定施設設置届出	騒音規制法第6条 振動規制法第6条 水質汚濁防止法第5条 下水道法第12条
ばい煙発生施設の設置届出	大気汚染防止法第6条

10.2 調査計画書を作成した者並びにその委託を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

調査計画書の作成者	名 称 : 東京二十三区清掃一部事務組合
	代表者 : 管理者 西川 太一郎
	所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
業務受託者	名 称 : 株式会社P C E R
	代表者 : 代表取締役 笠井 睦
	所在地 : 千葉県流山市鰯ヶ崎 474

10.3 調査計画書を作成するに当たって参考とした資料の目録

- ・「事業概要（平成 29 年度版）」（平成 30 年 9 月閲覧、東京都港湾局ホームページ）
- ・「平成 27 年度道路交通センサス一般交通量調査結果」
（平成 30 年 9 月閲覧、東京都建設局ホームページ）
- ・「地図・空中写真閲覧サービス」（平成 30 年 9 月閲覧、国土地理院ホームページ）
- ・「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」
（平成 30 年 9 月閲覧、東京都総務局ホームページ）
- ・「人口統計」（平成 30 年 9 月閲覧、江東区ホームページ）
- ・「人口の動き（平成 29 年中）」（平成 30 年 9 月閲覧、東京都総務局ホームページ）
- ・「平成 26 年経済センサス 基礎調査報告」
（平成 30 年 9 月閲覧、東京都総務局ホームページ）
- ・「平成 22 年度道路交通センサス一般交通量調査結果」
（平成 30 年 9 月閲覧、東京都建設局ホームページ）
- ・「平成 17 年度道路交通センサス一般交通量調査結果」
（平成 30 年 9 月閲覧、国土交通省関東地方整備局ホームページ）
- ・「東京都統計年鑑」（平成 30 年 9 月閲覧、東京都総務局ホームページ）
- ・「路線図（みんくるガイド）」（平成 30 年 9 月閲覧、東京都交通局ホームページ）
- ・「バス路線系統図」（平成 30 年 9 月閲覧、京浜急行バス株式会社ホームページ）
- ・「お台場レインボーバス路線図」（平成 30 年 9 月閲覧、港区ホームページ）
- ・「江東区コミュニティバス「しおかぜ」」（平成 30 年 9 月閲覧、江東区ホームページ）
- ・「新規恒久施設の施設運営計画」
（平成 29 年 4 月、東京都オリンピック・パラリンピック準備局）
- ・「水上バスで行こう！」（平成 30 年 9 月閲覧、公益財団法人東京都公園協会ホームページ）
- ・「東京の観光公式サイト 水上交通」
（平成 30 年 9 月閲覧、公益財団法人東京観光財団ホームページ）
- ・「東京都土地利用現況図〔建物用途別〕（区部）（平成 28 年現在）」
（平成 30 年 9 月閲覧、東京都都市整備局ホームページ）
- ・「都市計画情報」（平成 30 年 9 月閲覧、東京都都市整備局ホームページ）
- ・「東京港港湾計画図」（平成 26 年、東京湾港湾管理者）
- ・「平成 29 年度 東京都公立学校一覧」
（平成 30 年 9 月閲覧、東京都教育委員会ホームページ）
- ・「私立学校一覧」（平成 30 年 9 月閲覧、東京都私学財団ホームページ）
- ・「大学」（平成 30 年 9 月閲覧、江東区ホームページ）
- ・「社会福祉施設等一覧」（平成 30 年 9 月閲覧、東京都福祉保健局ホームページ）
- ・「医療機関届出情報」（平成 30 年 9 月閲覧、医療介護情報局）
- ・「東京の公立図書館」（平成 30 年 9 月閲覧、東京都立図書館）
- ・「海上公園ガイド」（平成 30 年 4 月、東京都港湾局）
- ・「東京港の公園・緑地」（平成 30 年 9 月閲覧、東京都港湾局ホームページ）
- ・「公園・児童遊園」（平成 30 年 9 月閲覧、港区ホームページ）

- ・「公園」（平成 30 年 9 月閲覧、江東区ホームページ）
- ・「公園」（平成 30 年 9 月閲覧、大田区ホームページ）
- ・「スポーツ施設」（平成 30 年 9 月閲覧、港区ホームページ）
- ・「スポーツ施設」（平成 30 年 9 月閲覧、江東区ホームページ）
- ・「臨海副都心でランニング」（平成 30 年 9 月閲覧、東京都港湾局ホームページ）
- ・「トーキョーウォーキングマップ」（平成 30 年 9 月閲覧、東京都福祉保健局ホームページ）
- ・「東京都下水道局事業概要（平成 30 年版）」
（平成 30 年 9 月閲覧、東京都下水道局ホームページ）
- ・「東京港港勢（島しょ港湾を含む）-平成 29 年（2017 年）港湾統計-」
（平成 30 年 9 月閲覧、東京都港湾局ホームページ）
- ・「東京港便覧 2017 東京港図 Port of Tokyo2017」（平成 29 年 4 月 1 日現在、東京都港湾局）
- ・「東京都の水産 平成 27 年版」（平成 28 年 5 月、東京都産業労働局）
- ・「気象統計情報」（平成 30 年 9 月閲覧、気象庁ホームページ）
- ・「大気汚染測定結果ダウンロード」（平成 30 年 9 月閲覧、東京都環境局ホームページ）
- ・「都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020 年に向けた実行プラン～」
（平成 28 年 12 月、東京都）
- ・「東京都環境基本計画」（平成 28 年 3 月、東京都）
- ・「東京都の温室効果ガス削減目標・省エネルギー目標」（平成 28 年 3 月、東京都）
- ・「東京都電力対策緊急プログラム」（平成 23 年 5 月、東京都）
- ・「ヒートアイランド対策取組方針」（平成 15 年 3 月、東京都）
- ・「ヒートアイランド対策ガイドライン」（平成 17 年 7 月、東京都）
- ・「東京都資源循環・廃棄物処理計画～Sustainable Design Tokyo～」
（平成 28 年 3 月、東京都）
- ・「東京都建設リサイクル推進計画」（平成 28 年 4 月、東京都）
- ・「東京地域公害防止計画」（平成 24 年 3 月、東京都）
- ・「東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」
（平成 25 年 7 月、東京都）
- ・「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」（平成 24 年 5 月、東京都）
- ・「東京都景観計画」（平成 30 年 8 月改定、東京都）
- ・「東京港〈中央防波堤地区〉景観ガイドライン」（平成 25 年 8 月、東京都）
- ・「江東区基本構想」（平成 21 年 3 月、江東区）
- ・「江東区長期計画」（平成 22 年 3 月、江東区）
- ・「江東区環境基本計画（平成 27～36 年度）」（平成 27 年 3 月、江東区）
- ・「江東区都市計画マスタープラン」（平成 23 年 3 月、江東区）
- ・「江東区 みどりと自然の基本計画〔緑の基本計画〕」（平成 19 年 7 月、江東区）
- ・「江東区景観計画」（平成 25 年 4 月、江東区）
- ・「江東区一般廃棄物処理基本計画～もったいない、限られた資源をたいせつに～」
（平成 29 年 3 月、江東区）

- ・「大田区基本構想」(平成 20 年 10 月、大田区)
- ・「大田区実施計画 (平成 29 年度～平成 31 年度)【平成 30 年度版】」
(平成 30 年 2 月、大田区)
- ・「大田区環境基本計画 (後期)」(平成 29 年 3 月、大田区)
- ・「大田区都市計画マスタープラン」(平成 23 年 3 月、大田区)
- ・「大田区景観計画」(平成 25 年 10 月、大田区)
- ・「大田区一般廃棄物処理基本計画」(平成 28 年 3 月、大田区)
- ・「大田区緑の基本計画 グリーンプランおおた-みどり あふれる 未来 CITY おおた-」
(平成 28 年 3 月、大田区)
- ・「公害苦情統計調査」(平成 30 年 9 月閲覧、東京都環境局ホームページ)
- ・「有害大気汚染物質のモニタリング調査」
(平成 30 年 9 月閲覧、東京都環境局ホームページ)
- ・「ダイオキシン類調査結果」(平成 30 年 9 月閲覧、東京都環境局ホームページ)
- ・「局別測定内容」(平成 30 年 9 月閲覧、港区ホームページ)
- ・「大気汚染常時測定」(平成 30 年 9 月閲覧、江東区ホームページ)
- ・「大気汚染調査」(平成 30 年 9 月閲覧、品川区ホームページ)
- ・「平成 28 年度版 大田区の環境調査報告書～騒音・振動、大気、水質等の調査～」
(平成 29 年 10 月、大田区)
- ・「平成 25 年度 道路交通騒音振動調査報告書」(平成 26 年 12 月、東京都環境局)
- ・「平成 26 年度 道路交通騒音振動調査報告書」(平成 28 年 1 月、東京都環境局)
- ・「平成 27 年度 道路交通騒音振動調査報告書」(平成 29 年 3 月、東京都環境局)
- ・「平成 28 年度 道路交通騒音振動調査報告書」(平成 30 年 3 月、東京都環境局)
- ・「平成 28 年度 公共用水域水質測定結果」
(平成 30 年 9 月閲覧、東京都環境局ホームページ)
- ・「河川水質調査」(平成 30 年 9 月閲覧、江東区ホームページ)
- ・「水質環境調査報告書」(平成 30 年 9 月閲覧、大田区ホームページ)
- ・「要措置区域等の指定状況」(平成 30 年 9 月閲覧、東京都環境局ホームページ)
- ・「水準基標測量成果表 (港湾地区) (基準日・平成 30 年 1 月 1 日)」
(平成 30 年 9 月、東京都港湾局)
- ・「水準基標測量成果表 (基準日・平成 30 年 1 月 1 日)」
(平成 30 年 7 月、東京都土木技術支援・人材育成センター)
- ・「日本の地形レッドデータブック第 1 集―危機にある地形―」
(平成 12 年 12 月、古今書院)
- ・「日本の地形レッドデータブック第 2 集―危機にある地形―」
(平成 14 年 3 月、古今書院)
- ・「新版 東京港地盤図」(平成 13 年 6 月、東京都港湾局)
- ・「平成 29 年 東京港地盤沈下及び地下水位観測調査結果」
(平成 30 年 9 月閲覧、東京都港湾局ホームページ)

- ・「平成 19 年度東京都現存植生調査委託（東京都 2007） 1/25,000 植生図」
（平成 30 年 9 月閲覧、植生調査情報提供ホームページ）
- ・「東京臨海部における自然環境調査報告書」（平成 25 年 9 月、東京都環境局）
- ・「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 実施段階環境影響評価書
（海の森 クロスカントリーコース）」（平成 29 年 3 月、東京都）
- ・「東京の観光公式サイト GO TOKYO」
（平成 30 年 9 月閲覧、公益財団法人東京観光財団ホームページ）
- ・「東京都文化財情報データベース」（平成 30 年 9 月閲覧、東京都教育庁ホームページ）
- ・「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」
（平成 30 年 9 月閲覧、東京都教育委員会ホームページ）
- ・「清掃工場施設一覧」（平成 30 年 9 月閲覧、東京二十三区清掃一部事務組合ホームページ）
- ・「一般廃棄物処理基本計画」（平成 27 年 2 月、東京二十三区清掃一部事務組合）
- ・「清掃事業年報（東京 23 区） 平成 29 年度」
（平成 30 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合）
- ・「清掃事業年報（東京 23 区） 平成 28 年度」
（平成 29 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合）
- ・「清掃事業年報（東京二十三区） 平成 27 年度」
（平成 28 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合）
- ・「清掃事業年報（東京二十三区） 平成 26 年度」
（平成 27 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合）
- ・「清掃事業年報（東京二十三区） 平成 25 年度」
（平成 26 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合）
- ・「都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査
（2015（平成 27）年度実績）」（平成 30 年 3 月、東京都環境局）

本書に掲載した5万分の1および7万5千分の1の地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。

(承認番号 平30情複、第907号)

5千分の1の地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。

(承認番号 30都市基交著第186号)

平成 31 年 1 月発行

印 刷 物 登 録

平成 30 年度 第 87 号

環境影響評価調査計画書

－中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業－

編集・発行 東京二十三区清掃一部事務組合 建設部
東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号 東京区政会館 12 階
電話番号 03 (6 2 3 8) 0 9 1 5

印 刷 株式会社啓文社
東京都世田谷区世田谷一丁目13番12号 シャンアインイイダビル1階
電話番号 03 (5 7 9 9) 9 6 3 5

